



令和5年 第3回定例会

# 会 議 録

(令和5年6月12日～6月30日)

枕 崎 市 議 会

令和 5 年

枕崎市議会第3回定例会会期及び会期日程

1 会 期 19日間（6月12日～6月30日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
6月12日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第12号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第13号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程（日程第14号－第22号） 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 議案上程（日程第23号） 18 提案理由の説明 19 質疑、討論、表決 20 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 21 報告（日程第25号－第27号） 22 散 会
6月13日 (火)	休 会		
6月14日 (水)	休 会		
6月15日 (木)	休 会		
6月16日 (金)	休 会		
6月17日 (土)	休 会		
6月18日 (日)	休 会		
6月19日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会

		委員会	前 8:50	1 議会運営委員会
6月20日(火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会
6月21日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
6月22日(木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
6月23日(金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会
6月24日(土)	休 会			
6月25日(日)	休 会			
6月26日(月)				
6月27日(火)				
6月28日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
6月29日(木)	休 会			
6月30日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第5号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第6号-第7号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第8号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第9号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 継続審査申出について 15 議員派遣について 16 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 17 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(令和5年6月12日)

令和5年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月12日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	34	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
6	35	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	総 文
7	36	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	37	枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	産 厚
9	38	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
10	39	枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	産 厚
11	40	財産の取得について	総 文
12	陳1	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府 予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
13	41	監査委員の選任について	
14 く	42 く	農業委員会委員の任命について	
22	50		
23	51	農業委員会委員の任命について	
24		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	

25	報1	繰越明許費繰越計算書について	
26	報2	枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	
27	報3	専決処分の報告について	

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員  
3 番 辻 本 貴 志 議員  
5 番 水 野 正 子 議員  
7 番 豊 留 榮 子 議員  
9 番 禰 占 通 男 議員  
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員  
4 番 上 迫 正 幸 議員  
6 番 立 石 幸 徳 議員  
8 番 眞 茅 弘 美 議員  
10 番 平 田 るり子 議員  
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長  
宮 下 和 也 書記  
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記  
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
山 口 太 総務課長  
鮫 島 寿 文 水産商工課長  
籠 原 正 二 財政課長  
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長  
沖 園 信 也 農政課長  
鮫 島 眞 一 税務課長  
上 園 秀 人 水道課長  
平 塚 孝 三 市立病院事務長  
水 流 敏 幸 監査委員  
森 智 賀 健康課参事  
桑 原 英 樹 水産商工課参事  
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長  
田 代 勝 義 企画調整課参事  
木之下 浩 一 教育長  
森 健一郎 学校教育課長  
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長  
宮 原 司 消防長  
中 山 俊 吾 総務課行政係長

本 田 親 行 副市長  
日 渡 輝 明 企画調整課長  
松 田 勇 一 市民生活課長  
福 永 賢 一 福祉課長  
松 田 誠 建設課長  
西 村 祐 一 健康課長  
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長  
今給黎 仁 水道課参事  
橋 口 和 洋 監査委員事務局長  
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事  
中 村 俊 彦 農政課参事  
立 石 秀 和 市民生活課参事  
大工園 昭 則 建設課参事  
平 田 寿 一 総務課参事  
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長  
木 浦 勝 美 生涯学習課長  
木口屋 和 彦 選管事務局長  
中 原 広 次 警防課長兼消防署長  
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和5年第3回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、3番辻本貴志議員、10番平田るり子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの19日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

まず、枕崎市議会報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果についてであります。委員長に平田るり子議員、副委員長に水野正子議員が選出されております。

次に、監査委員から、令和5年3月、4月及び令和5年5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和5年第1回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和5年第3回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

4月23日の枕崎市議会議員選挙では、新たに議員となられた4名を含む12名の皆様が当選され、新たな議会体制でこの6月定例会を迎えることとなりました。

当選された議員の皆様にご改めてお祝い申し上げますとともに、これから4年間、枕崎市発展のために、議員の皆様と執行部がお互いに切磋琢磨してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

九州南部は、5月30日頃に梅雨入りし、これから大雨、そして台風による災害が発生しやすい時期となってまいります。

今月8日には、12時14分から13時13分までの1時間に74ミリの非常に激しい雨が降り、一部で道路の冠水や土手の小規模な崩土が発生しました。

雨はその後、次第に小康状態となり、人的被害や大規模な被害はありませんでした。

なお、小中学校におきましては、下校時に教職員による通学路の見回りや集団下校を行うなどの対応を取ったところです。

先月には梅雨・台風シーズンを前に、市の防災点検及び南薩地域振興局による県下一斉防災点検を行っておりますが、今後も大雨、台風対策に万全を期してまいります。

5月8日から国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に変更しました。

各地で様々な行事が再開されるなど、社会経済情勢がコロナ禍前の状況を取り戻しつつあります。

本市においては、3月19日にまくらざき春の市、5月5日にはこどもの日かつおまつりが、いずれも4年ぶりに開催され、多くの方に御来場いただいたところです。

また、市営野球場では、鹿児島水産高校と枕崎高校の野球の交流戦や九州女子硬式野球リーグ戦が昨年に引き続き開催され、今年度も市営野球場の活用が大いに期待されるところです。

今後も、8月5日、6日に4年ぶりの2日間開催で予定されているさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりのほか、7月2日に総合体育館で開催されるなぎなたプレ国体、8月11日から南浜館で開催される果ての鉄道展などのイベントを通じて、関係人口の拡大につなげてまいります。

経済活動では、ポストコロナにおいて本市産業の更なる活性化が求められますが、4月には枕崎市漁業協同組合の大型冷凍冷蔵庫が完成し、枕崎漁港のストック機能の充実、冷凍カツオをはじめ青物等の安定流通の確保が期待されるところです。

また、金山小学校跡地にはIT企業によるICT、情報通信技術拠点がオープンし、地域活性化・人材育成へ向けた取組が始まっています。

私は、新型コロナの5類への変更を機に、これまで開催を見送ってきた語る会を再開させることとし、ポストコロナにおける公民館活動についてのお話を伺うため、各自治公民館に開催の意向についての案内をしていましたが、5月15日に茅野公民館で市長と語る会を開催し、多くの御意見を聴かせていただきました。

今後も、積極的に市民の方々と直接語る場を設けてまいります。

次元の異なる少子化対策を目標に掲げる政府は、今月1日のこども未来戦略会議において、子育て支援を中心とした少子化対策の素案を示しました。

少子化対策は本市においても重要な課題ですが、その対策については施政方針でも述べましたとおり、経済の視点と子育て環境の視点、双方の視点から取り組む必要があります。

子育て環境においては、長年、本市及び南薩地域の周産期医療を支えていただいている市内産科医療機関が、今月末をもって分娩の取扱いを終了することとなっています。

今後、本市居住の方の分娩については、先月移転し、産婦人科を新設した県立薩南病院や鹿児島市内の医療機関などを利用していただくこととなりますが、ただいま申し上げた市内の産科医療機関では引き続き、日帰りの産後ケアに取り組んでいただくこととしています。

また、さきの12月議会及び3月議会で提案させていただいたこども家庭センターの機能を持つ保健センターとしての活用を検討していた民間医療施設跡地の取得を、正式に断念することとし、交渉相手にお伝えしました。

子育て支援の環境整備については、こども家庭センターの設置場所をはじめ、一体的な相談支援体制の整備へ向けて改めて検討を進めることとします。

ふるさと納税の委託事業者の選定について、既存事業者を含む4事業者による公募型プロポーザルを実施しましたが、受託候補者から辞退の申出があり、次点候補者との協議も不調となりました。

この件に関しては、本日の本会議終了後の全員協議会で説明させていただきます。

冒頭も申し上げましたが、新たな議会体制の下、これからも本市発展のために諸課題に前向きに取り組んでまいります。

議員の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第12号までの8件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算1件、条例5件、財産の取得について1件、人事案件11件及び報告事項3件の計21件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く7件について、説明を申し上げます。

まず、議案第34号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億7,815万6,000円を追加し、予算総額を160億6,640万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、国県支出金等精算返納金、妊産婦相談支援体制確保事業補助、認定農業者等担い手育成対策事業補助、県の地域振興推進事業を活用したトモダチパーク整備事業、コミュニティ助成事業補助などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第35号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、人事院規則の改正内容に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を廃止しようとするものです。

次の議案第36号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正により、燃費・排ガス等の不正行為に係る軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例の見直しがなされたこと等に伴い、所要の改正をするほか、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行による森林環境税の導入に伴い、賦課徴収の方法等について規定を整備しようとするものです。

次の議案第37号枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町の区域の変更に伴い、片平山児童センターの位置について条文の整理をしようとするものです。

次の議案第38号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が撤廃されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第39号枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合体育館等の入館の制限に係る規定を改めようとするものです。

次の議案第40号財産の取得につきましては、本市消防団に配備している消防車両を更新するため、消防ポンプ自動車を2台取得することについて、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提

案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は、ただいま上程されました議案の中で、議案第34号並びに議案第39号についてですね、本会議でお尋ねをさせていただきます。

最初にこの一般会計補正予算（第3号）の関係では、後もって予算委員会も設置されますけど、主なものについてですね、幾つか質疑をいたします。

今度の補正の中で一番予算額が大きい新型コロナ関係の地方創生臨時交付金事業、この中で低所得世帯支援給付金ですね、給付額が1億2,000万円出されております。これはさきの5月の臨時議会でも、いわゆるひとり親あるいはふたり親に対する子育て支援の関係からの給付金もあったんですが、その際3万円分の給付金事業はどうなっているかということで、福祉課長のほうから現在検討中という答弁もあったんですけどね。そうすると給付額は3万円とそうしますが、対象の世帯は4,000世帯ということになろうかと思うんです。

ここで聞きたいのはですね、これまで地方創生の臨時交付金、ひとり親やふたり親、あるいはその非課税世帯ということで極めて具体的な対象世帯、対象者になっていたかと思うんですが、今度の低所得世帯、この基準ですね、どこからどこまでが低所得なのか、この点についてはどういうことになっているのか、最初にお尋ねをします。

それから、予算の説明資料5番目に出る生活保護の関係もあるんですが、低所得世帯の給付金は、生活保護世帯は対象になるんですか、どうなんですかね。その点もお答えをいただきたいと思います。

そして、条例の関係では議案第39号にですね、総合体育館の関係で条例の一部改正が出されております。

新旧対照表を見ますと、今まであった体育館への入館を拒絶あるいは退館を命ずることができる項目の中に、伝染性の疾患にかかり、又は精神に異常があると認められる者、この方々は入館を拒絶または退館を命ずることができていたわけですが、今回この部分を削除しておりますが、その理由について説明をいただきたいと思います。

○福永賢一福祉課長 まず私のほうから、低所得世帯支援給付金給付事業について概略説明いたします。

対象世帯につきましては、令和5年6月1日時点の住民基本台帳の世帯全員が、令和5年度住民税均等割の非課税である世帯ということで、4,000世帯を見込んでおります。お尋ねの生活保護世帯につきましても、この条件に該当すれば支給の対象になるということになります。

令和3年度以降、いろいろな給付金等がございましたが、非課税の給付金につきましては、それぞれ全員が非課税世帯であることと、あと課税の方に扶養されてないということが前の給付金等では条件でございましたが、今回の給付金については、そこは条件にはしておりません。そこが以前の給付金等との違いでございます。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今回お願いしております条例の一部改正につきましては、枕崎市総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部ということで、第1条に指定管理者は次の号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができるとなっております。

その経緯につきましては、鹿児島県のほうから4月28日付に鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課長名で、精神障害を理由とする制限条項についての照会があったところであります。

該当したのは本条例1件で、もう既に回答書として、早期に議会上程して改定したいという回答をしております。

説明の理由といたしましては、伝染性の疾患にかかり、又は精神に異常があると認められる者に対する制限は、特定の個人や団体に対して差別的である可能性があるかと判断したところで削除

するというところでお願いしております。

○6番立石幸徳議員 条例関係についてはですね、また常任委員会で審査が深まるだろうと思うんですが、予算の関係で確認を含めてですね、再度お尋ねします。

先ほどの福祉課長の説明では、いわゆる非課税世帯は当然、低所得者ということで対象になると。ただ課税世帯であったとしても、非課税相当の所得というものについても、今回は対象になると、こういう理解でいいんですかね、それを確認しときます。

それから生活保護世帯の関係では、まず、先ほどの質問をもう一回繰り返しますが、生活保護世帯は対象になるんですか。

そして、この説明資料にもある5番目の生活保護適正実施推進事業、こういった事業が出てきますと、現況が適正でないというようなふうにも考えられるんですけど、このコロナ以後ですね、本市の生活保護の受給者、この推移はどうなっているんですか、お尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長 低所得世帯支援給付金給付事業につきましては、家計急変の部分についても対象となるということで、5年度が課税であっても、家計が急変した世帯については、申請によつての対象となるというふうに御理解いただければと思います。

それから、生活保護世帯につきましては、同じように、まず生活保護であるということでの対象ということではなくて、この非課税世帯であるということの対象として、そしてまた課税であつて生活保護の方も中には出てくるかと思いますが、そういった方は、家計急変ということで申請をいただいて、対象になるということで拾い上げて対象とさせていただくような形になるかと思われまふ。

生活保護の世帯、人数等につきましては、ちょっと今正確な数字は持っておりませんが、現在、約150世帯、180人が被保護者、被保護世帯となっております、減少傾向にあります。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思ひますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よつて、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第13号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、下竹芳郎議員の退席を求めます。

[下竹芳郎議員 退席]

○永野慶一郎議長 市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第41号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、市議会議員のうちから選任する監査委員に、下竹芳郎氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思ひますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数  
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第13号監査委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、10人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、  
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、3番辻本貴志議員、4番上迫正幸議員、5  
番水野正子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成9票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

下竹芳郎議員の着席を求めます。

[下竹芳郎議員 着席]

○永野慶一郎議長 次に、日程第14号から第22号までの9件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第42号から議案第50号までの農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

これら9件は、現在の農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、俵積田広昭氏、今給黎龍浪氏、眞茅文男氏、原田克子氏、園田和寛氏、篠原正氏、天達範隆氏、白澤千恵子氏、畑野真人氏を引き続き、それぞれ農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数  
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第14号から日程第22号までの農業委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

それぞれの案件について同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、6番立石幸徳議員、7番豊留榮子議員、8番眞茅弘美議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 まず、日程第14号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第15号の投票結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第16号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第44号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第17号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第18号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第46号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第47号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第49号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第22号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第50号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第23号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、水野正子議員の退席を求めます。

[水野正子議員 退席]

○永野慶一郎議長 市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第51号農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、現在の農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了になることに伴い、水野正子氏を引き続き、農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第23号農業委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、10人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。  
点呼を行います。  
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。  
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、9番禰占通男議員、10番平田るり子議員、  
11番橋口洋一議員を指名いたします。  
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。  
投票総数10票。  
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。  
そのうち、賛成10票、反対0票。  
以上のおおり、全員賛成であります。  
よって、議案第51号は、同意することに決定いたしました。  
水野正子議員の着席を求めます。

[水野正子議員 着席]

○永野慶一郎議長 次に、日程第24号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員が令和5年7月1日で任期満了となることに伴い、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から6人の議員を選出するものです。

本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての市議会における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員は、12人であります。  
念のため申し上げます。  
投票は、単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。  
まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○永野慶一郎議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。  
次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番下竹芳郎議員、3番辻本貴志議員、4番上迫正幸議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、持留良一6票、川村孝則5票、山下美岳1票。

以上のとおりであります。

次に、日程第25号から第27号までの3件について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項3件について、報告いたします。

まず、報告事項第1号繰越明許費繰越計算書につきましては、昨年の9月定例会において議決をいただきました令和4年度枕崎市一般会計補正予算(第5号)第2条の繰越明許費並びに3月定例会において議決をいただきました令和4年度枕崎市一般会計補正予算(第10号)第2条及び令和4年度枕崎市一般会計補正予算(第11号)第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次の報告事項第2号枕崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和4年度枕崎市公共下水道事業会計予算について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の報告事項第3号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○6番立石幸徳議員 私は報告事項にですね、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

一般的に報告事項は、御承知おきくださいで終わるんですけどね。下水道関係の報告で、今回下水道の補正予算も出ていませんのでね、どうしてもこの報告事項で確認だけをしたいんですよ。

というのが、今回、事故繰越、つまり地方公営企業法第26条第2項のほうの事故繰越で、再度といいましょうか、この枕崎終末処理場汚泥処理施設の新設が4年度から5年度に事故繰越になって2,000万円報告されていますよね。

ただこの件については、1年前の、同じく下水道会計の事故繰越としてですよ、枕崎終末処理場汚泥処理施設改築ということで1,500万円。これは1年前に事故繰越をして、今度もまた500

万円が増えているんですが、また事故繰越と、この経過はどうなっているわけですか。

○今給黎仁水道課参事 ただいま立石議員から質問のあった件でございますけど、今、立石議員がおっしゃいました前年度の1,500万円の事故繰越、これと今回の2,000万円の事故繰越については別物でございます。

1,500万円のほうにつきましては、去年事故繰越をしたわけですけど、これにつきましては、あくまで処理場の汚泥濃縮脱臭設備の基本設計に関する事故繰越だったわけですけど、これについては、令和4年度について完了しているところでございます。

今回、この2,000万円については、新たな処理場の新設ということで、設計をやっているところですけど、これが3年度事業から続けて進まず、4年度についても完了できないということで事故繰越をしたところでございます。

○6番立石幸徳議員 報告事項ですので深入りはしませんけど、いずれ9月の下水道会計決算ですね、詳しくお尋ねしますが、いずれにしても地方公営企業法第26条の第3項ですね、市長が先ほど報告事項の根拠にされた第3項ではですよ、私この第3項の条文も下書きをしてまいりましたが、管理者は地方公共団体の長、本市の場合は管理者も公共団体の長も一緒ですのでね。

繰越額の使用に関する計画について、計画についてですよ、報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長つまり市長はですよ、次の会議において、議会にその旨を報告しなければならない。

今、水道課参事が言われたことはですよ、きちっとした書面で我々議会に提出すべきじゃないんですか。そうでないと、地方公営企業法第26条の第3項がきちっと遵守されていないということになりますよ。説明を求めて答えるようなもんじゃないですよ。

もうこれは議長いいです、答弁は。いずれ4年度決算の下水道会計で、詳しく資料を求めてお聞きします。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告につきましては、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時46分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(令和5年6月19日)

令和5年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月19日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	上 迫 正 幸 議員（20ページ～23ページ）
		橋 口 洋 一 議員（23ページ～33ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（33ページ～42ページ）
		辻 本 貴 志 議員（42ページ～45ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（46ページ～52ページ）

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今 給 黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長	大 工 園 昭 則 建設課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事	平 田 寿 一 総務課参事
木之下 浩 一 教育長	高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
森 健一郎 学校教育課長	木 浦 勝 美 生涯学習課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長	木 口 屋 和 彦 選管事務局長
宮 原 司 消防長	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番上迫正幸議員、2番橋口洋一議員、3番眞茅弘美議員、4番辻本貴志議員、5番下竹芳郎議員、6番禰占通男議員、7番平田るり子議員、8番豊留榮子議員、9番水野正子議員、10番立石幸徳議員の順に行います。

まず、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 本年度最初の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ロシアによるウクライナ侵攻が世界の耳目を驚かせて1年4か月が過ぎようとしています。その影響は広く世界に及び、食糧、エネルギー、資源等の価格が高騰し、途上国の食料難を引き起こしました。我が国でもほとんどの商品が値上がりしてきております。特に食料品価格の値上げは家計を圧迫しており、先行き不透明な状況であります。

まだまだ戦争終結にはかなりの時間を要すると予想されます。一日でも早く、ロシア・ウクライナ問題が解決することを心より願いたいものです。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、少子化で年々、児童生徒数が減少してきているが、市長の見解をお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 通告にございました部活動の地域移行ということで答弁させていただきたいと思っております。

本市におきましても、少子化によりまして年々、児童生徒が減少している現状がございます。また、少子化の進展により、学校によりましては従前と同様の学校単位での部活動の運営が難しくなっている状況もございます。

そのような状況下においても、本市の子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することが必要だと考えております。

そのため、部活動の地域移行を進めて、地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下で、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、生徒のニーズに応じた多様な活動を実現したいと考えております。

さらには、生徒の望ましい成長を担保するための、そしてできる限り生徒の希望がかなうように、地域での持続可能で多様な環境を整備することが、地域住民にとってもよりよいスポーツ・文化芸術の環境整備につながるものと考えております。

○4番上迫正幸議員 次に、4校区の小学校4、5、6年生の児童数と中学1、2年生の生徒数とありますが、打合せのときに詳しい数字はお聞きしましたので、ここでは5年後、令和10年度の校区ごとの生徒数の増減についてお尋ねいたします。

○森健一郎学校教育課長 それでは現在から5年後の令和10年度の生徒数の推移を校区ごとに申し上げます。

枕崎中学校は、現在195人から令和10年度は165人となり30人減少となります。桜山中学校は、現在76人から令和10年度は66人となり10人減、別府中学校は、現在61人から令和10年度は61人となり増減はございません。立神中学校は、現在131人から令和10年度は108人となり23人減少となっております。

○4番上迫正幸議員 現在、合同で練習などを行っている部活動は何がありますか、お聞きいたします。

○森健一郎学校教育課長 6月1日現在で、他校と合同で部活動を行っている部活動については、野球部が市内中学校4校合同で活動しております。また、サッカー部が枕崎中、桜山中、立神中の合同、女子バレー部が桜山中と別府中が合同で活動を行っております。また、枕崎中が試合のときのみ立神中から部員を借りて参加しております。

○4番上迫正幸議員 その部活動の練習場所と合同練習の度合いを教えてください。

○森健一郎学校教育課長 合同練習の状況をお伝えいたします。

野球部については、平日は学校で練習し、土日の練習については塩浜グラウンド、枕崎中学校で合同練習を行っております。サッカー部については、平日は桜山中で練習し、土日は桜山中、深浦グラウンド等で練習しております。女子バレー部については、桜山中、別府中については平日は各学校で練習し、土日の練習はどちらかの体育館で合同練習を行っております。

○4番上迫正幸議員 それでは次の質問です。

今後の運動部活動はどうなっていくのかをお聞きいたします。平日の部活動の取扱いはどうなっていくのかをお尋ねいたします。

○森健一郎学校教育課長 これまでの部活動については、生徒にスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築に大きく寄与してきました。

昨今の少子化や教員の働き方改革への対応を目的に、国のスポーツ庁と文化庁は、令和7年度末までに休日の部活動の指導を地域団体等に委ねる方向性を示しており、県もそれに沿った形で学校部活動の在り方に関する方針を本年5月に策定しました。

枕崎市においても、望ましい部活動の環境構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、部活動の地域移行に向けて、枕崎市地域部活動推進協議会を設置しております。

また、部活動地域移行に向けて総括コーディネーターを新たに学校教育課に配置し、体制の整備を段階的に推進し、令和8年度からの休日の部活動の地域移行を目指してまいります。

その後の平日の部活動の地域移行については、令和7年までの取組状況等を勘案し、必要な見直しを行い、取組を進めてまいります。

○4番上迫正幸議員 部活動は、仲間をつくるということに大きな役割があると思われませんが、その役割が失われるおそれはないのかをお尋ねいたします。

○森健一郎学校教育課長 部活動は、仲間づくりに関しても、大きな教育的な意義を持っておりました。今後、地域移行に関しましても、今まで培ってきた仲間づくりという視点を持ちながら、地域移行できるように取り組んでまいりたいと思います。

○4番上迫正幸議員 それでは地域移行に伴い、保護者の経費負担はどのようになるのか。そして、市としての支援はないのかをお聞きいたします。

○森健一郎学校教育課長 部活動の地域移行に伴う経費負担については、外部指導者の人件費や運営に関する管理費などが考えられます。

現在、部活動予算の確保については、学校単位でP T A活動費等として予算化したり、地区中体連の負担金や、地区や県大会への出場補助金として一部公費負担をしたりしているものから受益者負担へ移行していくものと考えられますが、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展することを踏まえ、地域クラブ活動に係る活動・運営に必要な会費等については、可能な限り低廉な額にすることや、経済的に困窮する家庭などへの支援の在り方についても今後検討してまいります。

○4番上迫正幸議員 練習場への移動とか試合会場への移動とかに、現在使われているスクールバス、あれを利用しようという考えはないのでしょうか。

○高山京彦教育総務課長 スクールバスの関係ですけれども、部活動の地域移行に伴いまして、

現在、協議しておりますけれども、現在のところではスクールバスの利用というのは考えてはございません。

○4番上迫正幸議員 スクールバスの利用は考えていないということですが、やっぱり経費の面を考えると保護者に負担が行くので、ぜひともスクールバスを利用できるように検討していただきたいと要望しておきます。

それでは次に、今まで中体連の大会は先生方が中心になって運営してきたと思いますが、地域移行に伴い、今後はどうなるのかをお聞きいたします。

○森健一郎学校教育課長 中学校体育連盟の主催する大会の運営については、今後、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が進む中で、地域クラブ活動が大会に参加する場合は、地域クラブ指導者等も大会運営へ携わることになるということです。

○4番上迫正幸議員 中体連の大会のほうは分かりました。

それでは、練習試合はどのように行われると思われませんか。

○森健一郎学校教育課長 練習試合については、従前のおり部活動顧問が引率するということになると思いますが、これについても地域移行に伴い、地域の指導者への移行を今後検討してまいります。

○4番上迫正幸議員 指導者に必要な資格があるのかをお聞きいたします。

○森健一郎学校教育課長 現時点で、部活動指導者に関する資格について明確に求められているものはありませんが、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

なお、資格の有無にかかわらず、指導者については、資質を高めるために学校部活動及び地域クラブ活動の適切な運営の在り方について理解を深めるための研修を行っていく必要があると考えております。

○4番上迫正幸議員 地域移行に伴い、外部指導者の派遣について、どのように考えているのかをお聞きいたします。

○森健一郎学校教育課長 地域移行に伴う外部指導者の派遣についてでございますが、県からの外部指導者の派遣はないということですが、市町村で必要とする人材を確保するための人材バンクについては設置に向けて検討中とのことです。

本市としても、指導者の確保は大きな課題の一つと考えております。そこで、市独自の人材バンクの設置を検討したり、本市の各競技団体に指導者の派遣を依頼したりして指導者の確保を行っていきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 例えば大学でスポーツをしている人をお願いしようとか、そういう考えはないんでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 人材バンクを整備していく上で、部活動の協議会とも協議しながら整理していきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 次に、子供たちがけがをしたときの保険の対応はどのようになるのかを教えてください。

○森健一郎学校教育課長 現在、本市の全児童生徒は、市と保護者が経費を負担し、日本スポーツ振興センターに加入しており、部活動などの学校の管理下におけるけがや事故などに対して、日本スポーツ振興センターから保護者に対して給付金が支払われております。

地域クラブ活動においては、学校の管理下ではないことから、指導者や参加する生徒等に対して、スポーツ安全保険など自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険等に加入することを義務づけていきたいと考えております。

保険料の負担については、県や他市の状況を調査、研究しながら検討してまいります。

○4番上迫正幸議員 運動部の地域移行は分かりました。

それでは文化部活動の地域移行はどうなるのかをお答えください。

○森健一郎学校教育課長 吹奏楽部等の文化部活動においても、運動部活動と同様に、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、まずは休日の部活動の地域連携・地域移行を進めてまいります。

○4番上迫正幸議員 文化部のほうは、ただいま練習するときは学校の教室を利用していると思うんですが、地域移行した場合の練習施設などはどうなりますか。

○森健一郎学校教育課長 基本的に、練習場所については学校等を活用することになると思います。これについても、また今後、協議会等で検討が必要だと考えております。

○4番上迫正幸議員 コロナ禍でなかなか保護者同士がそういう部活動移行について話し合う場はなかったと思うんですが、保護者はこの地域移行を理解していると考えているのでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 本市において、枕崎市地域部活動推進協議会が設置されましたので、そこでの内容を今後、保護者には伝えていく必要があると考えております。

○4番上迫正幸議員 児童生徒に説明会は開かないんですか。

○森健一郎学校教育課長 協議会の内容や地域移行に関するロードマップ等については、各中学校の校長やスポーツ推進委員の代表へ説明を済ませておりますので、各中学校の教職員や保護者の皆様への周知や、児童生徒の周知については、今後、ホームページや広報紙を利用して説明をしていきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 地域移行についてはなかなか来年度からの施行ということで、詳しい内容や質問等が掘り下げていけなかったわけですが、来年から実施されていくと思うので、来年以降も掘り下げて質問していきたいと思います。

最後に、これから児童生徒も減少していく中で、ぜひ中学校の統合ということも検討していただきたいと要望し、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時52分 休憩

午前10時01分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 今日は初めての一般質問ということで、どのようになるかちょっと心配しているところでもございますが、私からの一般質問を始めさせていただきたいと思います。

よろしく願います。それでは通告に従って質問いたします。

昨今の気候変動の影響などで局地的な大雨が増える中、先日も東海地方で豪雨が猛威を振るい、河川氾濫等により住民に甚大な被害を与えております。

昨今の護岸整備の進展により、堤防を越えて発生する浸水被害は総体的に減っているものと考えられますが、一方では、市街地化による排水というものがクローズアップされ、行き場を失った雨水が地上にあふれ出て問題となる内水氾濫が大きな問題となっているところであります。

これは、農村地域において低地に集まる雨水対策において問題になってきていたところと、本質的には同じであると考えております。

今回は、河川、それを取り巻く地域について、これまでの対策、今後の計画について、市内の河川の改修状況等についてまずお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市域内に流れる主要な河川である2級河川は、花渡川・中洲川・馬追川・金山川・尻無川の5本があります。これまで幾度の豪雨により、河川の越水や河川水位の上昇により内水が排除できないことを原因として、床上・床下浸水や耕作地・道路の冠水などの災害が発生

してきました。

そのような災害が発生した箇所や災害が予測される箇所については、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を守るために、県南薩地域振興局など関係者へ事業化の要望を随時行ってきており、浸水被害などの事前の災害対策は重要であると認識しております。

これまでの改修状況の詳細につきましては、担当課のほうから答弁させていただきます。

**○松田誠建設課長** 市域内に流れる2級河川のうち、特に重要である花渡川においては、河川の断面が狭小で沿川が低平地の箇所もあることから、平成5年・9年の豪雨により床上・床下浸水が発生したため、平成12年度より、河口から2番目にある花渡橋から金山浄水場付近の滑川橋までの約6,000メートルを、総合流域防災事業と床上浸水対策特別緊急事業により河川改修を実施しております。

工法的には、川の流れを阻害する原因である中洲川合流付近や、金山川合流付近の河川線形などの改修工事、河川堤防を越水した権現橋周辺の護岸のかさ上げ工事、通水断面を確保するための花渡橋から中州橋までの河床の掘削工事及び河川工事に伴う4橋の架け替え工事を実施しています。

また、花渡川河川改修と同時に行う必要があった花渡川支線の中洲川においても、花渡川合流地点から下園橋までの河川改修に着手しており、3橋の架け替え工事、鹿籠堰の更新や護岸工事が完了し、現在は、下園橋の架け替えと町田頭首工の更新工事が事業中であり、令和7年度に完了する見込みと聞いております。

立神地区にある馬追川では、平成5年の集中豪雨により、第2馬追橋付近が被災し、床上・床下浸水で家屋に被害をもたらしたことから、災害復旧工事による橋の架け替えと護岸を整備し、その後においても、年次的に県単河川等防災事業により、護岸整備を実施しているところです。

金山地区にある金山川では、田布川公民館付近にある田野々頭首工上流側右岸からの氾濫により、農地等に被害が出ていることから、県単河川等防災事業において、令和3年度から測量設計業務に着手しているところです。

市街地東側に位置する尻無川では、これまで危険箇所においては部分的な護岸改修を県単事業で実施してきており、今後も護岸の状況を把握しながら改修が必要な箇所は、南薩地域振興局へ要望していくこととなります。

**○11番橋口洋一議員** 今、改修の報告があったわけですがけれども、この改修によって、現在は河川における流量等は非常によく流れていると判断してもよろしいということでしょうか。

**○松田誠建設課長** 河川改修後の花渡川沿岸では、1時間雨量が多かった令和2年9月豪雨、このとき時間124.5ミリ降っていますが、また総雨量が多かった令和3年8月豪雨、531ミリ降っていますが、こちらにおいても、床下浸水はあったものの床上浸水がなかったことから、成果があったと考えております。

**○11番橋口洋一議員** そのほかの地域についてはどう考えられますか。

**○松田誠建設課長** ほかの地域につきましては、大規模な改修工事を行っていませんが、直近の豪雨による床上浸水等はないものでございますので、部分的な改修ではございますが、効果があったものと考えております。

**○11番橋口洋一議員** 分かりました。

今のところ河川の改修については順調に計画に基づいてですね、推移しているものと理解します。

次に、市の防災計画における水防箇所10地点の中で、鹿籠麓町、山下地区と妙見町、瀬戸口地区における危険対象雨量及び波高がほかのところと違って、時間雨量ではなく、日間降水量となっているのはなぜかというところで質問いたします。

**○松田誠建設課長** 枕崎市水防計画書の水防箇所は、市内の河川・護岸等の重要水防箇所以外で、

人口密度や土地利用の状況等の観点から、保護すべき必要性の高いものと認められる地点で10か所を選定しています。

各水防箇所においては、洪水や高潮などの予想される危険や、耕地や住家などの予想される被害の程度のほか、危険対象となる雨量や波高が記載されています。

その中で、御質問にあったとおり、花渡川と中洲川の危険対象雨量は日雨量となっています。

花渡川については、南さつま市を起点として流域が広く、継続的な降雨による河川水位の上昇と、朝夕の干満など時間的な影響を受けやすいことから、危険対象雨量を時間雨量でなく日雨量で示しております。

中洲川については、花渡川に合流していることから、朝夕はもちろんのこと、花渡川の水位の影響を受けやすいことから、花渡川同様、日雨量で示しているところでございます。

**○11番橋口洋一議員** 花渡川及び中洲川は流域が広く、広範囲の降雨状況が影響するということが、今御説明で分かりました。

次に、水防計画書を見ておりますと、中洲川においては、排水能力は毎秒1立米の排水機を右岸に2台、毎秒0.35立米の排水機を左岸に2台ずつ設置となっております。

水防箇所としては日間降水雨量等、同じ基準で対応に当たっている花渡川において、下流である平田町は除きますけれども、上流である鹿籠麓方面において排水機などはないところですが、対応はどのようになっているのでしょうか。

**○松田誠建設課長** 水防計画書の排水ポンプ一覧表では、御指摘のとおり、中洲川沿岸には井ノ尻橋付近の中洲川左岸と、宝寿庵橋付近の中洲川右岸に排水機場を設けています。また、花渡川においては、平田瀉地区の内水排除を目的として、花渡川左岸の小川橋付近と新花渡橋付近の2か所に排水機場を設けております。

なお、過去に床上浸水などの被災実績のある山下・水流地区においては、花渡川改修のほか、それぞれ排水路の改修等により、浸水被害が軽減されてきましたが、花渡川の水位上昇による内水の排除を手助けするため、豪雨が予測される場合は仮設ポンプを設置しております。

**○11番橋口洋一議員** 仮設ポンプを借りて排水を実施しているということ、今答弁いただきましたが、その操作というのはどのような形になっているのでしょうか。

**○中村俊彦農政課参事** 山下地区の排水ポンプの操作につきましては、農政課職員が2名体制で対応しているところです。作業につきましては、仮設排水ホースの設置と道路の通行止めを行った後にポンプ稼働しております。

それと、中洲川沿いの排水機場にも職員が2名待機しておりまして、お互いの連絡体制を取りながら対応に努めているところです。

**○11番橋口洋一議員** この排水ポンプっていうのは、大雨が降るという予測が立つようなときに、その都度置いていかれるようなものになりますか。

**○中村俊彦農政課参事** 梅雨時期及び台風シーズン前に、事前に山下地区の上流・下流側に2か所、建設業に依頼しまして設置をしているところです。

**○11番橋口洋一議員** それであれば、今も梅雨時期ということで、もうずっと設置をされて、梅雨時期が終わった、台風時期も終わった頃にまた撤去されるというような運用をされているのでしょうか。

**○中村俊彦農政課参事** 梅雨時期前に設置しまして、今年は6月になってから設置しているところです。その後、やはりちょっと大雨もあつたりしまして、雨の状況を見ながら、梅雨明け後もやはり台風シーズンが来ますので、その辺も時期を見ながら検討しているところです。

**○11番橋口洋一議員** 分かりました。

今、お話にありましたレンタルしてある排水機の排水能力になりますけれども、固定で設置してある排水機と比較したところですね、どのような程度のものであるかというところをお尋ねし

ます。

○中村俊彦農政課参事 現在の仮設ポンプの排水能力につきましては、花渡川沿いの上流側ポンプにおいては、ホース径が100ミリで毎分1トン、下流側のポンプにおいては、ホース径が150ミリで毎分2トンの排水容量となっています。

○11番橋口洋一議員 先ほどありました水防計画書に載ってある毎秒1立米の排水機が2台ありました。その単位でいうと、比較するためにどのぐらいの能力なのかをお伺いしたいと思います。

○中村俊彦農政課参事 水防計画書に載っております桜馬場地区の排水機場につきましては、先ほど建設課からも説明がありましたが、桜馬場地区は下流側で1秒間に2トンです。上流側が1秒間に0.75トンです。

山下地区におきましては、毎分1トンから2トン程度であります。ここにつきましては、山下地区の周辺整備としましては、集落内の排水路改修工事、花渡川改修事業により総合的に浸水軽減が図られてきましたが、やはり河川水位が潮位の関係で高くなり、集落内の排水が妨げられることを予測して仮設ポンプを設置している状況にあります。

平成28年、令和2年の床下浸水の実績とか、近年においての局地的な大雨による浸水予測がされることから、どの程度の排水ポンプ容量が必要なのか、今後検証する必要があると考えております。

○松田誠建設課長 参考までに申し上げますと、今の排水ポンプの容量ですが、市営プールのプール、大プールが1,400トンぐらいの容量があります。それを満杯にするのに毎分1トン程度であれば、120分程度かかるような関係でございます。

○11番橋口洋一議員 能力的には大分小さいんじゃないかなという印象を持ちました。

そこら辺も、今後設置する際に、レンタル等を行う場合、もしくは、そこに設置する場合、機器を設置する場合、そういったときにも、十分に考慮していただいて対策を取っていただきたいと思っております。

続きまして、もう一問質問させていただきたいと思うんですけど。

令和3年9月の議会における市長答弁におきまして、揚水ポンプ、固定のポンプ、そういうものの設置について年次的な対応として、専門のコンサルなりを入れて状況を把握し、そしてどのような対応をすべきか前向きに検討したいというふうに答弁がございました。

そのような指示を既に出しているとおりましたが、その後の対応はどのようになっておりますでしょうか。

○松田誠建設課長 令和3年9月議会の市長答弁のとおり、令和3年度初旬から市内の浸水対策について庁内協議を繰り返し実施しております。令和4年度では、下水道事業の防災安全交付金事業により、雨水管理総合計画の第1弾である浸水リスクなどの調査を専門のコンサルタントに委託しまして、調査・研究を行っているところです。

○11番橋口洋一議員 まだ調査段階とお伺いしました。自然は待つてくれるものではありませんので、対応が十分であるかという検討、対応する人員、危険負担の問題等々あると思っておりますので、さらにスピードを上げて検討してもらいたいと思っております。

続いて、その検討の中の一つと考えられます本市における雨水管理総合計画の策定状況についてでございます。

先般の施政方針演説におきましても、雨水管理総合計画について言及がございましたが、その内容はどのようなものでしょうか。

○松田誠建設課長 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降水量や洪水発生頻度が増加することが見込まれています。

そのような中、流域治水関連法が改正され、各地域の水災害状況、将来の気候変動による降雨

量の増加を見据えた計画降雨に基づき、浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、事前防災の考えに基づく整備ができるよう、あらゆる関係者が協働して取り組むこととなりました。

本市におきましては、令和2年9月豪雨で21件の床下浸水被害、令和3年8月の豪雨では、家屋への直接被害はなかったものの、多数の道路冠水などの被害が確認されましたが、中長期的な浸水対策計画がないことから、今後、起こり得る浸水被害が懸念されるため、市街地や浸水被害経歴のある地域における、中長期的な浸水対策計画を策定する必要があるため、令和4年度から雨水管理総合計画策定に着手しました。

雨水管理総合計画は、浸水リスクと地域の重要度を調査し、優先度を定める雨水管理方針と、詳細な浸水シミュレーションにより、効果的な対策を検討する段階的対策計画により構成されており、令和4年度は雨水管理方針の決定を行うため、下水道区域のほか浸水実績のある水流・山下地区を含む75の流域を地区設定し、氾濫解析ソフトのシミュレーションにより浸水予測箇所と深さを推定し、各浸水予測箇所の被害額と重要度を算定した上で、基本計画となる段階的対策計画の地区を設定しました。

本年度の段階的対策では、計画降雨L1に対する浸水対策として、排水路の断面拡幅、バイパス水路の新設、排水機場の更新や新設などのハード事業の手法の選定と、概算事業費を算出し、事業計画を決定していくこととなります。

なお、本年度の対象地域としましては、シミュレーション結果で床上浸水が予測されている平田町地域を計画しております。

**○11番橋口洋一議員** 今、計画を策定中ということで、降雨シミュレーションという言葉がございましたが、降雨シミュレーションにおいて想定される浸水被害域というものは、線状降水帯が頻発している中、想定される最大雨量等の降水を使って算定しているところだと思うんですけども、実際にその際に浮かび上がってきた地域というのをお示してください。

**○松田誠建設課長** 降雨シミュレーションの解析では、まずは氾濫解析ソフトに入力した地盤高、水路・河川の断面・勾配などの地理情報が現況に整合しているか確認するため、平成28年9月20日台風16号の実績降雨L1'時間雨量115ミリで解析しました。その結果、これまでの床上・床下浸水実績とほぼ合致していたことから、地理情報は間違いのないことの確認を行っております。

次に、確認された地理情報に、計画降雨、時間雨量、88ミリを再度、氾濫解析ソフトにより解析し、浸水予測箇所と浸水深さを推定しました。

計画降雨に対する主な解析結果としましては、宮前地区は、浸水深さ5センチ以上50センチ未満の床下浸水が27件、浸水深さ50センチ以上の床上浸水はなし。平田瀉地区は床下浸水32件、床上浸水3件。神園川沿線は床下浸水21件、床上浸水なし。枕崎中学校南側は、床下浸水4件、床上浸水なし。田畑地区では床下浸水14件、床上浸水なし。桜山小学校南側は床下・床上浸水ともに見られないが、農地や空き地での冠水あり、塩浜地区は床下浸水3件、床上浸水なし。水流地区は住宅地では申請は見受けられないが、農地での冠水あり。山下地区は床下浸水19件、床上浸水なしとの結果となりました。

このように計画降雨では、床上浸水は平田瀉地区しか見られないものの、床下浸水による住宅への被害が想定される地区もあるところです。

**○11番橋口洋一議員** 浸水被害が想定される地域において、見込まれる災害対応についてどのような対策を取られる見込みか、お示してください。

**○松田誠建設課長** 枕崎市水防計画書においては、河川沿岸の中で豪雨による浸水の被害が予想され、水防上特に注意を必要とする重要水防箇所が3か所、人口密度や土地利用の状況などの観点から保護すべき必要性の高いと認められる水防箇所が9か所あります。

このような重要水防箇所等においては、梅雨前や豪雨が予測される場合は、河川に設置している排水樋門の稼働点検や排水路の流水確認のほか、水田地帯にある堰の転倒状況を確認していま

す。

また、建設課所管の3排水機場と農政課所管の2排水機場においては、年間を通じてポンプ設備や発電機設備の動作点検を委託しているところです。

これまで2級河川や排水路の改修、バイパス水路の新設、排水機場の機能強化など、未然に災害を防ぐ事業を行ってきましたが、近年の豪雨に対応できるよう、雨水管理総合計画で得た情報を基に、浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、事前防災の考えに基づく整備を行いたいと考えております。

**○11番橋口洋一議員** 事前防災の考え方を徹底して対策を取るということを理解いたしました。

私の理解しているところでは、雨水管理対策については、下水道地域が対象になると考えておりましたが、同計画に対応しないと考えられるその他の地域についても、雨水管理対策は行われるということによろしいのでしょうか。

**○松田誠建設課長** 雨水管理総合計画は、流域治水関連法の一部見直しにより、浸水リスクの高い地域での整備を重点化するため、令和4年度より取り組んでいるところです。

当計画の雨水管理の方針の決定では、市全体として浸水対策の優先度を決定する必要があることから、下水道区域以外で浸水履歴のある地域も交付金事業の対象となりましたが、令和5年度予定の段階的対策計画では、下水道事業区域のみが対象となることから、水流・山下地区においては交付金事業の対象外となっています。

しかしながら、市の浸水被害対策においては、水流・山下地区を含む浸水リスクのある全域が対象地域であることから、優先度等を考慮して計画していく予定です。

**○11番橋口洋一議員** そういう今お話を伺いまして、安心したところです。充実した整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、山下地区の一時避難所ということで通告してございます。

今までの御答弁で当局としては雨水対策を進めたところで、市民の生命財産を守るという方向性にあるということは承知いたしました。早めの避難というものを従前から周知されているというところも承知しております。

先ほど、鹿籠麓町、山下・水流地区というお話がありましたが、以前、幼稚園を一時避難場所としていたことがあると承知しております。その幼稚園跡地は寄附を受ける以前は、学校法人と地域公民館、市の三者で協定を結んだところで、園舎を一時避難所として利用していたという過去がございます。その後、市に移管されたんですけれども、そのときには使われることがなくて、老朽化したため、今建物が取り壊されて更地になっているという状況であると承知しております。

現在の更地の状態から、その跡地、その方向性というのを検討しているのでしょうか。

一時避難所というところからまた質問させていただきたいと思ひます。

**○籠原正二財政課長** 招魂塚幼稚園跡につきましては、今質問者からありましたとおり、平成28年10月に市が寄附を受けまして、これまで行政目的に使用されない普通財産として財政課財産管理係で維持管理を行っております。そして、建物に大きな亀裂が入るなど老朽化が著しい状況であったことから、危険防止のため昨年度、令和4年度に解体工事を実施し、現在更地となっている状況でございます。

敷地内にある招魂塚の碑は、従前から地域の方々が管理されておりますけれども、今後、この敷地をどのように活用していくかにつきましては、現在のところ検討が進んでいない状況でございます。

**○11番橋口洋一議員** いわゆる物理的な面からハード対策ですね、そういったものを利用して、駆使して浸水被害発生を抑え込むという浸水被害対策には終わりが無いと考えられるところですね、ソフト的な対策として人的被害を最小限に防ぐという、避難を前提とした対応を考えざるを得ない面もあると考えております。

一方で、幼稚園跡の更地になった土地を見て、山下地区をはじめとした近隣住民の方々は、桜山西側地区から川を越えずに自主避難できる大変有用な施設、また周辺地域10団体が一緒になって活用できる地域集会施設としての役割を持たせたコミュニティセンターとしても再出発を期待していたところも想像に難くありません。

いろいろな制約があって建物を建てられないという話もお聞きしますが、建築技術的な制約なのか、地形的な制約なのか、そこらあたりをお示してください。

**○平田寿一総務課参事** 山下地区の住民の方々をはじめ、地域の声として、第1避難所に指定されている城山センターや妙見センターに避難しようとしても花渡川を渡らなければ避難できず、台風や大雨時に花渡川を渡ることに危険や不安を感じることから、西鹿籠地区に指定避難所の設置を望む声などがあることは承知しております。

指定避難所につきましては、災害の危険性があり避難した住民等の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するものです。

これまで、民間の施設を含め、西鹿籠地区に指定避難所として指定できる既存の施設がないか検討してきているところです。しかしながら、なかなか目的に合った施設等はなく、これまで設置できていないところですが、今後も引き続き検討していきたいと思っております。

招魂塚幼稚園跡地に建設的な問題を技術的にクリアし、社会福祉・健康増進対策のためのコミュニティセンターの整備はできないかとお尋ねですが、現在のところ、そういった具体的な計画はないところです。

住民の避難行動につきましては、市民の一人一人が災害の状況に応じた避難方法についてふだんから検討し、危険や不安を感じる前に早めの避難を心がけ、場面に応じた適切な避難行動を取ることができるよう、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時においても住民自ら主体的な避難行動が取れるよう、様々な情報伝達手段を通じ、確実かつ迅速に災害情報を伝達できるように今後とも努めてまいります。

また、避難とは難を避けると書きますが、危険な場所から安全な場所へ移動し、安全を確保することです。避難する場所は、指定避難所だけでなく、親戚や知人宅など安全が確保できる避難場所を日頃から検討していただくようお願いしてまいりたいと思います。

**○11番橋口洋一議員** 取組については、了解いたしました。

当局におきましては、公共施設等総合管理計画等もございます。それで建物の長寿命化を含めて適切な運営、管理を行うという方針であるということは承知しておりますので、軽々に新設と言うことは難しいなということは理解しております。

しかし、当局におかれましては、必要と思われる施設につきまして、様々な要望を踏まえたところで、新設を踏まえたところの対応も念頭に置きながら、対応していただけるようお願いをしたいと思っております。

前半部分については、以上でございます。

引き続きまして、ふるさと納税についての質問に移らせていただきたいと思います。

まず、質問1番目、枕崎市の納税額・件数の過去5年間の推移についてということでよろしくお願ひします。

**○日渡輝明企画調整課長** 本市のふるさと納税返礼事業については、平成30年度に公募型プロポーザルにより選定した市内の事業者と委託契約を締結し、これまで本市特産品である返礼品の企画・提案、返礼品のPRなど、求められるニーズを的確に把握し、委託事業者、返礼品協力事業者、行政ともに連携を図りながら、最新の情報を発信することで寄附額の増加につなげてまいりました。

本市ふるさと納税額の推移につきましては、寄附件数、寄附額の順に申し上げますが、平成

30年度は1万7,943件、8億0,747万1,613円、令和元年度は7万0,761件、27億4,180万1,204円、令和2年度は9万1,614件、33億2,906万1,817円、令和3年度は10万4,928件、34億0,685万6,855円、令和4年度については、6万4,723件、15億9,936万1,000円で、前年度と比較しますと、寄附件数で61.68%、寄附額で46.95%と大きく下回る結果となっております。(55ページに訂正発言あり)

以上です。

○11番橋口洋一議員 これまで寄附額が大きく伸びていたにもかかわらず、昨年度は大幅に減少しているということがよく分かりました。

続いて、市外自治体へのふるさと納税額・件数について、過去5年間の推移をお伺いいたします。

○鮫島眞一税務課長 本市住民がふるさと納税先として選んだ各地の自治体への寄附金に関して、全国の都道府県、市区町村へ行った特例控除対象寄附金の過去5年間の課税年度ごとの人数及び寄附金額の合計につきまして申し上げます。

令和元年度は122名で945万円、令和2年度は155名で1,214万5,000円、令和3年度は245名で1,977万5,000円、令和4年度は350名で2,475万円、令和5年度は446名で3,359万3,000円となっております。

なお、寄附を行った翌年に始まる年度が課税年度となります。

以上でございます。

○11番橋口洋一議員 市外地方自治体への納税額というのは、私も初めて耳にした項目だったんですけども、枕崎市にとっては、ふるさと納税に係る寄附額からすると、大きくは影響しないものであるというのは印象を持ちました。

しかしながら、今お伺いしていますと寄附、入ってくる額につきましては、非常に少なくなってきた令和4年度に対して、最終年に流出した金額というのは、1,000万から伸びているということは、また入ってくる額が少なくなったにもかかわらず、流出しているものも多くなっているということですので、非常に危機的な状況があるのではないかなと考えております。

業者等の協力を得ながら、ふるさと納税に関する制度を行っているかと思うところですが、その返礼事業協力事業者について、募集状況・選定はどのようになっているものか、お示してください。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税制度による本市への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、市外にお住まいの寄附者に対する返礼品を提供していただける返礼品協力事業者を随時募集しているところであります。

返礼品協力事業者の要件としましては、本社、支社・支店、事業所や事業場が市内にある企業・団体、個人であること。代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の構成員ではないこと。市税等の滞納がないこと。各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売またはサービスの提供を行っていること。事業所内で電子データの送受信が可能であることや出荷管理システムが導入できるパソコンやセキュリティ対策が行われた環境が全て整っているか整備予定であることとなっております。

そのほか募集する返礼品についても条件を満たしている返礼品であることが求められております。

原則、枕崎市で生産、製造、加工もしくはサービスの提供がされているものまたは枕崎市で栽培、採取もしくは育成された原材料を使用しているものであること。枕崎市の魅力を伝えることができ、枕崎市のPRにつながる要素があること。品質及び数量の面において、安定供給が認められること。食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法など、関連法規を遵守しているものであ

ること。平成29年4月1日付総務大臣通知、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当しないものであること。

以上の条件に加えまして、寄附額の区分に応じた返礼品の上限額を定めておりますので、これまで申し上げた要件を満たしている必要がございます。

返礼品の提供を希望する事業者から、申請書と必要書類が提出されましたら、市が審査を行い、適当と認められる場合は、返礼品協力事業者として決定し登録をすることになります。

以上です。

**○11番橋口洋一議員** 要するに、要件を満たせば協力事業者として承認することとなりますということですね。

前年90社ほどありました協力事業者の構成につきましては、今も同様の状況でしょうか。

**○日渡輝明企画調整課長** 返礼品協力事業者の登録者数のこれまでの推移を申しますと、平成29年度が13社、平成30年度が27社、令和元年度が38社、令和2年度が70社、令和3年度が87社、令和4年度が90社、現在が92社となっております、毎年度増加をしております。

増加の要因としましては、ふるさと納税制度の認知の高まりや平成30年度から委託を開始した管理委託事業者が返礼品協力事業者の拡大に努めたことが考えられます。加えまして、返礼品協力事業者にとっては、通常のインターネット上の商取引と比べまして、独自サイトの立上げやポータルサイトの管理運営をする必要がなく、また、ふるさと納税に関するポータルサイトへの掲載手数料や輸送コストにつきましても市が負担するため、協力事業者にとってメリットは大きく事業参加しやすい形態となっていることが上げられます。

以上です。

**○11番橋口洋一議員** 状況につきましては、了解しました。それでは返礼事業協力事業者との協力体制ということで質問させていただきます。

参加申込みの質問に対する回答書というのがございました、今回のプロポーザルの仕様書にですね。その回答には、本年4月に返礼品事業者の団体が設立され、その協議会の目的は、ふるさと納税制度の活用を図り、地場産業の振興及び枕崎市のPRに寄与するものとされておりましたが、具体的にはどのような活動方針になって活動されているのでしょうか。

**○日渡輝明企画調整課長** 本市特産品のブランド価値を高め、返礼品を通して本市の魅力を広く伝える手段の一つでもあるのがふるさと納税であり、産業競争力の向上、地場産業の振興につなげていくためには、返礼品協力事業者、委託事業者、行政が良好な関係を保ち相互理解を深めていくことは重要なことでもあります。

任意の団体であります、令和5年4月27日に返礼品協力事業者の方々が一堂に会し、連絡協議会が設立されております。返礼品協力事業者の皆様が相互理解、連携のもと、事業者おのおのが得意とする分野を生かしながら、本市の魅力あふれる新たな特産品の開発などにつながっていくことが期待されるところであります。

返礼品協力事業者の連絡協議会についての活動は、これから会員相互の密接な関係性の下、体制が構築されていくものと考えております。ふるさと納税制度の推進を図る上で、市としましても積極的に関わりを持ち、協力体制を築き上げていきたいと考えているところでございます。

**○11番橋口洋一議員** 税収が大幅に減った中、非常にスピードが遅いというふうに思っております。市当局におかれましては、スピード感を持った対応を考えていただきたいというふうに考えております。

次の質問でプロポーザルについての部分でしたが、時間がございますので、この部分は後ほど、またほかの議員の方々の一般質問等に上がっておりますので、そちらに回したいと思います。

6月以降のふるさと納税に関する対応状況についてということで、入札が不調になったという

ことはホームページ等を見たところで理解をしております。

一昨年枕崎のふるさと納税においては県内で4番目、全国で見ると33番目という、そういった驚異的な額を寄附していただいているところでもあります。というこの事実は、枕崎のポテンシャルの高さを現わしているものであります。これは、より一層伸ばしていくことができる貴重な分野であると考えております。

それらを踏まえて、6月以降の対応についてお伺いいたします。

**○日渡輝明企画調整課長** 6月1日以降の対応状況について申し上げますと、6月3日に本市ふるさと納税において利用できるポータルサイトのうち、寄附の受付額が最も多いポータルサイトでの受付を再開しており、委託事業者が選定されるまでの期間は、ポータルサイトの運用について、ふるさと納税の担当部署である企画調整課企画調整係で受注・管理を行ってまいります。

その他のポータルサイトにつきましても、寄附受付額が多いサイトのうち1つのポータルサイトを6月14日に再開をしております、これから順次ポータルサイトを再開する手続きを進めているところでございます。

本市への寄附を検討されている多くの方もおられますし、返礼品協力事業者のふるさと納税に期待する声もありますので、スピード感を持って対応をしていきたいと考えているところです。

**○11番橋口洋一議員** 今説明で昨年のウェブサイトにおいて取扱いの多かった2サイトの運営をしているというお話がありました。もし企業であれば、見込まれていただろう重要な収益が十億減ったとなれば、抜本的な対策を取ろうと動くのが当然の行動かと思えます。現状は、市においてもせっぱ詰まった状況であることを当局は強く認識する必要があると思えます。

この難局を乗り越えるために、市当局においてもプロジェクトチームを立ち上げるなど、一昨年度のふるさと納税額に追い付くことはもとより、大幅に減収となった昨年度を教訓に様々な取組を行い、枕崎市におけるふるさと納税の正常化、さらなる飛躍を視野に対策を行いますと、市長が旗を振り、市政発展のため邁進する決意はありでしょうか。

**○前田祝成市長** 今、ふるさと納税の現状について企画調整課から説明がございました。ふるさと納税につきましては、本市を応援してもらうための寄附金でございます。寄附をすることで多くが住民税であるとか、所得税から控除される制度となっております。

申し訳ございません、釈迦に説法ですが、住所地の自治体以外への寄附には寄附を受け取る自治体から返礼品を送ることができる、こういうルールになっているわけでございます。

自治体にとりましては、返礼品を通して、町の魅力を伝える効果、それに加えまして、その施策を推進することで財源確保にもつながる貴重な手段となっております。

安定した行政サービスの充実でありますとか、地場産業の活性化のためにも、本市でも制度の活用を積極的に推進していく必要があると考えております。

そのためには、事業を運営していくための仕組み、これをしっかりと構築する必要があり、これまで業務委託事業者を通じてふるさと納税事業を進めてきたところでございます。

一方、参加される返礼品協力事業者にとりましては、事業拡大あるいは新たなビジネスチャンスへのきっかけといった魅力もありますので、今後も返礼品事業者への参加の働きかけは必要と思えます。

その仕組みの中で、参加事業者がどのぐらいの販売規模で返礼品を提供されるのか、商品の調達あるいは在庫管理、発送業務など、それに必要な人的リソースも含め、事業規模の判断はそれぞれの事業者で行うものと理解してございます。

まさに企業戦略であり、企業的意思決定であると思えます。

今後とも、返礼品事業者との情報交換、事業見込みなどをしっかりと把握しながら、本市のふるさと納税返礼事業を進めていこうと考えております。

そして、その仕組みにつきましては、これまでの事業運営でありますとか、今回のプロポーザ

ルにおいて学んだ知見でありますとか、検証等を踏まえまして、その仕組みがどうあるべきかをしっかりと検討した上で事業を進めていこうと考えてございます。

○11番橋口洋一議員 市長におかれましては、スピード感のある対応で、大きな決断、素早い決断とともに行っていただきたいと考えております。

今、ふるさと納税のお話をさせていただいているところですが、ちまたでは、何かの調査を受けると何十億入ってくるような話も聞いております。そのような話に振り回されることなく、枕崎として、現行の税制上において取り得るあらゆる知恵を絞り、自立的、持続的な市の発展につなげる取組に尽力していただきたいと思っております。

取組いかんによっては、一昨年度の34億円はもとより、一昨年度寄附金額トップの自治体のように150億の寄附を頂く、そういう可能性も秘めている事業でございます。

市にとって危機的な状況であることを市長以下当局の方々が認識を新たにさせていただき、この難局に立ち向かってもらいたいと思っております。

最後に、市長。進みましょう前へ。市民のために。市民・事業者と一体となって。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 枕崎市議会におきましては、4月に市議会議員選挙があり、定数も2減の12名となりました。私は2期目となりましたが、今まで以上に研さんを重ね、市民の代表としてしっかりと責務を果たしてまいりたい所存でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類に移行しました。市民の皆様の生活様式も日常に戻りつつあります。本市においても様々な行事ごとが通常に戻り、市外からの観光客も、休日になると多く見かけるようになりました。

学校生活においても、これまで感染症対策や様々な制限がなされ、特に楽しいはずの給食時間は黙食だったと聞いておりますが、現在は、感染対策を行いながら楽しい雰囲気での給食時間に戻っているようです。学校は、単に教科や知識、すなわち勉強を教えるだけでなく、子供たちの生活全体や成長の様々な側面に深く関わり、多様な資質・能力を育てることに貢献していただいていると存じます。

そこで、1日の大半を学校で生活する子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校の個室トイレに生理用品を置いてほしいということで、1つ目の質問をさせていただきます。

本市では、昨年度、県の事業を活用して、学校のトイレに生理用品を配置したと聞いておりますが、こちらの内容をお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 生理の貧困問題については、経済的な理由により生理用品を購入できないだけでなく、家庭や家族の事情によって生理用品が手に入らないことや、性に対する理解や知識不足など様々な要因が考えられ、社会の理解不足があるとされています。

そこで昨年度、質問にありましたように、県の『生理の貧困』支援促進事業を活用し、各学校の実態を把握した上で、必要とする学校の個室トイレに生理用品を常備するために配布を行いました。

具体的な取組内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○森健一郎学校教育課長 県の『生理の貧困』支援促進事業を活用し、学校における生理の貧困問題の解消を図るために、学校と連携し令和4年11月から令和5年2月までの4か月間、市内3中学校の女子トイレの個室に生理用品を設置できるように必要数を配布いたしました。

○8番眞茅弘美議員 本市には中学校4校ございますが、3校に配布したということはどのような理由でしょうか。

○森健一郎学校教育課長 学校規模により、設置場所の衛生面や管理面、定期的な点検に要する校内体制を整える時間がなかったため、まずは体制の整った3校へ配布し、成果や課題を整理することとしました。

○8番眞茅弘美議員 その3校で、例えば一月にどのくらいの数の利用があったとか、その辺の数について分かりますか。

○森健一郎学校教育課長 一月当たりの使用数というのは把握しておりませんが、実証期間中に配布した数が3校で、1校目が80枚、2校目が160枚、3校目が200枚配布しております。

○8番眞茅弘美議員 それではその数が分からないということでしたら、どのくらい残っているかということも分からないわけですよね。

○森健一郎学校教育課長 実証事業を行いました3校に必要なに応じて配っておりますので、80枚配った学校と160枚配った学校と200枚配った学校は、それぞれその枚数だけ使っていると考えております。

○8番眞茅弘美議員 承知しました。あと、配布の後の子供たちの反応というものはどのような感じだったのでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 昨年度の「生理の貧困」支援促進事業の取組の成果として、学校からは、生理用品がトイレに常備されることで安心感がある、日常的に使用できるようになった、必要とする子供たちへの配慮があつてありがたいなどの意見が報告されております。

課題としましては、衛生面を踏まえた管理体制を今後整えていく必要があるということ、各自で生理用品を常備するという基本的な習慣づけが難しいといったような意見が報告されております。

○8番眞茅弘美議員 私、学校の個室トイレに生理用品を置いてほしいという質問は、今回で2回目ですが、これまでも、やはりそのような声が届いております。

ある方からは、もう当たり前のように置いてあるんじゃないの、それから、どうしてトイレに置かないのかねなど、そのような意見がございます。

そして近年よく耳にするようになりました生理の貧困は、子供の貧困問題に深いつながりがあり、社会全体で取り組む必要がある問題だと存じますが、経済的・家庭的な問題がなくても人間として誕生してからの生理現象でございます。1日の大半を学校で過ごす子供たちは、いつ始まるか予測がつかないことも多分にあると存じます。また、家庭環境によって生理用品の入手が困難だったり、十分な替えを持ち合わせていないなど、困ったり恥ずかしい思いをすることのないように小中学校の個室トイレに生理用品を設置していただきたい。県の事業に引き続き、本市でも取り組んでいただけないでしょうか、お願いします。

○森健一郎学校教育課長 今年度は、市内の全中学校の女子トイレの個室に生理用品を設置し、成果と課題を整理しながら、生理の貧困に陥っている子供たちに生理用品が確実に届き、安心して健康に学校生活を送ることができるように、学校と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、小学校の個室トイレへの配置については、発達段階に応じた取組を慎重に検討していきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 ありがとうございます。まずは中学校からということですが、大きな第一

歩です。子供たちの大きな反応もあり、教育委員会として寄り添っていただけた、そのように感じたところでございます。また、小学校に関しては年齢の幅も広く、そしてまだまだ年季の入ったトイレも多く、配置場所に苦慮されることでしょう。

しかし、小学生の子供の立場になりますと、最近では早い子供では2年、3年生から初潮があると聞いております。学校としてできることとして、例えば個室トイレに、保健室に来てくださいますとか、分かりやすいチラシを掲示していただくなどしていただければ、ありがたいと存じます。

それから、先日聞いた話ですが、本市の女性団体の皆様は、バザーや募金活動で得た収益金で購入した生理用品を小中学校に寄贈してくださったということです。その贈呈式に参加した小学生の女の子が、家に帰ってから父親に話をしたそうです。

内容は、今日、おばちゃんたちが学校に来て、生理用ナプキンをくれたんだよ。うれしかった。できればトイレにあるといいなという内容だったそうです。

そのお父さんは、何よりも父親に話をしてくれたことがうれしかった。娘の言うとおり、トイレに置いてほしいとも言われました。これは貴重な生の声でした。

小学校は、また検討してくださるということではございますが、中学校に置いてくださるということで安堵いたしました。中学校の個室トイレに置いてくださる生理用品の予算ですが、これは本市の予算でしょうか。あと、どのくらいの金額でしょうか、お願いします。

**○森健一郎学校教育課長** 予算につきましては、令和4年度から新たに保健室常備用生理用品等として、各小学校に5,000円、各中学校に1万円の予算措置をしております。

**○8番眞茅弘美議員** 承知しました。それから、保健室には以前から準備して下さっているようですが、同時に下着のほうも準備していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○森健一郎学校教育課長** 下着の設置状況ですが、学校の現状としては、小学校4校、中学校4校の全学校において、着替え用の下着を保健室に常備しております。

衛生面の観点から、今後も保健室に常備することを基本として、児童生徒が安心して使用できるようにしていきたいと考えております。

**○8番眞茅弘美議員** それは安心いたしました。これまでも養護教諭の先生方には、いろいろと配慮いただいております。これまで同様、保健室の相談に行ける環境を継続していただくようお願いしたいと思います。

今年度は中学校の個室トイレに置いてくださるということですが、先ほど予算も発表していただきましたが、経費もそんなにかかるものではございません。ぜひ今後、永続的に設置をお願いしたいと思います。そして小学校につきましても、個室トイレに設置していただくよう、ぜひ前向きに検討していただきまして、子供たちが困ったり恥ずかしい思いをすることなく、安心して学校生活を送れるように、御検討よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。ふるさと納税についてでございます。

午前中のふるさと納税についての質問の中で、ここ数年の納税額を上げていただきましたが、令和元年には27億円、令和2年には33億円、令和3年には34億円という大変大きな納税額となっております。令和3年度は、県内で4位という結果となり、これも、これまで委託事業者、そして協力事業者、また当局担当課の皆様のおかげでもございます。

しかし、ところが昨年度、協力事業者からの不満の声などもございまして、議会でも幾度となく質疑が交わされ、このままでは納税額がかなり落ちるのではないかと危惧していたところ、残念ながら半減以下となる結果となりました。昨年度約16億円、こういう結果となっております。

私これまでもふるさと納税に関しましての質問をさせていただいておりますが、その中で、委託事業者は社随意契約でなく、プロポーザルするべきだと言ってまいりました。いろいろ検討していただいた結果だったと存じますが、今年度4月にプロポーザルを実施されました。

それでは、まず、公募型プロポーザルの応札、落札の結果をお願いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税返礼事業業務の委託業者を選定するための公募型プロポーザルを今回実施いたしました。本定例会初日の本会議終了後の全員協議会で報告したとおりでございますが、改めて経緯を申し上げますと、平成30年度に公募型プロポーザルにより選定した市内事業者と委託契約を締結し、平成31年度から令和4年度までは、寄附金額の状況や当該市内事業者の契約の履行状況等の評価を行った上で、当該市内事業者と随意契約により委託契約を締結してまいりましたが、事業機会を平等に提供するため、一定期間で公募型プロポーザルによる事業選定を実施することが必要であるとの考えの下に、令和5年度につきましては、当該市内事業者と5月末までの2か月間の委託契約を締結し、6月1日からは、新たに選定した事業者と委託契約を締結するというスケジュールで公募型プロポーザルを実施しております。

枕崎市ふるさと納税返礼事業業務受託業者選定委員会による審査において選定された最優秀者と、次点候補者との協議が整わず、6月1日以降、委託事業者が決定していない状況になっております。

○8番眞茅弘美議員 委託業者ですが、プロポーザルが行われまして、最優秀者となった事業者が辞退されたということをお聞きしております。その理由をお願いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 今回公募型プロポーザルにおいて、最優秀者から受託の辞退届が提出されましたが、この辞退の理由としましては、「受託に当たり、業務内容の詳細を貴庁と協議し、その内容を基に、社内各部署で業務に関する協議を行ったところ、一定の期間で人的リソースの確保並びに弊社の提供するサービスの水準に持つていくことができないと判断したため辞退します」という理由になっているところです。

最優秀者も、社内のシステム担当、政策担当、受注担当の各部署で本市業務の内容を数回にわたり精査していただいたと確認をしております。本市も相手方の作業スケジュールに合わせた提案をしたところではありますが、協議を整えるに至りませんでした。

○8番眞茅弘美議員 このプロポーザルの様式を見ますと、Q&Aも実施されております。そのQ&Aの中で不安要素は解決するのではないかと思います。前事業者のお持ちのデータ、これってというのは帰属されるのでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、情報の保存及び引渡し並びに保有の禁止につきましては、業務委託に関する仕様書にうたわれておりまして、業務に関する資料や情報を書面または電磁的記録により保存すること、委託期間の終了後に、業務に関する資料や情報を書面または電磁的記録で市へ引き渡さなければならない。ただし、引き続き本業務と同じ内容の業務を契約を締結した場合、この限りではない。委託期間の終了後に、業務に関する資料や情報を書面または電磁的記録を市へ引き渡した後は、本業務によって得た資料や情報を保有してはならない。ただし、引き続き本業務と同じ内容の業務の契約を締結した場合、この限りではないとされております。

また、知的財産権についてでございますが、業務委託契約書において、本契約の履行に際し、乙が著作物等の制作物を作成する場合は、合意のない限り、乙の制作物に生ずる著作権、特許権、その他の知的財産権は全て乙に帰属するとされております。

今回のケースで申し上げますと、返礼品協力事業者の方々が出品する返礼品の画像等については、契約書において、知的財産権は原則として委託事業者に帰属するものとなっていることから、著作物等の制作物を除く書類データは市に引き渡されているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 そのように書かれておりますが、このQ&Aの中に、今回の業務委託開始時にポータルサイト及びシステム上の寄附情報、返礼品情報、画像、返礼品提供事業者等の各種データ及びログイン情報等を引き継がれますかとの質問に、引き継ぐことを想定しているところなのですが、これはどういうことでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、画像等の著作物に関する部分については、先ほど申し上げたとおりでございます。

今回、本市ふるさと納税において利用できるポータルサイトのうち、寄附の受付の額が最も多いポータルサイトでの受付を6月3日に再開しているところではありますが、このポータルサイトの運用につきましては、委託事業者から引き渡されたデータでありまして、画像の使用についても許可をいただいた上で運用を行っているところでもあります。

その他のポータルサイトにおきましても、6月14日に再開したサイトもあり、これから順次、ポータルサイトを再開する手続を進めているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 ということは、現在、市で運営しておりますよね。市で運営が始まったので、引き継いでいただいたってということでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 今回のケースにつきましては、これまでの委託事業者が次点となったときから協議を始めておりますが、その段階から、現在6月3日から開設されているポータルサイトについては、引き続き運用をしても構わないということで協議がその部分については整っていたところでございます。

○8番眞茅弘美議員 理解できない部分もあるんですが、その辺のところにつきましては、課題があるのではないかなと思っております。そして、このプロポーザルの期間、これも短かったのではないかなと思います。そこに関してはいかがでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 今回の公募型プロポーザルの検証、今後の方針について整理を行っているところでございますが、御指摘のありました募集から契約までの期間が短かったのではないかという点におきましては、今回、公募型プロポーザルに県内、県外から4社の申込みがあった一方で、最優秀者、次点候補者との協議が整わず、委託業務を契約するに至らなかったことを考えますと、次に向けた検討すべき課題として整理をしているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 それでは、次の質問に移りますが、今回の結果により、事業者への混乱と迷惑をおかけすることになったわけですが、5月25日から受付が一時停止しておりました。現在は、本市で2つのサイトを運営されているようです。その辺についての協力事業者への説明、または対応はどのようにされましたか。

○日渡輝明企画調整課長 公募型プロポーザルの結果により、これまでの委託事業者との契約が5月31日に満了となることになり、委託事業者と協議の結果、ポータルサイトに掲載を行っていた返礼品の受注・発注に係る業務の整理を契約期間内に全て終える必要があったことから、5月25日から全ての受付を一旦停止することになりました。

限られた時間の中で、返礼品協力事業者へのお知らせをしなければならなかったこともあり、返礼品協力事業者へはメールと文書による併用でお知らせをいたしました。5月25日以降、既に受付が停止した時点で情報を確認された返礼品協力事業者もいたことから、混乱を招き、委託契約の進め方について多くの課題が見受けられたところでもあります。

6月以降の対応につきましても、返礼品協力事業者へ案内ができたのが前日の5月31日となりました。公募型プロポーザルで選定された最優秀者、次点候補者との協議が5月31日まで及んでしまったことから、ふるさと納税に関する具体的な工程をお伝えすることができず、関係者の皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。

6月14日に返礼品協力事業者の皆様方にお集まりいただき、今回の公募型プロポーザルの経緯やこれから委託事業者が決定するまでの間、ポータルサイトの運用、受注・発注に関する事項など、今後どのように本市のふるさと納税を進めていくのか御説明をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。

○8番眞茅弘美議員 ポータルサイトの運営を、現在、担当課で行っているようですが、現時点での寄附額、こちらをお願いいたします。

○日渡輝明企画調整課長 6月3日からポータルサイトを再開しまして寄附を受け付けしておりますが、6月15日現在で申しますと、437件、901万6,000円となっております。

○8番眞茅弘美議員 1つのサイトは、結構これまで数的にも多くを占めていたサイトだと聞いております。今後、どうするか非常に大事になってくると思いますが、運営をどのようにしていくか、お願いします。

○日渡輝明企画調整課長 これまでの答弁と重複するところもございますが、6月3日から本市ふるさと納税において利用できるポータルサイトのうち、寄附の受付額が一番多いポータルサイトでの受付を再開しており、また、その他のポータルサイトにつきましても、寄附受付額が多いサイトのうち1つのポータルサイトを6月14日に再開をしており、これから順次ポータルサイトを再開し、体制を整えていきたいと考えております。

委託事業者が選定されるまでの期間は、ポータルサイトの運用について、ふるさと納税の担当部署である企画調整課企画調整係で受注・管理を行っていくこととしているところでございます。

また、今回の公募型プロポーザルの検証と今後の方針についての整理を並行しながら、これも重ねての答弁になりますが、本市へ寄附を検討されている多くの方もおられますし、返礼品協力事業者のふるさと納税に期待する声もありますので、スピード感を持って対応をしていきたいと考えているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 今、課長が申されたとおりでございます。このふるさと応援基金は、本市にとって本当に大きな財源でございます。この2年間は、幅広い多くの予算の中でも90前後もの事業にふるさと応援基金事業を充てて予算を立てることができたようでございます。一刻も早くしっかりとした形に収まってほしいとは思いますが、どのような方法がベストなのか、よく考えていただきたい、そういうわけでございます。

現在、何とか2つのサイトの運営が可能となり、安堵しているところではあります。しかし、現在、担当課の限られた職員で対応しているわけでございます。通常の業務もやりながら、非常に大変だと存じます。このふるさと応援基金は、本市にとって本当に大きな財源ですので、担当課だけでなく、市役所、ほかの課にも、例えば企画調整課の経験者もいらっしゃるはずで、手が空いている職員に応援をいただくなど縦割り横割りでなく、協力し合い、助け合う、これ民間企業では当たり前でございます。このようなことをきっかけにまとめ、そしてさらにふるさと納税事業が盛り上がると思えます。

今の状況はすぐ改善されそうにも今のところございません。そのあたりの協力体制、こちらについて、市長、いかがでしょうか。

○前田祝成市長 現状については、先ほどから答弁しているとおりでございます。

今議員からございました御提案に関しても、当然、通常業務がある中で企画調整課が今、かなりハードな仕事をしている状況でございますので、そのあたりについては、組織横断的に助けられる部分はしっかりやっていきたい、そのように考えますが、基本はやはり担当部署で、今回の件を検証した上でどうあるべきかというところを、先ほどの質問者の答弁とも重なりますが、しっかりと取り組んでいくことをやっていきたいと、そのように考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしくお願いたします。一刻も早くしっかりとした形に収まってほしいという思いはございますが、どのような方法が一番ベストなのか、よく思案していただきたい。

それで、今回、この公募型プロポーザルもこのような結果になったわけでございますが、今後、市で運営する、または第三セクターであるお魚センターに委託するなどの考えはございませんか、市長、お願いします。

○前田祝成市長 答えが重複するかもしれませんが、特に返礼品に関する業務につきましても、本市の魅力を伝えることができる返礼品の企画・提案、新たな特産品の発掘や体験型メニューの提案などに積極的に進めていただきたいと考えております。

返礼品の安定的供給、そして品質の確保につきましても、返礼品協力事業者との調整を十分に行った上でやる必要があると考えております。

今質問がございました第三セクターのお魚センターでということですが、これにつきましては、運営に関する件については、市としてはお答えする立場にないので、答弁を控えたいと思います。

御質問はお魚センターへの質問でありまして、それをこの議会の場で市長としてお答えすることは差し控えますが、そのような問いが一部返礼事業者からお魚センターへあり、そのことに対しては、お魚センターが一定の答えを出しているということは認識、確認してございます。

**○8番眞茅弘美議員** お魚センターに関しては、半分以上の出資もしてございます、市でですね。それから昨年12月には、5,000万円の貸付けの提案があり、議会としては附帯決議を付したところでございます。特に附帯決議の理由といたしまして第三セクターとしての経営方式についてでございましたが、市長は第三セクター方式で進んでいき指導的立場でやっていきたいと述べられました。この責任はとても重いと思います。5,000万円の貸付けの返済も7年据え置き。しかしながら、貸付けはこれだけではございません。返済時期が必ずやってまいります。大改修をしたら来客は増える、こんな甘いものではございません。もちろん担当者の方では一生懸命やっています。そして、聞いております。

利益を出し、テナント料を安価にすれば、入るテナントも増えると活気も出ます。そして、私以前から申しておりますが、お魚センターの目玉である生きた魚をほかにない安さで売る、これも実現できます。

検討・計画は入念にされていらっしゃると思いますが、しっかりとした運営ができる見通しを立てるためにも私は進めるべきではないかと存じます。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。火之神地区の養豚場跡地についてでございます。

火之神地区の養豚場跡地は、地域の活性化と関係人口の創出・拡大につながる地域の魅力創出事業としてワークショップを実施しております。仕様書の中では5回ほど行うように書かれておりますが、実施回数、そして内容についてお願いします。

**○田代勝義企画調整課参事** 火之神地区の当該土地につきましては、景観及び環境の保全を目的に取得いたしました。この土地を有効的に活用することで、地域の活性化や関係人口の創出・拡大につながるなど、様々な地域課題の解決につながる大きなポテンシャルを秘めているものと考えております。

昨年度に当該土地の利活用に関し、将来的なビジョンを描くための取組としまして、ワークショップを活用した検討会を全5回にわたり実施いたしました。

検討会の参加者は、市役所内の複数の課の様々な年代の職員26名と、まちづくりに関心のある市民8名の計38名でございましたが、第1回目のワークショップは職員のみでスタートし、ファシリテーターの指導の下、インタビュー形式で枕崎の魅力や価値、枕崎の未来について互いに聞き取りを行い、それをグループ間で論議し、その思いを全員で共有することから始まりました。

第2回目のワークショップでは、リノベーションまちづくりに取り組んでいる霧島市の職員の方を講師に招きまして、事業の取組や事例報告を紹介していただき、その後のワークショップでは本市の魅力や当該土地の利活用についてのアドバイスをいただきました。

第3回目のワークショップから市民の方も参加いただきまして、番所鼻自然公園の視察を行い、多くの方が訪れる観光地になるまでの経緯や、公園整備に携わっているNPO法人の取組、補助事業の活用による今後の公園整備計画について学びました。

第4回目のワークショップでは、レゴブロックを用いてグループ内での認識を可視化し、理解度を高めた後、枕崎市を取り巻く機会（Opportunity）と脅威（Threat）、枕崎市における強みと弱み、この4つの要素によるSWOT（スウォット）分析を行い、さらにこの4つの要素を掛け合わせて戦略を導き出すためのクロスSWOT（スウォット）分析を行いました。

このような取組から、当該土地を様々な視点から導き出した利活用方法について、5回目となる最後のワークショップで5つのグループによりプレゼンテーションが行われたところです。

このプレゼンテーションに向けては、各グループで互いに時間を調整しながら複数回集まり、プレゼン資料に使う写真や表現方法、見せ方などに、これまで培った各自の経験やスキルを取り入れた工夫やこだわりの見える興味深いプレゼン資料が出来上がりました。

プレゼンテーションの内容について幾つか申し上げますと、景観を生かしたみんなが集まれる日常と少し距離を置いた空間として、大人も子供も遊べる憩いの場の整備や森林浴のできる遊歩道の整備、火之神公園と差別化したキャンプ場の整備、また枕崎の食を生かした、その時期のテーマに合わせて楽しめるポップアップストアの展開や、海の見えるオープンキッチンの整備などがございました。

このような提案につきましては、あくまでも各グループによる今後の利活用に対する考え方の一つにすぎません。当該土地の利活用につきましては、市民の皆さん方のそれぞれ思い描くビジョンもあるかと思えます。そういった幅広い御意見等をいただきながら、有効活用が図れるよう引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

**○8番眞茅弘美議員** ワークショップのメンバーですが、市の職員が26名、一般市民から8名ということでした。

話によりますと、その職員は若手を中心にとということで集められたと聞いておりますが、この市民の方ですけれどもどのような方が参加されたのでしょうか。

**○田代勝義企画調整課参事** ワークショップの市民の方からの参加者につきましては、当初からまちづくりに関心のある市民ということで検討していたところです。

まちづくりに関心のある市民の方は結構いらっしゃると思いますが、今回は、まちづくりや地域課題解決について、市職員と市民との論議や協働作業を通じて市民の方の考え方を知り、そしてお互いの考え方の違いなども学ぶ場として捉えておりましたので、これまで市のイベント企画や観光に携わってきた経験のある方などを中心に、委託事業者と話し合いながら直接、参加者にお声かけをさせていただいたところです。

**○8番眞茅弘美議員** 個別的な誰々ということはもちろん申せないと思うんですが、これワークショップが終わってからだったのですが、このようなワークショップは自分も参加したかったとか、いつどのような方法で集められ、決まったのかという声もございました。

そういうことから、公平平等性とかいう観点からも、市民に広くお知らせし、呼びかけるということも大事ではないかと思えます。

このワークショップ、約300万円の予算をかけて実施されました。委託事業者からの報告というかまとめも出ていると思いますが、この予算が生きていくように、今後はどのような方法で進めていくのか、お願いします。

**○田代勝義企画調整課参事** 先ほどもありましたとおり、参加したい市民の方というのもいらっしゃるということで、今後につきましては、ただいま申し上げましたそういう市と市民の方々のワークショップ、そういったものを一つの参考にしながら、今度また具体的な計画をつくる中で市民の方の参加も呼びかけていくという状況になっていくと思えます。

また今、解体も進んでおりますので、そういった解体した後に更地になったそういう状況等の風景等もまた皆さん方に御覧いただきながら、今後の計画についても、また策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**○8番眞茅弘美議員** 市長は、この養豚場跡地について施政方針の中で幅広い御意見を収集して、本市のさらなる魅力発信につながる基本構想について検討を続けてまいりますと述べていらっしゃいますが、現時点での市長の見解をお願いいたします。

**○前田祝成市長** 施政方針で述べましたとおり、幅広い意見を収集して基本構想について検討し

たいと考えてございます。

先ほど参事からございました2か年で跡地整備を計画してございますので、その期間も有効に使いながら、そして投資する費用でありますとか、維持管理していく費用等に関しても、長期的な費用対効果あるいは投資リスクなどを慎重に検討しながら基本構想を立てていくことになろうかと思っております。

先月から語る会を開始してございますが、その中でも市民からの御意見があれば聞かせていただこうと思っております。現に、さきの茅野公民館で会がございましたが、そこでも御意見をいただいたところです。

また、先ほどから説明がございましたワークショップですが、昨年度の職員と市民によるワークショップ、これにつきましても、各グループの最終プレゼンについて私自身も聞かせていただいておりますので、今後、様々な御意見を収集した上で基本構想を検討してまいりたいと、そのように考えております。

**○8番眞茅弘美議員** 現在、養豚場跡地にはたくさんの鉄筋コンクリートの構造物が残っておりまして、計画では、先ほどもございましたが2年かけて解体すると聞いております。

これは火之神地区建物解体事業ということで、2年で3億円の計画で本年度は1億5,000万円が計上されていたと思っておりますが、これ入札はどうなっておりますか。

**○籠原正二財政課長** ただいま御質問のありました火之神地区建物解体事業につきましては、今、質問者からありましたとおり2か年で3億円程度の予算ということで本年度1億5,000万円、2か年度に分けて実施するということになっております。

今年度につきましては、まず、敷地の東側、海岸通りの市道に面した場所につきまして、それを北側、中央、南側の3工区に分けて建物の解体工事を進めます。現在、3工区のうち北側と中央の2工区につきまして、契約手続を完了いたしまして、そして6月下旬から今月下旬から着手いたします。

実質的な工事は7月中旬ぐらいからになるかと思っておりますけれども、もう6月には着手していくということになります。残りの南側の1工区、一番大きな建物がございますが、その建物につきましては、8月に契約手続を行いまして、8月下旬に工事に着手し、2月末までに完了する予定となっております。

令和6年度につきましても、敷地の西側の建物解体工事を行いまして、令和7年2月までには完了する予定となっております。

**○8番眞茅弘美議員** この解体工事の業者は何社でしょうか。

**○籠原正二財政課長** 契約手続に当たりまして、まず、本市内の事業者のうち、この規模の解体が可能である土木業務のある程度大きな企業になりますけれども、その企業8社を御指名いたしまして、現在2工区発注いたしておりますので、今そのうちの2社が受注をしているということになります。

**○8番眞茅弘美議員** 分かりました。この解体事業費も、ふるさと応援基金活用事業で計上されております。3億円という大変大きなお金でございます。近年、物価高騰も続いておりますが、おおよそ3億円という金額で、果たして解体作業が終わるのか、そこら辺はどのように見てらっしゃいますか。

**○籠原正二財政課長** 申し上げましたこの約3億円という事業費でございますが、この事業費につきましては、まず、予算を立てるに当たりまして、市内事業者にも中を見ていただきまして、必要となる事業費というものを見積もっていただいております。その上で、市といたしまして予算化をして、市で設計を立てまして、それで入札手続にかかっているということでございます。

基本的には、この3億円という事業費で、当初予算で申し上げました工区、この敷地内の建物及び基礎部分のみ残っているコンクリート部分、その部分については撤去を完了する予定でござ

ございます。当初予算の3月定例会でも申し上げましたけれども、その際様々な、例えばもう少し撤去しなければならぬものが発生したりとか、そうした場合には、その都度必要に応じた予算措置も併せてお願いしたいと考えておりますが、基本的にはこの3億円という事業費で完了するものと見込んでございます。

○8番眞茅弘美議員 ふるさと応援基金は納税者の方の善意でございますので、有効に活用していただきたいです。

以上で、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時16分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、辻本貴志議員。

[辻本貴志議員 登壇]

○3番辻本貴志議員 私は、去る4月23日の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の温かい御支援により当選させていただき、枕崎市議会議員に就任いたしました。

一票を投じていただいた市民の皆様に深く感謝するとともに皆様の思いを深く受け止め、市政の発展に尽力してまいります。

初めての質問に入ります。本市の人口流出の現状についてお尋ねします。

私の周りでは子育て世代が多く、その方々の話を聞くことが多いのですが、枕崎が本当に大好きで、枕崎に本当に頑張ってもらいたいといった意見が多く聞かれています。

しかし、中には今後の枕崎に希望を持たずに転出し、住まいは近隣の市であり、そこから本市で仕事を行うために通勤しているという現状も多く聞かれています。実際に何人転出しているといった数字的なものはありませんが、最近、印象としては、近隣の市から通っている方が増えているような印象です。中でも子育て世代の転出が多い印象です。その現状についてどのように把握しているか、質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市では、人口減少対策として、現在第2期地方創生総合戦略に掲げる4つの政策分野において、それぞれ目標指標を定め、その目標達成のための具体的な施策を中心に総合的に取り組んでおります。

しかしながら、本市の人口につきましては、平成27年国勢調査と令和2年国勢調査の比較で申しますと、2,013人、9.1%減少しており、令和5年6月1日における住基人口は1万9,480人となり、人口減少が進む本市の状況は極めて深刻な状況にあると認識しております。

この人口動向の要因としては、出生と死亡による自然動態、そして転出と転入による社会動態の2つがございしますが、本市の特に社会動態の現況につきましては、担当参事から答弁をいたします。

○田代勝義企画調整課参事 本市の社会動態における人口の転出数と転入数について令和元年から令和4年までの推移を申し上げます。

令和元年は、転出888人、転入711人で177人の転出超過となっており、令和2年は、転出824人、転入573人で251人の転出超過、令和3年は、転出753人、転入555人で198人の転出超過、令和4年は、転出742人、転入733人で9名の転出超過となっている状況です。

鹿児島県内における本市との人口の移動状況につきましては、本市との出入りの多い市について増減数だけで申し上げますと、令和元年は県内に203人の転出超過となり、そのうち鹿児島市に66人の転出超過、南さつま市に46人の転出超過、南九州市に15人の転出超過、指宿市の出入

り数は同数で増減はなしとなっております。

令和2年は県内209人の転出超過、そのうち鹿児島市に105人の転出超過、南さつま市からは6人の転入超過、南九州市に6人の転出超過、指宿市からは19人の転入超過となります。

令和3年は県内に147人の転出超過、そのうち鹿児島市に72人の転出超過、南さつま市に42人の転出超過、南九州市に8人の転出超過、指宿市からは4人の転入超過となっております。

令和4年は県内に87人の転出超過、そのうち鹿児島市に78人の転出超過、南さつま市から4人の転入超過、南九州市に7人の転出超過、指宿市から5人の転入超過となっております。

県内におきます本市からの転出先につきましては、転出元と同様に、今申しあげました鹿児島市や近隣3市が多い傾向にございます。

この社会動態につきましては、結婚・新学・就職・転勤・家庭の都合など様々な要因が考えられますが、転出・転入理由につきましては確認できないところです。

また、子育て世帯の転入・転出の移動状況についてですが、この転入・転出世帯の家族類型についての把握はできていないところです。

しかしながら、支援等の施策等を実施する上で、また支援等の効果検証をする上でも世帯等の状況把握については必要だと考えておりますので、この世帯等の把握の方法についてはまた今後研究していきたいと考えております。

**○3番辻本貴志議員** 今ありましたけれども、支援とか転出する理由とか、そういったことを聞いていただく、研究していただくということなので、ぜひそういった情報も、今後調査していただきたいと思います。

次に、昼間人口、夜間人口の枕崎の現状はどうでしょうか。

**○田代勝義企画調整課参事** 昼間人口につきましては、国勢調査において従業地及び通勤地を用いて算出されておりますので、令和2年の国勢調査の結果で申し上げます。

令和2年国勢調査における本市の人口は2万0,033人で、昼間人口は1万9,870人で夜間人口と比較しまして163人減となっております。昼間人口指数につきましても99.2%となっております。

昼間人口における本市から市外へ通勤や通学する流出人口は2,287人で、市外から本市へ通勤や通学をする流入人口は2,124人となっております。

流出地域につきましては、人数が多い順に県内で申しますと南九州市、南さつま市、鹿児島市へ、流入地域としましては、人数が多い順に南さつま市、南九州市、鹿児島市となっております。

傾向といたしましては、本市から市外へ通勤や通学をする流出人口は、本市の人口減少に伴い減少傾向にありますが、市外から本市へ通勤や通学をする流入人口は、大きな増減もなく推移しており、流出人口と流入人口の差は縮まってきているところです。

**○3番辻本貴志議員** 昼間仕事をするために市外から来て、結局、なかなか枕崎に住んでもらえないっていう方もやっぱり増えていっているような状況なので、ぜひそれを踏まえて、次に全国的に出生数が減少しており、日本国全体で人口が減少する中でありますが、人口増に対しての本市の考え方はいかがでしょうか。

**○田代勝義企画調整課参事** 人口減少の根本的な問題は、少子化が進展していることにあると考えられます。出生率が低下することで、将来的に労働人口や消費者層が減少し、経済成長の鈍化や社会保障制度による財政の悪化が懸念されます。

また、少子化の背景には、出会いの場の減少、若者を取り巻く雇用環境の厳しさ、女性が社会進出する機会が増えたことによる結婚・出産のタイミングの遅れや仕事や家事・子育ての両立の難しさ、さらには結婚、妊娠・出産、子育てに対する多様な価値観・考え方の変化など、経済的な要因や社会的な変化が複合的に影響を与えております。

このような状況を改善させるためには、結婚、出産・子育てに関する支援等の充実、若者の就

労働環境の整備、住宅・教育環境の充実、さらには本市の地域資源を生かした農業・水産業の振興による地域経済を活性化させるための施策を講じまして、市民が住んでいることに誇りを持つ魅力あるまちづくりを目指して、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

○3番辻本貴志議員 人口減少はなかなか難しい課題であると思いますが、今、答弁の中にありました住宅とか、教育環境の充実といったところはこういったところに取り組んでいただける予定でしょうか。

○田代勝義企画調整課参事 住宅につきましては、結婚された方、結婚されてすぐ住めるようなそういう住居の提供でありますとか、また子供を産んでも住みやすいというようなそういう住宅環境です。

教育環境の充実につきましては、今で言うとデジタルを活用したそういう教育でありますとか、また地域の方々と触れ合う、そういった様々なことも教育の一環だと考えておりますので、そういったことをしながら子供を育てやすい、そういう地域を目指していければと考えております。

○3番辻本貴志議員 今、実際行っていないことで、これから何かやっていくようなことが、予定していることがありますでしょうか。今やっていて現状がこうですけど、でも何か変わらないと変わっていけないと思っているんですが、今もやっていることですか。

○前田祝成市長 今、第2期地方創生総合戦略の中で取り組んでいることを基本的にはやっていくというのが現状だと考えます。

その中で、当然、毎年効果・検証を行っていくわけですがけれども、その中でどうしても不足している部分等については新たな取組として、新たな少子化対策であったりとか、子育てであったりとかという部分に取り組んでいくということになるかと思いますが、基本的には、現在進行中のものをしっかりと効果・検証を図りたいと考えてございます。

○3番辻本貴志議員 効果・検証をしながら、私もずっと見ていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

では、次の質問に移ります。通告書と少し順番が異なることを御了承いただきたいと思っております。本市における学校のいじめ問題と、不登校の現状と課題について質問いたします。

本市で不登校からひきこもりになって、部屋や家庭から出られないケースっていうのがあるのか。また、専門家につながないと難しいケースはあるのか。そのようなケースへの対応というのはどういった準備がされているのかをお尋ねいたします。

○森健一郎学校教育課長 本市の小中学校における議員がお尋ねのひきこもりのケースですが、ひきこもりの定義である6か月以上にわたり家庭にとどまり続けているケースに該当する児童生徒はおりません。

議員がお尋ねのケースへの対応ですが、まずは学級担任を中心に養護教諭や生徒指導担当者がチームを組んで家庭訪問や教育相談を行い、対象の児童生徒やその保護者に寄り添った支援を行います。また、学校だけで対応するのではなく、学校に配置されているスクールカウンセラーによる児童生徒や保護者へのカウンセリングや、学校の教職員の対応に対する助言など心理面からの支援を行います。その後、スクールソーシャルワーカーや福祉の関係機関との連携を図り、ケース会議を行い、児童生徒個々の状況に応じた対応について検討し、児童相談所や医療機関など必要な関係機関につないでまいります。

○3番辻本貴志議員 ケース会議とか児童相談所への準備もできているということで、ぜひいろんな多角的な視点から、そういった方へのサポートを今後とも引き続きお願いしたいと思います。

続いて、本市でのいじめの現状はどうでしょうか。

以前、大阪府吹田市立吹田第六小学校では、いじめの予防に取り組んでいるというNHKのテレビでの紹介がありました。本市で取り組む計画はいかがでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、い

じめ問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であると考えております。

本市の取組状況ですが、いじめ防止対策推進法を基に、各学校において学校いじめ防止基本方針を作成しております。

また、子供たちが児童会、生徒会活動を行う中で、年2回のいじめ問題を考える習慣や人権週間の取組を子供たち同士で工夫して取り組ませ、その中で自己肯定感を育み、共感的な人間関係づくりや、いじめに向かわない魅力ある学校や学級集団づくりを行っております。

また、道徳の授業の充実を図るとともに、年間5回以上実施するいじめに関するアンケートや、それらの結果を基にした教育相談を充実させ子供たちの心情を把握することで、いじめの未然防止を図ってまいります。

吹田市でのいじめの未然防止に力を入れたプログラム等、効果的な取組については、今後の取組の参考とさせていただきますと思っております。

**○3番辻本貴志議員** 吹田市の学校のテレビは私もすごく感銘を受けて、いじめが起こると大人が結構周りでそれを解決に向かわせるっていうのがもう当たり前かと思っていたんですけど、子供同士で予防をするということで、人間関係をつくることにもすごくつながると思ったので、ぜひ取り組んでいていただきたいと思っております。

続いて、不登校の改善に対してのスクールカウンセラーは効果的だと思います。ある学校では、学校に1人常駐していて、子供たちの日常にも目を向けており、非常に近い関係にある学校もあるそうです。本市の状況はどうでしょうか。

**○森健一郎学校教育課長** 本市におけるスクールカウンセラーの配置状況ですが、県の事業として、本市の小学校に年間3回ずつ、中学校については、学校規模や相談の実情により6回から12回派遣されております。

なお、本市では県の派遣に加え、市の事業として各学校に年間3回ずつ派遣し、いじめや不登校など児童生徒の問題行動等の対応のため、学校における教育相談体制の充実を図っております。

**○3番辻本貴志議員** 全国的にもやっぱり不登校が増えている現状がありますので、引き続きスクールカウンセラー等を配置して、予防に努めていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

小学校における教科担任制についてお尋ねします。令和4年度から小学校で本格的に始まった教科担任制、本市の取組状況はどうでしょうか。

**○森健一郎学校教育課長** 本市の教科担任制の取組状況について、お知らせいたします。

小学校高学年における教科担任制の導入については、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進めていくこととなっております。

本市においては、令和4年度から県のモデル事業として枕崎小学校に算数科の教員が1人配置され、5・6年生を中心に指導に当たっているところです。

本事業を推進するに当たっては、国や県の予算の確保や人的配置の課題があることから、今後県と連携しながら進めていきたいと考えております。

**○3番辻本貴志議員** 文部科学省は、高学年でつまづきやすいとされる理科、英語、算数、体育の4教科で、こういった教科担任制というのが大事だと言っております。

5・6年生を対象とすることで、学級担任以外の教員を手厚く配置できる、担任の負担も軽減できるといったことも聞かれておりますので、ぜひ今後とも継続して取り組んでいてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時49分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○2番下竹芳郎議員 本日最後の質問となりました。よろしくお願いします。

本市では、この4月、8年ぶりの市議会議員選挙が行われ、定数を2名減らして新たに4名の新人議員、女性議員4名でこれから4年間この12名体制でやっていきます。

緊張感があり前向きで活発な議論をして、このまちをよりよくしていかなければなりません。

さて今年は、コロナ感染症の影響により3年間延期を余儀なくされました燃ゆる感動かごしま大会が10月7日から、特別全国障害者スポーツ大会燃ゆる感動かごしま大会が10月28日から開幕いたします。そして10月14日から3日間、本市が会場となっているなぎなた競技が開催されます。市長の意気込みをお聞かせください。よろしくお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技会の開催まで、あと4か月となりました。

一時は、新型コロナウイルス拡大の影響で開催が危ぶまれましたが、特別国民体育大会として今年の10月に開催されることになり、市内の企業や団体長、競技団体の代表者で構成する枕崎市実行委員会では会を重ね意見を交わすなどして機運を高めてまいりました。また、花いっぱい運動の継続や各種イベントでのリズムなぎなたの披露など、広報啓発にも力を注いでまいりました。

公募しておりましたボランティアも予定数に達するなど、市民の皆さんの御理解と御支援により、準備は順調に進んでおります。

国体開催前の7月2日には、九州管内から8チームが参加するプレ国体が総合体育館において開催されます。そして、全国からなぎなた競技の選手や関係者を大会前日の10月13日から16日までの4日間、本市でお迎えすることとなります。これからさらに総力を挙げ準備を進めて、最高のおもてなしを提供したいと考えております。

選手たちが演技競技や試合競技で十分に力を発揮できるよう、会場を整備し万全な体制で受け入れる準備を進めていきます。

この大会は、地域の活性化にも大いに貢献するものと期待しております。選手や関係者の方々が本市を訪れることで、地域の魅力や観光資源が広く知られる機会となります。大会を通じて地域の魅力を最大限に発信し、地域経済の活性化や交流促進につなげるための取組を進めてまいります。

○2番下竹芳郎議員 今からとても楽しみでございます。

本市では、10月14日からの3日間なぎなた競技が開催されるんですが、選手団、関係者、応援団等全国から多数の人が本市に訪れます。

そこで、本市が迎える準備、おもてなし等はどのようになっているのでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技は、10月14日から16日の3日間の日程で、総合体育館を競技会場に開催されます。

選手団や関係者の方々をお迎えするため、様々な準備とおもてなしを計画しております。

47都道府県から成年女子・少年女子の計314名の選手団は、大会の前日から本市に入り、なぎなたの用具検定や武道館と枕崎高校での公開練習に参加することになります。

運営体制として、競技役員82名、審判員21名、競技補助員28名の方が携わります。さらに、高校ボランティアとして枕崎高校と水産高校から32名、一般公募のボランティアを合わせると総勢82名が大会運営に参加いたします。また、86名の市職員も競技会係員として総力を挙げて大会運営にあたります。

昨年のとちぎ国体では、選手監督939名、観覧者699名の計1,638名が来場しました。かごしま国体なぎなた競技でも、県内外から多くの来場者が予想されます。

来場者をお迎えする準備といたしまして、市内の小中学校に協力をお願いし、児童生徒による各都道府県への応援メッセージを込めた手作りののぼり旗と季節の花をプランターで育ててもらい、会場周辺に設置する予定です。学校応援として児童生徒の観戦も計画しております。

また、10月8日の日曜日、市内全域で国体に向けた清掃活動を実施するなど、市民全体で歓迎ムードを高める予定です。

おもてなしとして、会場地にはおもてなしブースを設置して、現在調整中ですが、茶節、カツオの腹皮の揚げ物、つけあげなどを無料で提供する予定であります。

**○2番下竹芳郎議員** 学校の児童生徒や一般の応援団、体育館の応援席が満杯で応援すると、選手の方々も最高のパフォーマンスを発揮してくれるはずですよ。そして、本市の児童生徒の自慢の明るい挨拶、それをすると選手団の皆さんも感動歓喜いたします。

小中学生は、体育の授業でもあるんですよ、もちろんなぎなたのルールは分かっているんですよ。

さっき言った本市のホームページなどでボランティアや出店を募っていたんですが、出店は現在どんな状況になっているのでしょうか。

**○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** 売店の出店状況という御質問であろうかと思えます。売店につきましては、総合体育館前の駐車場にテント5張り分、5業者の出店スペースを確保し募集しております。現在、地場センターから郷土特産品の販売、その他3社からスポーツ用品、大会記念グッズの販売など出店の希望を受けております。

**○2番下竹芳郎議員** はい、分かりました。

何年か前の委員会だったかな、質問で車椅子利用の方は1階って話だったんですが、今回も1階でそこはどのスペースになるのでしょうか。

**○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** 車椅子での来場者への対応といたしまして、競技会場1階に福祉席を2か所特設いたします。計車椅子4台分のスペースを確保することになっております。

**○2番下竹芳郎議員** いろんなことを想定して準備をお願いします。選手団・関係者の皆さんもおいしい食事をしてよい思い出をつくっていただいたら、リピーターとなって2度3度この枕崎に来てくれます。まずそのためにはしっかり準備して大成功に収めましょう。

51年前の太陽国体、本市はレスリング競技会場で国体終了後もレスリング熱が盛り上がったそうです。なぎなた競技大会が成功裏に終わり、国体終了後もなぎなた競技を盛り上げていてもらいたいですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

**○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** これまでなぎなた競技の普及のため、県なぎなた連盟の指導の下、市内中学校の武道授業でなぎなた体験を実施してきました。

また、一人でも多く子供たちになぎなたを体験してもらうために、スポーツ少年団リーダー研修会が今年の5月13日に開催され、53名の団員が参加し礼儀作法や基本的な動作など、県なぎなた連盟の指導を受けました。

また、昨年度の総合型地域スポーツクラブ枕崎きばらん海クラブのなぎなた教室において、小中学生会員3名、一般会員2名が登録し、第2土曜日に武道館で10回開催されております。今年度は開催日を第3土曜日に変更し教室を開催しております。

国体なぎなた競技会の開催中には、先ほども申しましたが市内の小中学校の児童や生徒に対して学校応援として応援・観戦を計画しておりますので、全国レベルの大会を観戦することで将来的になぎなた競技を目指す子供たちが現れることを期待しております。また、枕崎きばらん海クラブがその受け皿となるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○2番下竹芳郎議員** この国体に出場した選手、今なぎなたを習っている児童生徒が指導者とな

って地元に戻ってきて普及活動をしてくれる可能性がありますので、地道に頑張ってくださいと思います。

次に、市長は公約でも施政方針でも子育て支援を前面に押し出しています。もちろん議員の皆さんも関心がある取組でもあります。本市も今月から高校生の医療費が無償化になります。とてもありがたいことだと思います。

先日、地元新聞発表で県内自治体の子育て支援比較がありました。小中学校の給食支援・0歳から2歳児保育料無償・医療費の無償化対象の3項目です。それを比べて言いますが、支援策が近隣市、南さつま市、南九州市ですが、それと比べて遅れ気味ではないかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** 本市の子育て支援策のうち保育料につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化以降は、0歳から2歳児の保育料について国が定める基準額から2割程度の市独自の軽減を実施しておりましたが、令和4年度からは国基準の5割軽減を実施しております。本年度の市独自負担の予算額は2,200万円程度となっております。これは近隣3市と比較いたしますと、南さつま市と同じ制度で他の2市より手厚い支援であると認識しております。

また、子供医療費の助成につきましても、議員が言われるように本年6月診療分から対象となる子供を中学生までから高校生までに拡大し、近隣2市と同じ制度になりました。

本市の特徴的な支援策につきましては、保育所等入所児童おむつ給付事業があります。この事業は保育士や保護者の手間を省くとともに、保護者の経済的負担を軽減する目的で令和4年度から実施しております。

事業の内容は、市内の保育所や認定こども園に入所する2歳までの子供が園で使用する紙おむつについて、手ぶら登園というサブスクリプション、いわゆる定額使い放題を活用し、その利用料金月額2,508円を市が全額負担するもので、手ぶら登園を活用しない保護者には、利用料金と同額を支給しております。

この事業は県外では幾つかの自治体が行っているようですが、利用料金全額を自治体が負担するのは珍しく、幾つかのメディアでも取り上げていただいております。

また、子育て環境の整備に関しましては、本市では病児保育事業を県内でも先行して平成26年12月から実施しており、今議会においては健康課の事業になりますが、妊産婦相談支援体制確保事業補助の補正予算を計上しております。

子育て支援に関する施策については、現状各自治体が知恵を絞り推進しておりますが、本来の姿は子育て世帯が全国どこにいても同じようなサービスを受けられるべきであると考えております。

先日開催された南薩地域振興局主催の南薩4市による南薩地域行政懇話会においては、南薩地区を一体とした子育て支援施策の推進について議論がなされ、今後4市の子育て支援担当者レベルで協議、議論する場を設置することが確認されたところです。

**○2番下竹芳郎議員** 本市独自の支援策もあるみたいですね。続けていってもらえればと思います。

給食費無償化についても、国も早期実現に向けて歩を進めているんですが、本市としてはどういうお考えでしょうか。

**○高山京彦給食センター所長** 学校給食費につきましては、学校給食法第11条の規定で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と定められております。

本市としましては、これまで一般質問で答弁しておりますとおり、学校給食法第11条の規定に基づき、設置者の負担以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保

護者が負担するものと考えており、今後も食材費の負担については引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

なお、本市の学校給食費の負担軽減策として、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯に対しまして、令和元年度から学校給食費の全額を助成、また、令和4年度には物価高騰に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用した食材費への補助、さらに今年度は、全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分の補助を行っているところであります。

今後は、政府が示した少子化対策の素案で学校給食費の無償化の実現に向けて、無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査を行うとしておりますので、国の動向を注視していきたいと考えております。

**○2番下竹芳郎議員** 給食費は今までと変わらない答弁ですが、給食費無償化は明日からの一般質問でもいっぱいあるようなのでそこで深掘りをお願いします。

第2期の枕崎市子ども・子育て支援事業計画にも掲載があります子ども・子育て会議、これはどのように進められているのでしょうか。

**○福永賢一福祉課長** 枕崎市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成26年度から条例を制定し設置しております。

委員は17名で、保育園や幼稚園などの施設の園長や保護者会や関係機関の代表などで構成し、毎年2回から3回の会議を行っています。

会議の内容としましては、5年ごとに策定する子ども・子育て支援事業計画の策定時における幼児教育・保育の必要量の見込みと確保方策、いわゆる施設の利用定員になりますが、その内容等についての審議や計画推進時における進捗状況の確認により中間年の利用定員の見直しなど議論していただいております。

**○2番下竹芳郎議員** 委員名簿を見ますと本市の保育のスペシャリストがそろっています。どんどん活用して意見を聞くべきです。

有識者、子育ての当事者の意見も参考にして、子育て支援策、近隣市と足並みをそろえるか、もしくはそれ以上にすべきだと思います。

国も異次元の少子化対策などとしてこの問題に大変力を入れております。施政方針でも市長は経済の視点と子育て環境の視点で取り組むとあります。この3か月で新たな取組とか具体的にどうするというのがあれば教えてください。

**○福永賢一福祉課長** 先ほども質問者からありましたが、子ども・子育て支援事業計画ですけれども、この子育て支援に関する事業につきましては子ども・子育て支援事業計画により実施しております。

現在の第2期計画は令和6年度までとなっております、令和7年度から令和11年度までの第3期計画を令和6年度に策定することとしております。

このため今年度中に子育て中の保護者や子供に対しニーズ調査を行いまして、子育て世代等の要望を確認しながら必要な施策の実施を検討していきたいと考えております。

また、改正児童福祉法で各自治体へ設置が求められているこども家庭センターについては、当面の間、その機能を福祉課と健康課で担うこととなりますが、市民の利便性や近年の児童虐待件数の増加等を考慮しますと、子育て支援の環境整備はこども家庭センターの設置場所をはじめ、母子保健部門と児童福祉部門による一体的な相談支援体制の整備へ向けて改めて検討を進める必要があると考えているところであります。

**○2番下竹芳郎議員** 今回、なぜ子育て支援、次に質問をする定住者支援を近隣市と比べるかというその理由と併せて最後に市長にお伺いいたしますが、これは置いていてですね。

次に定住者・移住者支援についてですが、これも全国いろんな自治体が力を入れている事業、

取組です。本市の住宅取得、リフォーム関係の補助の過去5年間の実績をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 移住者住宅確保支援補助金につきましては、Uターン者、Iターン者の住宅確保に関する助成制度となっております。平成31年4月1日にIターン者に限定した住宅取得に関する支援策を創設し、令和3年度からUターン者も補助対象として拡充をしております。

新築住宅取得に関しましては、住宅を新築または新築住宅を購入した場合70万円、市内建築事業者と工事請負契約した場合には30万円が加算され、最大100万円を補助するものです。中古住宅を購入した場合は50万円、自己所有の住宅を市内の建築事業者でリフォームを行った場合、補助率2分の1で上限20万円の補助となっております。最大70万円の補助金を交付する内容となっております。

この制度による実績としましては、令和元年度新築住宅取得1件100万円、対象1世帯1人で補助金を交付しております。

令和2年度の実績はありませんでした。

令和3年度は、新築1件100万円、中古4件200万円、リフォーム1件6万円で、計6件306万円となっております。対象5世帯14人でIターンによる補助金交付となっております。

令和4年度につきましては、新築4件280万円、中古3件150万円、リフォーム3件52万6,000円で、計10件482万6,000円となっております。Iターン4世帯9人、Uターン3世帯10人を対象に補助金を交付しております。

○2番下竹芳郎議員 令和2年の実績ゼロはコロナの影響ですかね。本年度も既に何人か申込みはあるんですか。

○日渡輝明企画調整課長 令和5年度につきましては、現在のところ、中古住宅取得1件50万円、リフォーム1件20万円、計2件70万円となっております。Iターン1世帯3人を対象とした内容となっております。

○2番下竹芳郎議員 本市の場合、住宅取得、リフォーム関係はIターン、Uターン、移住者だけが補助の対象ですよ。近隣市、つまり南さつま市、南九州市は、既に住んでいる人も補助を受けられる場合もあります。近隣市はいろんなパターンで補助金の加点があり、住宅所得の場合、最大で本市がさつき課長の言ったように100万円であるんですけど、南さつま市は160万円になります。本市の場合、少しこれが手薄だと思わんですがどうでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 住宅の確保に係る経費等を支援することの効果につきましては、本市への定住促進が図られることや地域コミュニティの維持と活力ある地域社会の実現にもつながることが期待されます。

本市におきましては、先ほど答弁したとおりUターン者、Iターン者に限定した移住者住宅確保支援補助金により、住宅確保に関する助成制度となっております。近隣市におきましては移住・定住を目的とした補助メニューとなっており、現に定住されている方も利用することができる内容となっております。

人口減少につきましては本市にとっても大きな課題であり、本質的な解決に向けての施策も必要であると思っております。

そのためには、第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げた、ひとと産業（仕事）をつなぐ、市外のひと・まちをつなぐ、若者とまちをつなぐ、地域と地域をつなぐの4つの分野に掲げた取組が総合的に進めなければならないと考えているところでございます。

○2番下竹芳郎議員 これも財源確保の問題もあるんですが、近隣市と遜色ないようにするとか本市独自の支援策を拡充してもらわないと、若者が近隣市に家を造り移り住んでしまいます。また、地元の工務店の方々からもこれは何とかならないかという声がありました。そういうのを踏まえてどうでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 移住・定住による本市の活性化につなげていくためには、移住・定住支援、子育て支援などの生活環境の充実を図りながら、住み続けたい、住んでみたい、帰ってきたいまちとして、本市の持つ特性、魅力を生かした施策を推進し、展開させるための環境を整備していくことが重要であると考えております。

質問者からございました本市独自の支援策の活用や寄せられている声に関しましては、今後補助メニューの制度設計を行う際の参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

○2番下竹芳郎議員 よろしくお願いたします。

今回、この子育て支援、定住者支援、これを取り上げた理由の一つに、先月のことですが5月です。今年結婚したばかりの本市出身在住のカップルが、子育て定住者支援が本市に比べ手厚いということで近隣市に引っ越すという話を聞きました。それだけが理由ではないと思いますが大きな要因だと思います。

3年前にも同じような案件があり、その人たちは近隣市に家を造り移り住みました。結婚をして子供を産み育て家を造るという人生設計をしたときに、そういう選択肢をしたんだと思います。ほかにもそういう例はあるのではないかと推測します。

枕崎は本当にすばらしい、市長も言うようにポテンシャルを秘めたい町です。これ以上そのような理由で流出者を出すわけにはいきません。住みやすいまち、子育てしやすいまちになるために足並みをそろえるべきだと思います。市長の見解をお願いします。

○前田祝成市長 ここまで答弁してきましたが、現状の子育て支援、定住者支援につきましては、これまで福祉課、企画調整課など関係課より答弁してきたとおりでございます。

私の子育て支援、定住者支援についての見解との御質問ですが、いずれも人口減少、少子化対策を進めていく上では必要な対策の一つであると認識してございます。国においても先日の岸田首相の会見で述べられていますが、少子化対策については、経済成長と少子化・子育て支援は車の両輪と発言され、先日取りまとめられた経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針においても経済政策の重要性が示されているところです。

今回の政府方針は子育て支援が前面に出されておきまして、国民の注目を集めているものと承知しておりますが、私は国の言う車の両輪のもう一つ、経済成長が少子化対策を進めていく上で最も重要と考えております。

これまで四半世紀続いたデフレ経済を脱却して国が目標とする2%のインフレ目標とそのインフレ率を上回る賃金上昇を持続的に継続していく、いわゆる経済成長を実現し、出産適齢期にある若い世代の雇用と所得を持続可能な安定的なものとするのが最も重要と考えます。

その点では今回示された骨太の方針は、金融政策や機動的な財政政策といったマクロ経済視点の部分が非常に具体性に欠いて、リスキングやDX、GXといったミクロ戦略に重点が置かれておきまして、私自身は少し物足りないという見解を持っています。

御質問にございます子育て支援、移住支援については、現在進めております施策の評価・検証をしっかりとした上で、本市の今後の改善の必要性について検討していくこととなろうかと思っております。

先ほど福祉課長から少し説明もございましたが、南薩地域振興局主催の行政懇話会におきましては、本市からの議題提案で自治体間の支援の在り方について協議し、今後、南薩4市の子育て支援担当者の協議の場を持つこととなっております。

首長においても、先般の行政懇話会では率直な意見交換をさせていただきました。給食費の支援などを含めた支援策の違いが自治体間の不毛な人口の奪い合いになっていないかといった意見や、一方では全国的な話題では兵庫県明石市などの子育て支援を評価する意見など、様々な意見交換を市長の間でもさせていただきました。

私の見解は少子化という環境を乗り越えて、今子育てをされている世帯に対する支援を厚くす

ることよりも、これから子供を産み育てようとしている若い世代の雇用と所得に焦点を当てた経済政策に、特に国レベルでは取り組む必要があるという見解です。

今後の本市の取組としましては、先ほど申し上げましたが、現在の施策の評価・検証を進めた上で、人口動態についての正確な数値データ、よく国ではEBPMとか言いますが、これに基づいた政策立案をしっかりと進めていくこと、繰り返しになりますが、地域としても産業競争力の向上による経済成長をしっかりと追いかけていくということが大事だと考えます。

議員から御提案のございました定住者の支援、あるいは子育て支援の充実という部分については、しっかりと検証をしていく、その必要があろうかと思ひますし、近隣4市も含めて鹿児島県内の各自治体の動向も含めて何が必要か、そして財源も含めて検討していくことになろうかと思ひております。

**○2番下竹芳郎議員** 子育て支援、定住者支援、いろんな考え方があろうかと思ひますが、ふるさと枕崎が住みやすいまち子育てしやすいまちになっていきますよう祈念いたしまして、私の質問を終わります。

**○永野慶一郎議長** 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時27分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(令和5年6月20日)

令和5年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第3号）

令和5年6月20日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	禰 占 通 男 議員（55ページ～64ページ）
		平 田 るり子 議員（64ページ～69ページ）
		豊 留 榮 子 議員（69ページ～74ページ）
		水 野 正 子 議員（74ページ～81ページ）
		立 石 幸 徳 議員（81ページ～90ページ）

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長	大工園 昭 則 建設課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、企画調整課長から発言の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。

○日渡輝明企画調整課長 昨日の橋口議員の一般質問の中で答弁いたしました、令和4年度のふるさと納税の寄附件数、寄附額について、クラウドファンディングによる10件12万円分の内容が反映されておらず、誤りがございました。

改めて内容を申しますと、寄附件数6万4,723件、寄附額15億9,936万1,000円と答弁しておりますが、正しくは、6万4,733件、15億9,948万1,000円でございました。前年度比較割合について、寄附件数で61.68%が61.69%となります。

大変申し訳ありませんでした。おわびして訂正をいたします。

○永野慶一郎議長 発言の訂正につきましては、議長の許可となっておりますので、申出のとおり許可いたします。

それでは、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 昨日からふるさと納税についても、複数の質問がありました。私もそれについて、昨日答弁のあった部分については、できれば割愛して質問していきたいと思っております。

ふるさと納税については、平成27年度からの返礼品の事業化により、寄附額の増加が続いています。寄附金は本市財政においては、年々、重要度を増し続けていると実感しております。

令和4年度の寄附額については、市長の施政方針演説で15億を超えるとありましたが、今日も訂正がありましたように16億という報告がありました。

政府は今回、通常国会で次元の異なる少子化対策の素案を公表し、子供関連予算の倍増を言及しています。

この枕崎のふるさと納税返礼事業の利益金、また今回、政府の少子化対策支援がいろいろありますけど、私は市長も施政方針演説で述べておられるように、若者の雇用が先ではないかと実感しております。

では、質問に移ります。

令和4年度の納税額の減収要因は何かについて質問いたします。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 答弁いたします。

ふるさと納税は、市区町村等に対し寄附を行い、その寄附額の多くが住民税や所得税から控除される制度です。

また、その寄附が住所地団体以外へのものであった場合、寄附金を受け取る側の団体は、地元特産品などの返礼品を用意し、その品をお礼として送ることができます。

ふるさと納税返礼事業は、総務省からふるさと納税制度実施に関する指定を受けた自治体が枠組みを構築し、返礼品協力事業者の協力をいただきながら行うものです。

自治体にとりましては、返礼品を通じて広く全国の方々に地場製品のアピールができ、さらなる販路拡大が図られることや、そこに参加する返礼品協力事業者のそれぞれの業態に応じた利益向上が図られ、新たなビジネスチャンスにもつながるなどの効果が見込めることから、本市としても、地場産業全体の発展に寄与するこの制度を活用しているところです。

御質問にございました令和4年度の寄附額が減収した要因につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税制度は全国的に拡大傾向にあり、多くの自治体が寄附額

をさらに増やしていきたいと、ふるさと納税の運営の一部を通販・ECサイトで培ったノウハウが生かせる事業者へ委託を行っている状況にあります。

寄附額が多い自治体には、地域特産の返礼品があることやラインアップが多い傾向があり、本市の場合も、魅力あふれる返礼品を取りそろえた効果が寄附額の増加につながっていましたが、令和4年度の実績につきましては、前年度を大きく下回る結果となったところです。

これまで、本市における人気の返礼品の構成は、全体の9割程度を占めており、特定の返礼品協力事業者が人気の返礼品を取りそろえておりました。

令和4年度につきましては、特定の協力事業者の人気の返礼品をラインアップにそろえることができない状態が長引いたことによって、寄附額が落ち込んだ大きな要因となっております。

一方で、特定の返礼品協力事業者を除く他の返礼品協力事業者については、前年度を上回る結果となってきておりますが、多くの返礼品協力事業者がさらに魅力的な返礼品を生み出していくことが、寄附額の安定につながっていくと考えているところでございます。

**○9番 禰占通男議員** 今課長からもありましたように、簡単にいえば品ぞろえができなかったということですけど、この9割のサイトを見ても9割の品物については、枕崎でもほかの業者も作っている部分もありますよね。

そういった場合、ほかの業者との提携で融通してもらおうとか、そういうことは今まで委託もろもろの返礼事業の中で、この庁舎内での検討とかそういうのはなかったんですか。

**○日渡輝明企画調整課長** ポータルサイトに掲載してある返礼品の中で、返礼品協力事業者が在庫不足を解消し、提供できる体制を整えていかなければなりません。ポータルサイトから返礼品に係る情報については、各返礼品協力事業者と相談を行いながら対応を行っているところでございます。

また返礼品の確保や返礼品事業者への対応につきましては、委託事業者で充実が図れるように、委託業務の中で取組を行っているところでございます。

**○9番 禰占通男議員** 一番私も気にしているところは、10割の中で返礼品3割、そしてあとサイト料これが1割、残りもう50%以内に収めなさいという総務省の告示でなっていますが、残りはその1割を委託業者もろもろの益金として活用するしかないんですけど、そうした場合は、どこを削るかといったら、送料と委託料、今ポータルサイトで募集して契約がならなかったという前日の一般質問等からありますけど、やっぱりこの送料が物価値上がりで上昇している。それで5月の臨時会では、私もその送料についてはどうなっているのかって聞いたら、一月に1回は打合せをしているので大丈夫という今の課長からの答弁もあったんですけど、やはり限られた1割の中でどういうふうに委託業者も利益を上げるか、削れるところはないのかって。

そしてあと返礼品協力事業者ですよ、やはり地場産品を育てる、企業を育てるといったら、やはり関係するみんながありがたみを感じないと、総務省のおっしゃっている地域の特産品を使って、地域の活性化、昨日から市長も何回か答弁している地域活性化、それがゆくゆくは人口増につながるか、人口減の歯止めにするかとか、それしか考えがないので、総務省もこうして長々と問題があるけど続けているんだろうと思っております。

それで私が言いたいのは、今後の委託業者が決まっていないうちゅうことですけど、今後の在庫管理の在り方をどうするのかということも、今回いい経験になるんじゃないですか。

それと、ほかの自治体は、委託業者を1社じゃなくて、2社多いところは3社使っている県内の自治体もあります。それについてはどのようなお考えを持っていますか。

**○日渡輝明企画調整課長** まず、募集に要する費用等について説明をさせていただきますと、平成31年総務省告示第179号により、地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品または役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準が定められております。

募集の適正な実施に係る基準につきましては、ふるさと納税の募集に係る費用全体を対象とするものであって、返礼品等の調達に要する費用、返礼品等の送付に係る費用、広報に係る費用、決済等に係る費用、事務に係る費用とされており、総務省告示第2条第2号において、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の100分の50に相当する金額以下であることが求められております。

先ほど質問者からありましたように、返礼品等の送付に係る費用につきましては、総務省基準に該当する経費となりますので、配送料につきましても、御指摘のとおり対策を講じる必要があると考えております。

現在は、返礼品事業者ごと返礼品のサイズにより価格に違いがありますので、支払いについては、返礼品事業者からの請求により市で支払いを行っております。

本市には魅力あふれる返礼品が充実しており、今後さらに返礼事業者の皆様による取組により、新たな商品開発やコラボ商品が生まれてくることも期待されます。

寄附単価の高い返礼品が充実することで、1件当たりの寄附単価が上がり、送料割合が低減していくことも期待されます。

そのあたりの施策についても、返礼事業者の皆様方と連携を図りながら、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○9番 禰占通男議員** 本当に先ほど言いましたように、いい経験として新しいふるさと納税、本市にとって重要な財源ですから、よろしくお願ひいたします。

それで次の質問の2番、3番ですけど、業者が決まっていないということですので、一緒にしてその業者に関する部分は除いて質問いたします。

初めに1つ伺っておきたかったのは、この返礼品協力事業者団体設立、これについては、もうなされていると思いますけど、昨日のあれでも、今年度四十何社の協力事業者、そして今後それが昨年度みたいに90社ぐらいになるのか、それについての団体の設立そういうものについての内容はどうなっているんでしょうかね。

**○日渡輝明企画調整課長** 昨日の一般質問の中でも答弁をしたところでございますが、現在、返礼協力事業者については92社ございます。

4月27日に返礼協力事業者による連絡協議会が設立されておまして、今回、委託事業者が決定していないこと、今後の方針等についても、先週6月14日にお集まりをいただいて、御説明をさせていただいたところでございます。

返礼品協力事業者の皆様方の活動については、これから行われていくものと思っておりますが、市も積極的に関わりを持ちながら、新しい返礼品の開発であったり、コラボ商品、魅力あふれる定期便の開発、そういったものに一緒になって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○9番 禰占通男議員** あと前言ったようにポータルサイトですよ、これ1割が使用料ということで、企画調整課からも打合せのときに、サイトにアクセスして実行された分だけの支払いで済むということなんですけど、1割だったら私はポータルサイトを本市専用のやつを立ち上げてもいいんじゃないかと。

私が議員になってから十何年かかっていますけど、おとし3年度分で34億まで伸びてきたわけですから、10年ぐらいの活動を続けていけば、ふるさと納税が続いたとしての話だけど、やはりある程度いいものであれば効果が出るんじゃないかと思っています。

まず、金山小学校の跡地にICT拠点が入り4月から開校ということ。市内にもこのIT教室なんかを設けている企業とかあります。そういった協力事業者を募ったり、もう本市にも電算室があって、四、五人いつも詰めておられる。やっぱりそれなりの知識があると思うんですよ。

それで調べてみると、ワードプレスを使った場合は簡単につくれる、あと管理がちょっと大変

ですけど、そういう本市独自のポータルサイトを立ち上げて、それについてはいろいろネットの使用料で月額、年額ってありますけど、私はここが出るんじゃないかと思う。

ネット通販なんかを見ていると、この商品がないときはおすすめ品というのがぼって出てきますよ。

やっぱりそういうふうに、ソフトを考えてつくったらいいんじゃないかと思うんですけど、今後どうですか。挑戦してみる気はないですか。

**○日渡輝明企画調整課長** 今の質問者から提案のありました、独自のポータルサイトを例えば市のホームページ上に構築すること、これにつきましては、総務省基準に係るポータルサイト決済手数料等を考えますと、経費率を低減させる効果として考えられる施策であると思います。

ただし、インターネット上における決済システムの構築や多くの方が利用しているふるさと納税の大手サイトから、どのように市のホームページに誘導していくのか課題も多いと考えておりますが、どのような効果が生まれてくるのか、どのような手法により課題が解決できるのか、独自のポータルサイトを立ち上げている自治体もございますので、そういったところの内容を整理して研究してみたいと考えております。

**○9番禰占通男議員** 今、課長がおっしゃったように、簡単にいえば本市は若者がいないわけで、だんだん少なくなっているでしょう。

だから今ICT拠点も紹介したんですけど、ふるさと納税の一部を使って若者に学習、そういう機会を与えてもいいんじゃないかと。

だから今、もう金山のあそこは一般でも受け入れるわけでしょう。そういうものを利用して、一時枕崎に滞在してもらって、覚えて出ていくのも残るのも、もう本人次第じゃないですか。

そしてあと何年かして年金をもらうようになってきたら、またこっちに恩返しできるかもしれないし、やっぱりその長い目で見たほうがいいんじゃないですか。今後はもう何が起きてもおかしくない時代ですから。

それと紹介しますけど、42T o k y oというのもあります。事業者が自分のお金で50億ぐらいかけてつくったIT専門学校で、入試があるそうです。

それとあと、南阿蘇村にも新しい拠点ができております。ITカレッジ阿蘇っていう名前ですけど、そういったところで、若者にそのいい知識を持ってもらって、枕崎の活性化に私は利用してもらいたいと思っております。

次の質問に移りますけど、今年度の目標設定ちゅうのは昨日はあまり答弁がなかったので、お聞きします。

契約書の中にも、寄附額の目標とか給付件数の予測というのを、委託業者、立候補者を書くように一部の入札様式となっておりますので、それについてはどのように今後の予想を立てていますか。

**○日渡輝明企画調整課長** 令和5年度につきましては、これまで答弁をしているとおり、本市と委託事業者との契約に至っておりませんが、寄附件数、寄附額につきましては、令和5年度当初予算に計上した6万6,700件、20億円、ワンストップ特例申請1万6,000件程度を想定しており、令和5年度の委託事業者が決定していない中、厳しい状況ではございますが、返礼品を通して財源を確保する貴重な手段となっているわけですので、目標達成に向けて返礼品協力事業者の御協力をいただきながら返礼品の充実を図り、広報・啓発、情報発信に努めていきたいと考えております。

**○9番禰占通男議員** あとそれと、鹿児島県内でふるさと納税返礼品事業者等を育てるために、補助金を設立している自治体もあります。

その部分を紹介しますと、地域資源のPR及び地域の活性化を図る事業者の事業継続や雇用維持を促進し、地場産業の振興に寄与することを目的とし、そして、ふるさと納税返礼品開発等に

要する費用を一部補助しますと、これも課長に言ったんですけど、総務省の指針に引っかからなければ、キックバック的なこともありますけど、やはり返礼品事業者の開拓、私はどうしようかと思って、お金がないから設備もないというところには、こういうふるさと納税の益金から、ある程度のやっぱり資金を回してやるのも一つの手じゃないかと思っております。

これはお願いしておきます。ぜひ取り組んでください。

次の、少子化対策について質問いたしますけど、まず市長が所信でも述べておるんですけど、そこで尋ねようとしてここで思ったんですよ。

そしたら昨日、2人、3人、少子化対策についての質問があり市長も答弁しております。できれば具体策を私は聞きたいんですよ、これだけは私が任期中にやりたいとか、そういうのはないんですかね、まず初めに。

**○前田祝成市長** 施政方針で、少子化対策については昨日も少しお話ししましたが、子育て環境、子育て支援という部分と経済的な視点、これがあると話をさせていただきます。

特に経済視点のところの具体策ということで御質問かと思いますが、少子化対策の経済的視点としては、先ほど質問者からも発言がございましたが、若い世代の雇用、所得を生む地域経済環境をつくるのが少子化対策につながると考えております。

本市の主要産業であります農業、水産業、水産加工業をはじめとする製造業等の産業競争力を向上させること、これが重要であると考えてございます。

本市としての具体的施策としましては、当初予算等にも掲げてございます農林水産業費を中心とした産業競争力向上に資する様々な施策、今回補正もお願いしてございます認定農業者等担い手育成対策事業でありますとか、港漁場の継続的な整備事業でありますとか、市内の事業者等のHACCP等対応施設整備事業など、これらが具体的施策として挙げられるものと考えてございます。

そして、今年度の予算で申し上げますと、公共事業等に関しましても、新年度当初から事業を進めることができるように事業の平準化を進めることで、建設業等の雇用の安定化を図るなどの取組も行っております。

国の少子化対策の施策が子育て支援に重点が置かれている点も踏まえて、本市としては経済活性化について、さらに知恵を絞って地域経済を動かす施策を積極的に行っていく必要があると考えてございます。

私の任期中にということで申し上げますと、やはり継続的に産業競争力の向上、これはもう最初からお伝えしていますが、そこをやっていくということが、まずは大事であると考えてございます。

**○9番禰占通男議員** 質問の趣旨に戻りますけど、この経済的支援についてという個別に質問してまいります。

今回、子育て支援に対して国も項目だけは掲げて予算はもう来年10月まで凍結、防衛費だけはちゃんと取りましようというちぐはぐな対策をやっていますけど、昨日も出ましたけど、実際いったら、地方自治体は県や国より先に歩いたほうがいいんじゃないかと、昨日も指摘もありましたけど、この中でも出てきますけど、やはり国から来たからするんじゃないかと、それより先行ったほうがいいんじゃないですか。そしたらいずれはもう交付金対象、国庫支出金でまかなったりしてもらえないんじゃないかと、議員になってから思っております。

それで学費の部分ですけど、奨学金なるものがありますけど、これも政府も貸与型じゃなくて給付型に、これは所得制限をまだ撤廃しないような感じなんですけど、本市としては、この奨学金の返済支援というのは考えはないんですか。

何でかっていうと、学校終わりました、仕事はそこそこ就いたけど返済に困る、また氷河期という時代もあったけど、それについて、就職したいけどいいところが見つからない、だけど奨学

金の借金だけは払わないといけない。

これについては、支援をするには条件をつけたり、本市在住で本市の企業に勤めるとか本市在住でほかのところに勤めてもいいけど、それは支援しますよという、そういうこの奨学金返済支援というのは考えられないんですかね。

今までこういうのを、私も何回かこれは言っていますが、議題に上がらないんですか、この庁舎内で。

**○高山京彦教育総務課長** 奨学金は、家庭の事情など経済的な理由により進学が困難な学生に学費を貸与もしくは給付する制度ですが、奨学金には大きく分けて2つのタイプがあります。

大学等を卒業後から返還が始まる貸与型奨学金と、返還する必要がない給付型奨学金に分けられます。

現在、本市では前者の貸与型奨学金において、これまで貸与額約12億8,000万円、人数にして延べ4,200人に対しまして、貸与し支援してきたところでございますが、後者の給付型の奨学金についての取組は実施しておりません。

給付型奨学金とは別に、新たな支援策としましては、現在行っている貸与型奨学金において、奨学資金の貸与を受けた者が市内に居住し市内事業者に就労していることなど、一定の要件を満たせば、返還金を一定額免除する支援の取組、あるいは貸与した奨学金を計画どおりに返還し、市税等の滞納もなく継続して市内に居住・就労しているなどの要件を満たすことで、奨学金を返還している者に対して補助金を交付し、本市に定着する人材を確保する施策の取組などが考えられます。

現在、こういった先進的な取組を実施する他市からの情報収集を行っていますが、今後は免除等による財源の確保など全庁的に協議を進め、本市にとって効率的、効果的な取組の実現を目指したいと考えております。

**○9番禰占通男議員** 本市も例規集に奨学金なるものも載っていますが、本当にこれ差別になるか分からんけど、優秀な子供だったら、大学まで出してやってもいいと思うんですよね。ただ条件として本市に貢献するということ。

それから、もう途中で諦めて都会に出て行く子どもとどまるかもしれないし、やはりそれは我々この行政に関わるものが、支援するべきじゃないかと思っているんですけど、市長としてはどうですか、こういう奨学金支援なるものにはどうなんでしょう。

**○前田祝成市長** ただいま教育総務課長から答弁がございましたが、庁内でも検討ということで、議員からありました優秀な子供には大学まで、本市への貢献が条件でということも一つの選択肢であろうかと思いますが、そのあたりも仕組みをどのようにすべきか、今後も協議を続けていきたいと思っております。

支給を受けた方にインセンティブというか、補助金を交付してっていうところも一つ方法論としてあるなということで、協議自体は続けてございますので、できるだけ早く本市で奨学金制度の改革に向けた結論が出せればと思います。

**○9番禰占通男議員** 次の質問ですけど、給食費です。

これは昨日もありました、受益者負担と永遠と言われてはいますが、前の教育長のときでしようかね、約5,000万ちょっとかかると。

だけど、うちのこの子育て支援に対してのアンケートでも教育費で負担が大きいと感じているものということで、上げるとすれば給食費っていうのを、父兄の方なんかも答えている部分が多いですよ。

31年のアンケート調査という中で、そうした場合、受益者負担、受益者負担と、私も議員になってから何度この受益者負担ということを各課から言われたか分かりませんが、それはそれなりに、本来それがそうなんだろうけど、やはりそれを支援するのもまた行政の仕事かなと思

っております。

それで、学校給食を全額助成しているところは、県内で13市町村、一部は9市町村、枕崎市は食材値上げ分ということになってはいますが、やはりこれ、国も総務省（61ページに訂正発言あり）が30年に調査しているんですよ、給食費について。

総務省（61ページに訂正発言あり）が調査すること自体が異例じゃないかと思っております。

ですから、いずれは、ある程度子供の人数が減ってくると取り組むんじゃないかという、だから今ちょっと額が多過ぎるから、あと給食を取っていない自治体もありますよね。

弁当を持っていくところも、これたしか都会に結構多いみたいで、やっぱりそうしたら、本市の子育て支援といったら、いろいろありますけど、そこにかかる費用の助成というのも必要と思うんですけど、やはりその自己負担と思って今後もそのようになっていくんでしょうか。

今回給食費も振込になるというけど、あれ私がPTAで集めるようになって、延々と50年ぐらいも続いて、四十何年続いてきたんですけど、それが振込方式になって、そしていろいろな総務省（61ページに訂正発言あり）も何かアンケートでありましたよ、教師の負担を減らすためにどうのこうのっていう、それを見たら、全国的なことだったんだと私も理解したんですけどね。ですからこの給食費については、もう昨日の答弁どおり、受益者負担でいくんですか。

**○高山京彦給食センター所長** 近年、県内の自治体の中では、学校給食費の無償化や生活困窮家庭の保護者に対する取組が新聞等で報じられておりますが、本市におきましても、学校給食費の負担軽減策としまして、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費などの対象となる世帯に対しまして、令和元年度から学校給食費の全額を助成、また令和4年度には物価高騰に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用した食材費への補助、さらに今年度においても、全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分の補助は行っているところです。

現在のところは、食材費の負担につきましては、引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

**○9番禰占通男議員** 先ほど、総務省って言いましたけど文科省でした。訂正いたします。

それでこの給食費について、成果の例として、自治体は子育て支援の充実、少子化対策、定住、転入の促進、今課長からありましたように、食材高騰による経費の増加の際の措置ということで、この自治体の成果ということで上げられるんですけど、いわゆるこの子育て支援の充実というのは、もうこれただ、学校給食の無償化の実施状況、その調査結果について調べたけれど、もう平成30年の7月27日付しか見当たらなかったの、今紹介したんですけど。できれば、もう子育て支援の充実っちゃう、これが今政府でもう本決まりになったけど予算的には決まってないんだけど、これで言っているんだしたら、いずれはなると思いますよ。先ほど言いましたように、やはりほかの自治体もやっています。ほかの自治体に遅れるのが一番私はいけないかなと思っておりますので、対策を考えてもらいたいと要望しておきます。

それで次が、この幼児教育のための副食費というのは、今どうなっているんですか。

**○福永賢一福祉課長** 幼児教育保育の無償化が令和元年10月から始まったときに、3歳以上の保育料が無償化されまして、そこについては、給食費そのものはまた別途、各施設でそれぞれが算定した額で保護者から徴収することになっております。

そして非課税世帯等の免除される方につきましては、公費で賄うということで、昨年度まで月に4,500円の基準で公費で補助するということになっておりました。この4,500円が今年度から、公定価格として4,700円に改定されているところです。

**○9番禰占通男議員** 父兄からはこの副食費なるもの、これもう無償化のほうがいいという声が多いですよ。できれば、副食費も私は取り組んでもらいたいと思っております。

それと、うちは0歳から2歳児までの何ですか、所得に応じて保育料の無償化はこれ、半額程度になるということですか。今ゼロから2歳はどうなんですか。

○福永賢一福祉課長 保育料の基準につきましては、住民税等の負担割合等に応じて8段階に区分されております。

それぞれ国が公定価格としてその基準を示している、その半額を枕崎市は設定して、保護者から負担していただいているということでございます。

○9番禰占通男議員 いろいろ手をつけるところがなんかいっぱいありますよね。

それで一番私が要望したいのは、この住居費なんですけど、国も今回新婚世帯に家賃引っ越し代をあげましょうかということがこの令和5年度の概要にもあるんですけど、新聞等であんまりこれ、大きく出てないんですけど、地域少子化対策重点推進交付金なるもので、それをしましょうと言っているんですけど、昨日もありました移住応援給付金、U・Iターンには本市は一応補助金を設けております。昨日も説明がありました。それで、結婚して住むところがない、そしたら家賃をどうしようかというのは、普通ほとんどだと思んですけど、持家をお持ちでない方は、これについて家賃分相当、家賃の2分の1とかそういうことは考えないんですか。会社とか公務員とかであれば、住居手当はあるんですけど、一般の大きい会社でない中小企業、零細企業というのはいわゆるフリーで働いている方には、それについてこう取り組もうとかそういう考えはないんですか。

○日渡輝明企画調整課長 昨日の一般質問の中でも、定住者への補助に関する質問もございました。

答弁が重複することにはなりますが、住宅の確保に係る経費等を支援することの効果につきましては、本市への定住促進が図られることや地域コミュニティの維持と、活力ある地域社会の実現にもつながることが期待されます。

質問者からありました住居に関する家賃など、特に若い世代が生活をしていく上で、負担を重く感じられていることは承知をしております、どのような施策が効果的であるのか、これまでも議論を重ねてきているところであります。

人口減少は、本市にとっても大きな課題であり、本質的な解決に向けての施策も必要であると思っております。

まずそのためには、第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げた、ひとと産業（仕事）をつなぐ、市外のひと・まちをつなぐ、若者とまちをつなぐ、地域と地域をつなぐの4つの分野に掲げた取組が総合的に進められなければならないと考えております。

○9番禰占通男議員 若者を引き止めるために、額は少額でもあれば助かるんじゃないかと思っております。

紹介で言いますが、大崎町なんか最大310万円の住宅取得補助というのが、これが一番県内で大きいのかなと。本市で310万あったら中古住宅ぐらい下手するともう買えるんじゃないかなと思っております。検討をお願いいたします。

次に、子供の医療費の助成ですけど、これについては6月から18歳まで拡大されますよと市報等いろいろ紹介があります。

医療費の中で、私も前の市長のときをお願いして、今1,000円程度助成されているんですけど、ワクチン接種で風疹とロタウイルスは別だったんだけど、今回もう何年からですかね、予防接種11種類は対象年齢内は無料と本市もなっております。

それで対象になっていないのがインフルエンザワクチン接種ですよ。一部助成ということになってはいますが、これについても国が認めていないからちゅうことで、うちは1回につき1,000円だけでも助かるという父兄もおります。

ですからこれもできれば、半額か全額ぐらいにできないものだろうかと思って今回の質問に上げました。どうでしょうか。

子育てどうのこうのって言ったら、もう高校生まで無料になったんだったら、もうこのぐらい

子ども・子育てについて、助成するっていう考えはないでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいま質問者からありましたとおり、乳幼児期、学童期に行う予防接種法で規定されております。

定期の予防接種については、対象者個人に通知を行いまして、無料で接種を行っているところでございます。季節性インフルエンザのワクチンにつきましては、この予防接種法上の定期予防接種に該当しておりません。

現在のところ本市におきましては、単独事業といたしまして、生後6か月から小学2年生までの接種を希望する未就学児及び児童に対しまして助成を実施しておりまして、成人とは異なり免疫獲得までに2回の接種が必要になることから、各1,000円ずつの合計で2,000円を助成しているところです。なお令和4年度の接種率につきましては、1回目が54.9%、2回目が43.3%となっているところです。

今後の助成額の拡大につきましては、国県の動向や県内各市の状況、財源確保等を考慮しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 2回で2,000円、予算は今やったら50%ぐらい。令和5年度の予算で195万6,000円になっているんですけど、これは2,000円を1回1,000円、倍に上げてこの予算が約200万が400万になるっちゃうことですよ、単純計算で。可能じゃないですか、これ。

先ほどから言いますように全額助成っていう、半額程度まで上げるのは、あと200万どうでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいまのことについてなんですが、繰り返しの答弁になりますが、今後の助成額の拡大につきましては、国県の動向や県内各市の状況、財源確保等を考慮しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 あとそれと確認なんですけど、今回18歳まで医療費の助成が拡大されるということで、子ども医療助成事業は水色、子ども医療給付事業はオレンジ色、この保険証、これ色を分ける必要があるんですか。この18歳まで医療費が拡大されるということになると。

○福永賢一福祉課長 受給者証の色が違うことにつきましては、まず、子ども医療費につきまして、給付される医療機関で窓口負担のない非課税世帯を対象とした給付の制度と、一旦窓口で支払っていただいた医療費を2か月遅れで口座に振り込む助成制度と2つ分かれておりまして、それを区分するために窓口で提示していただいて、オレンジの方についてはもう窓口の支払いはなしという医療機関等で判断をしていただくために、そういった2つの受給者証の色の準備をさせていただいております。

○9番禰占通男議員 昨日だったけど、おとといか何か県議会やったっけな、どっかでも窓口負担でいろいろやっていたんですけど、本当にもう現物給付に全部してもらいたいという行政側もそうしてもらいたいと要望しておきます。

次の、もう時間もありませんので、この出産祝い金についてお尋ねしますけど、この枕崎市は1人につき2万円分、たしか商品券か何かですよ。

そして令和2年に恩恵がなかった分に10万円分、国の5万円・5万円を令和4年の出産から助成すると。こうした場合ですよ、これはありがたいんだけど、一つ聞いておきたいのは、対象にならない令和2年に恩恵がなかった分となっているんです。

その二、三年前に生まれた子供なんかにはどうなるんですか、もう全然ないっちゃうことですか。どうなんですか。

2年分に恩恵がなかった分という説明があったんですけどね。それ以前の1年か2年の前に産まれた方にはこの国の分はないっちゃうことですか。

○西村祐一健康課長 ただいまの質問につきましては、出産子育て応援交付金の件だと思います。出産子育て応援交付金、こちらにつきましては、令和4年の4月以降の出産に遡って支給して

おりますので、それ以前の出産に係る分についての支給についてはないところでございます。

○9番 禰占通男議員 何か1年か2年違っただけでもらうものが違うっちゃうのは何か物すごく不公平を感じませんか。できれば後づけでもいいから、こういうのは本当に半額でもいいからあげてもらいたいと要望しておきます。

それとですね、今うちは2万円分を祝い金として商品券をあげているんですけど、県内は金券と乳幼児品購入券が38市町村、うちは2万円。これが5万から10万なんですよね。もう何か額が倍ぐらい違って、財政上のものもあると思うんですけど。それとあと南大隅町と十島村では、4子から4番目から100万円支給、大崎町なんかまだいいですよ、出産支援に20万円支給して入学援助に1人3万円。これはふるさと納税活用とこれも新聞に出ていました。

だからまだ本市の祝い金なり何であれ、あげないよりはあげたほうがいいんだけど、その額ももうちょっと考えてもらいたい。普通の自治体と懐事情は違いますけど、どうなんですか。

○福永賢一福祉課長 子供の出生を祝い健やかな成長を支援するとともに、経済的負担の軽減による子育てしやすい環境づくりに資することを目的に、令和2年度に新生児への臨時給付金として5万円分の商品券の給付を実施いたしましたが、これは同年度に実施された特別定額給付金、いわゆる国民1人当たり10万円支給の分の対象とならない令和2年4月28日以降に出生した児童を対象にしたものです。

令和3年度以降も新生児への給付金として、5万円分の商品券の給付を継続し、併せて記念品の配付を実施しておりましたが、国の令和4年度第2次補正予算において、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援交付金が計上され、本市でも令和5年度から令和4年度対象者を含む同事業を開始することになりました。

このことにより、新生児への給付金については、同様の国県補助事業が開始されることに伴い廃止することとし、令和5年度からは、出生した児童を市民全体でお祝いすることを目的としたむぞかベビー誕生祝金を実施することとしました。

給付額の2万円につきましては、出産・子育て応援交付金の本市負担分等を考慮し決定したところです。

また、その他様々な自治体が行っている支給等につきましては、今後も他市等の動向を把握しながら、子育て支援施策全体の検討をする中で、いろいろな必要性も含めて検討していきたいと考えているところです。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番 平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問に当たり、大枠、2点からの質問をさせていただきます。

まず初めに、私の公約であります、少子化・人口減少。この解決には、本市でも取組が図られ、枕崎が抱えている多くの問題の全てに関わる喫緊の課題であり、また大変困難な問題であることは、市も市民の皆様も御承知のことかと思います。

しかし、枕崎の問題の全てに関わるこの喫緊の課題、枕崎の問題の根幹であること、並大抵なことではないと分かっているにもかかわらず公約として掲げ、支持してくださった方々とお約束した以上、やり遂げなければならないと思っております。一生懸命努めてまいります。

最初の質問に入ります。少子化・人口減少対策について、本市の人口現状をお示してください。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 本市の人口の現状ということでございますが、まず国勢調査を基準とした比較で申しますと、令和2年の国勢調査における人口は2万0,033人で令和4年10月1日時点における推計人口が1万9,208人でこの2年間で825人減少しており、令和2年に改訂いたしました本市の人口ビジョンにおける令和4年の独自推計人口に対して約500人下回っている状況にあります。

このように独自推計人口を大きく上回る速度で人口減少が進んでいることから、今後の人口の推移についても非常に厳しい見通しであると感じているところでございます。

この人口の推移につきましては、担当参事から答弁させます。

**○田代勝義企画調整課参事** ただいまございました令和2年から令和4年までの人口動態につきましては、この2年間で社会増減数が約270人減少し、自然増減数はおよそ2倍の約550人が減少しております。

この自然減が大きい理由としましては、死亡者数が350人を超える数で推移している中、出生数が近年100人を下回ってきたことで死亡者数が出生数を大きく上回ることとなり、この自然減の増加が本市の人口動態に影響を与えているところです。

令和5年6月1日時点での本市の人口につきましては、住基人口で1万9,480人となっているところです。

**○10番平田るり子議員** お示くださった本市の人口現状、本市の人口人数、その中の外国人籍の人数を教えてください。

**○田代勝義企画調整課参事** 本市に在留資格を持つ外国の方につきましては、令和5年6月1日時点で申し上げますと、474人となっております。

**○10番平田るり子議員** この枕崎の人口比率に対し、外国人の働き手の人数は県下上位を占めています。それだけ枕崎に産業が多い、とても喜ばしいことです。

一方、枕崎の人口が減り続け、外国人のコミュニティーが大きくなると全体的に問題になっている犯罪も頭に入れ、お互いの関係を良好に保つために、抑止力のために防犯カメラなども必要になってくるかと考えます。

続きまして、少子化・人口減少による本市への影響についてお示してください。

**○田代勝義企画調整課参事** 少子化による人口減少の影響につきましては、このまま少子化が続きますと若年層の減少、ひいては生産年齢人口の減少につながり、労働力の確保が困難となることで地域の稼ぐ力が低下するなど、本市の産業面、税収面などに影響があるものと考えております。

また、少子化の進展に伴って高齢化率が上昇することで、まちの活力やにぎわいなども失われ地域社会の維持が困難となり、医療や介護等にかかる費用も増加することで、税収の減少も見込まれる中で、社会保障費も増加することが見込まれるなど、本市の行財政運営を取り巻く環境が厳しくなると考えております。

**○10番平田るり子議員** 大変厳しいということは分かりました。少子化による働き手担い手問題、まちが縮小してしまうと今以上の人口流出も考えられます。その中、国を挙げての異次元の少子化対策、この後押しを受け、本市の少子化をどこまで解決できるのか、教えてください。

**○田代勝義企画調整課参事** 国は、異次元の少子化対策につきましては、国を挙げて少子化という最重要課題に取り組んでいかなければいけない。この六、七年がラストチャンスだとしてスピード感を持って取組を進めていく考えを強調しております。

これは出生数の減少により、このまま2030年に入ると結婚して子供を産める若い人たちの全体数が減り、さらに少子化が加速していくということを意味しているものと思われま

国は少子化を国の存続そのものに関わる社会全体の問題と捉え、少子化傾向を反転させるとして、多岐にわたる施策に取り組むとしており、本市におきましても、施政方針の中で、子ども・子育て施策を今後の最も重要な課題と位置づけて、少子化対策に全庁的に取り組むとしております。

少子化対策は、国と地方が雇用・社会保障・教育等の分野において連携しながら施策を進めていく必要があることから、国の動向に注視し、国が全国的に一律で実施する施策を機動的かつ積極的に実施するとともに、市独自の施策や追加的施策を講じながら、少子化対策に取り組んでいきたいと考えております。

**○10番平田るり子議員** ラストチャンス、スピード感を持って、これはもう大切なことです。今の答弁に加え、少子化を解決するための施策などありましたら教えてください。

**○田代勝義企画調整課参事** 少子化につきましては、結婚、出産、子育て、働き方など、多岐にわたる分野の課題が交錯する難題でありまして、出生数の減少を食い止める特效薬はないと言われております。

1990年の1.57ショックから、国も過去30年にわたり少子化対策に取り組んできましたが効果は現れず、さらにコロナ禍において出生数が急減し、少子化が加速している状況にあります。

結婚、妊娠・出産、子育てや働き方に対する考え方は、時代が進むにつれて変化してきており、また社会経済情勢も大きく変わる中で、出生数を急激に回復することは簡単ではないと思いますが、本市としても急激に進行している少子化の現状は極めて深刻なものと捉えており、一刻の猶予もないという認識の下で、先ほどの繰り返しになりますが、少子化の解決に向けて、国が実施する施策と併せまして、本市として成し得る支援策の実施をしたいと考えております。

**○10番平田るり子議員** 本市も新生活支援事業補助、また福祉課の事業による0歳から2歳までの児童に関わる保育者等入所者負担金、またおむつ給付事業といった子育て世代に対する経済的支援といった、若い方への取組、この出産・子育て環境の構築は、本市も力を入れて取り組まれていると思います。

しかし、市としても、やはり踏み込みにくいこの人と人との出会い、本市も婚活など頑張ってはおりますが、それでもとてもこのナイーブのところなのでなかなか難しいと思っておりますが、ここが1番の鍵です。

まず、結婚をしていただく。巡り会う、そこの部分を難しいとは思いますが、この市の取組としてしていくことが大事かと思っております。この枕崎の過去のアンケート調査、男性につきましては、1年以内に結婚するつもり、いずれ結婚するつもりを選んだ方が83%となっており、女性につきましては、1年以内に結婚するつもり、いずれ結婚するつもりを選んだ方が68.8%となっております。その方に現在、独身である理由を尋ねたところ、結婚したいと思う相手に巡り会っていないからを選んだ方が53%、結婚はしたいと思う気持ちはあるものの結果的にしていない方が増えていると思われまます。

女性の就職率上昇も結婚したくない理由の増加にという総務省の労働調査、基本集計2020年（令和2年）平均結果の概要で、労働力人口の推移を見ると男性は横ばいであるのに対し、女性は右肩上がりに上昇しており、2010年から2020年にかけてこの10年間でおよそ261万人も増加しています。女性の就業率が低かった頃は、男性と結婚して安定した生活を送るという考えが定着していましたが、女性の就職、就業人数が3,000万人を超えている今、生活のために結婚するという考えを持つ人は減ってきているとされています。女性にとって結婚しなければならない理由が一つ減ったことにより、総体的に結婚したくない人の割合が増加していると見えてとれます。この調査から見ても、女性の社会進出は少子化に大きく影響していると考えます。

しかし、女性は結婚し子供を産み育てる時期と重なります。無責任に仕事を辞められない、そして、経済的な理由など女性に優しい社会をと言われるはずが、今世界で起きていることも含め、

女性への負担はかなりのものがあると考えてとれます。今は女性の就業に頼らなくてはならない。これはもう分かり切っております。女性に頼らないといけない大変難しい問題ですが、これからまちを大きく発展させながら、枕崎のまちをつくるために若者のグループをつくる、そこに力を入れ若者がまちづくりを展開させる。人と人とが出会う機会をつくる。ここに市は力を入れ枕崎に興味を持ち、好きになってもらい、そこから、市議に出馬できる若いリーダーを育てる。企業で言えば担い手でしょうか。いずれにせよ、少子化問題は喫緊の課題であり、本市を挙げて、人と人とが出会う、ここに力を注がなければならないと考えております。

次の質問に移ります。本市の水路、側溝の状況について、枕崎市の大きな産業の一つ。花卉栽培ハウス周辺の側溝の状況についてどれくらい整備がされているかを教えてください。

**○松田誠建設課長** まずは、市道側溝の蓋版設置についての考え方について説明します。

市道側溝の蓋版設置は、平成27年度に通学路危険箇所点検で取りまとめられた、各小中学校から半径1キロメートル以内にある、断面40センチメートル掛ける40センチメートル以上の市道側溝の蓋版を、優先箇所として計画的に実施しています。

次に、通学路を含む生活道路内にあり、歩行者と車両との離合が難しい道路幅員4メートル以下の市道側溝、次に道路幅員は6メートル程度の比較的広い道路であるが、通行車両が多いなど歩行者の安全対策が必要な市道側溝へ蓋版を設置することとしています。

いずれにしても、公民館長、議員、市民などからの情報提供を受けて、現場確認を行った上で、危険性や必要性を判断して実施しています。

お尋ねの大塚中町や大塚南町の花卉団地内の市道は、住宅地域内の生活道路ではなく、農業振興地域にあることから、維持管理のしやすさと、草木や農業用資材の詰まりによる災害が起こらないように極力、蓋版を設置しないこととしています。

**○10番平田るり子議員** 花卉ハウスの周りといったら、側溝をつけたほうがいいのか、つけないほうがいいのか、そういったこともあるとは思いますが。

皆様もお分かりのとおりこのビニールハウスというのは、少ない雨でも大きく水を受け止め、一気に水路に流れ込み幅の狭い水路からあふれ、道路一面が浅い池のようになります。この浅い池のようになった水は、また下の民家へ一気に流れ込みます。側溝の必要な箇所の整備、またこの技能実習生、働き手のトイレの問題など、こういった整備も含め枕崎の産業としてより大きく成長をしていただくために、市としてもこういった産業に力を入れていくということは大切かと思っております。

続きまして、本市の水路・側溝整備が行き届いていない弊害についてお示しください。

**○松田誠建設課長** 市道側溝に蓋版がないことの弊害としましては、通行車両と歩行者との離合の際の側溝への転落が懸念されます。特に高齢化が進む中で、シニアカーを利用する方が増えることが考えられることから、幅員の狭い道路については、優先的に実施していきたいと考えています。

一方、市道側溝に蓋版を設置することで、側溝詰まりの点検など維持管理に支障が出ることや、側溝断面が不足することによる道路冠水などの浸水被害も考えられることから、慎重に工法を検討しながら実施していきます。

また、市道側溝の蓋版でなく側溝がないことに対しましては、雨水が道路面を流下しても問題ない路線については、側溝がない市道もあります。そのような路線においては、生活排水が流れ出る場合は、衛生的な問題があることから、新築工事の際は、近くの側溝まで排水管による接続を依頼しているところです。

**○10番平田るり子議員** 今お示しくださったことを踏まえ、本市の側溝の整備計画があったら計画についてお示しください。

**○松田誠建設課長** 市道の維持補修工事には、蓋版設置のほか側溝改修、舗装補修、メンテナン

ス工事などの工種があり、実施箇所の選定においては、道路パトロールや、年間100件を超える市民や公民館長などからの情報提供をもとに現地を調査し、緊急性や必要性を検討した上で決定しています。

また、同じ地区に該当箇所が多い場合は、地域の公民館長などに優先順位を決定していただき、年間計画に基づき実施することとなります。

なお、蓋版設置においては、既設の側溝の劣化状況を確認した上で、蓋版だけの設置か、側溝本体ともに改修するべきかを判断して実施しています。

現在、実施予定の側溝改修を含む蓋版設置箇所は、路線数32、延長1,980メートル、事業費で5,440万円を計画していますが、本年度においても情報提供などにより要望箇所が増えていくことから、緊急性や必要性を考慮して計画的に実施していきます。

**○10番平田るり子議員** そもそもこの側溝というのは、市民の皆様の足元の問題です。全ての民家の前、そして農地、本来なら整備されなければならないことだと考えています。市民の方の声で必ずよく聞くのが側溝問題。市民の声、昔から住んでいる私のところは、いつまで待っても側溝が入らないのに目の前のこの新しい家が建ったかと思ったらすぐに側溝が整備された。また、私の家の手前で側溝が入り、私の家の前は整備されずに終わったなど、この気持ちの分断にもつながりかねません。

市長のお言葉の一人も取り残さない、この言葉をお借りするとしたら、市民の足元の側溝整備が行き届かないというのは取り残されたという気分になると思います。市としては、危険なところから一番に整備を計画し、そして計画どおり予算の範囲で進めていっても、到底、全ての市民の声を聞き入れることなどかなわず、まして、農地、戦後復興で整備された修復期限がきている側溝、戦後77年が経った今も、全ての改修工事となると市民の足元の側溝全部をなどと夢のような話かと感じます。やはり行き着くのは予算、残念なことです。

私の前の質問、少子化・人口減少問題、枕崎市の人口は2万人を切り、枕崎唯一の産院も今月末をもち分娩を終わります。赤ちゃんは生まれても枕崎で産声を聞くことはもうありません。また、隣町への人口流出、空き地、空き家だらけの現状、もはや税収や地方交付税だけでは、市の発展はおろか、私たちの生活まで逼迫するのではないかと危惧する方も多いのではないのでしょうか。ふるさと納税はとてめえありがたい税収です。しかし、観光とかふるさと納税はプラスアルファとしてありがたい予算ですが、この世界情勢や制度の見直しを想定に入れておかなければなりません。そうすると、とてもこの税収としては不安定な予算となります。

まちを発展させるため、安定した強い枕崎をつくるためには何かしらの国の直轄事業や国策事業がないかを考え、一つの提案として、決めたらすぐに進んでしまう事業ではない、市民対話型事業、話し合いをしながら誘致するかしないかを定めることのできるNUMO（ニューモ）の提案を一つとして考えました。今の私たち世代が手を挙げ、市民の命を守る災害にも役立つこの地下調査をしてもらい、交付金90億円が枕崎に入る。ここに私たち大人が手を挙げる。最終的にこの誘致を決めるのは次世代の若者です。あくまでも私たち今の世代は選択できるチャンスを若者につくってあげるだけです。私たち大人は若者の選択できるチャンスを奪うのではなく、つくってあげなければならないと思っております。

国のエネルギー政策には、欠かせない私たちが使うエネルギー、この電気、原子力発電には避けては通れない大きな課題があります。一人一人が様々な考え思いがあると思いますが、感情だけで賛成反対を議論しても、枕崎のために、ひいては日本の国のためにもなりません。

今を生きる私たちは、日本の未来を背負っていく世代に対して大きな責任があると考えます。この市民対話型事業、NUMO（ニューモ）、核のごみを正しく恐れて、何度も何度も説明を聞く。聞いた上で議論を重ね、市、市議会議員、市民それぞれ一人一人が、次世代の若者が、枕崎の未来が描けるように、市民一体になることが枕崎の未来につながると信じています。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 午後が一番きつい時間帯ですが、しばらくの間お付き合いのほどよろしく  
お願いいたします。

今コロナ禍の中で、数々の行動が中断されてきましたが少しずつ動き出しています。

今年は被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を人類と地球の平和のためにと、  
2023年原水爆禁止世界大会が開かれます。

広島と長崎に人類史上初めて原子爆弾が投下され、一瞬のうちに2つの都市が壊滅し21万人  
もの命が奪われてから78年になります。

ほとんどが一般市民だったといえます。

生き残った被爆者も原爆症によって命を奪われ、あるいは健康を脅かされています。

核兵器は、人間らしく生きることも死ぬことも許さない悪魔の兵器としか言いようがありません。

核兵器のない平和な世界を求めて歩く、原水爆禁止国民平和行進は今年で65周年を迎えます。  
4年ぶりに全国通し行進者がやってきます。枕崎には6月28日午後になりますが、みんなで一  
緒に枕崎を歩きましょう。

さて、本題に入りますが、全国各地で大雨や地震が多発し、不安な日々が続く中で、政治の動  
きも国民にとっては不安だらけのことばかりです。

5月31日参議院地方デジタル特別委員会で、マイナンバー法等改正案が賛成多数で可決され  
ましたが、健康保険証と一体化したマイナンバーカードに別人の情報が登録されていた誤りは、  
医療事故を起こしかねない危険なトラブルです。全国で7,300件以上も起きていたといえます。

そのほかにも公金受取の口座の誤った登録、そしてコンビニでの別人へのマイナポイントの付  
与など、個人情報扱うシステムとしては役目を果たしていません。

このようにマイナンバーカードに関するトラブルが多発しているようですが、本市における被  
害状況などを調査し、市民の状況などを把握されているのでしょうか。まず、見解をお聞きいた  
します。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全ての住民に付番される12桁の番  
号で、現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律または条例で定められた事務手続にお  
いて使用されています。

マイナンバー制度は、行政手続において各行政機関の間で情報連携することにより、行政の効  
率化につながるとともに、必要な添付書類が削除されるなど事務処理もスムーズとなり、皆様の  
利便性も向上されるなど、公平公正な社会を実現するための制度であります。

御質問のありましたマイナンバーカードに関し、全国で発生し報告されている事案については、  
国において問題が整理され、対策が講じられるものと考えております。

本市における状況につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○日渡輝明企画調整課長 今般、健康保険証の情報のひもづけ誤りにより他人の情報がひもづけ  
されているケースや、自治体においてマイナポイント事業の手続支援の一環として行っている支

援窓口において、公金受取口座の登録の際、人為的なミスにより他人のアカウントに自分の預貯金口座を誤って登録してしまう事例などが報告されております。

また、マイナンバーカードを使用して行政手続きができる政府のサイト、マイナポータルで他人の年金記録が閲覧できる状態になっていた事例もあり、この事例に関しましても、データ入力の際の人為的なミスであることが原因とされております。

本市におきましては、現在報告されている事例の該当や関連するトラブルは確認されておられません。

現在デジタル庁において、公金受取口座の誤った登録があった自治体として、16自治体22件が公表されておりますが、本市においては該当がございません。

本市におきまして、個人のデータを保有しているわけではありませんので、誤った登録の有無を調査し確認することはできませんが、今回の発生した事案に対しては、国の責任の下システムを再構築するなど、担当する機関で適切に対処されていくものと思っております。

このことに関しましては、マイナンバーカードに関連するデータやシステムを秋までに総点検するとされており、情報を共有する体制や人為的なミスを防ぐ仕組みも構築されることとなります。

公金受取口座の誤登録に関する事案につきましては、漢字氏名と仮名氏名の照合ができないことが根本課題として、システム改修による自動照合の実現や漢字氏名と仮名氏名とを照合可能な検知モデルの開発を行い、検知モデルの制度を確認した上で、登録データへの適用が検討をされているようです。

また、ログアウト忘れによる誤った登録を防ぐシステム改修については、6月7日に実装されており対策が講じられております。

その他の事例に関しまして、万が一、医療機関・薬局で別の方の情報が表示された場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルもしくは御自身が加入されている医療保険の保険者へ問い合わせで相談いただければ、オンライン資格確認等システムの実施機関である社会保険診療報酬支払基金・国保中央会に迅速に連携し、御本人でない情報が登録されている疑いが高い場合は、直ちにオンライン資格確認等システムの閲覧が停止されます。

その後保険者において事実確認を行い、誤ったデータが登録されていた場合は、是正作業が速やかに行われることになっております。

**○7番 豊留榮子議員** 本市においては、今、誤った被害は受けていないということだったんですけれども、本当にこれは本人がもし間違っていることが分かっても、市に届けない限り市としても把握できないってことなんですか、それともシステムで分かるんでしょうか。

**○日渡輝明企画調整課長** 少し先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、市で個人のデータを保有しているわけではございませんので、市で独自に調査をすることはできません。

ただ現在、国で秋までに関連するデータやシステムを総点検するということがされておりますので、そういった誤った情報等がありましたら、市へ連絡ができる体制となっているところでございます。

**○7番 豊留榮子議員** 市民の不安を少しでも解消するために、市がこのような対策を取っていらっしゃることを公表できるんでしょうか。市民に伝えることができますか。

**○日渡輝明企画調整課長** まず1点、御自身の情報が正しく登録されているかを確認する方法について申し上げますが、マイナポータル対応端末、例えばスマートフォン等でマイナンバーカードを使ってマイナポータルにログインし、注目の情報の最新の保険証情報の確認や公金受取口座の登録変更、これを押していただきますと、健康保険証情報や登録されている口座情報を確認することができます。

また御自身で確認する方法が分からない場合やマイナポータル対応の端末をお持ちでない場合は、現在市民ホールに設けてありますマイナポイント申込みに当たっての受付支援窓口で、一緒

に登録内容を確認する体制を整えておりますので、不安な場合は御相談いただければ対応をしていきたいと考えております。

市民の皆様の不安を少しでも解消できるように、サポート体制を整えるとともに、最新の情報の発信に努めていく取組を行っていききたいと考えております。

**○7番豊留榮子議員** いろいろな取組をしてくださっていることは分かるんですけどね。

それを市民の方が知るすべを何かして下さるといいなと思うんですけども、自分で市民ホールに行っというのはなかなか難しいんじゃないかなっていう気もしないでもないですね。

そういうことで次の質問に入りますが、マイナ保険証に別人の情報が誤って登録されることは、これはまさに命に関わることにもなりかねません。

大きな過ちが起こる前に、このマイナンバーカードの活用は全て中止すべきだと思いますが、この点について見解をお聞きいたします。

**○日渡輝明企画調整課長** マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請、各種民間のオンライン取引など、日頃の生活の中で活用できるケースが広がってきており、安心安全な利用環境の整備が進められてきているところです。

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、利便性向上の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正について可決・成立しているところです。

今回改正のポイントとしましては、マイナンバーカードの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、マイナンバーカードと健康保険証との一体化、マイナンバーカードの普及・利用促進、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追記、公金受取口座の登録促進といった内容になっており、例えばマイナンバーカードの利用範囲の拡大においては、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においても、マイナンバーの利用の促進を図る内容となっており、具体的には理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とし、各種行政事務手続における添付書類等の省略により利便性の向上が図られるものです。

マイナンバーカードの活用は中止すべきであるとの質問者のお考えや御懸念に関しましては、マイナンバーカードの使用に関し厳密な本人確認が行われ、なりすましができないようになっております。

またカード自体には、氏名、性別、住所、生年月日のいわゆる4情報のみで、税情報など高いプライバシーを持つ情報は記録されておられません。

システム面におきましては、年金や税情報など高度な個人情報是一元管理されているのではなく、これまでどおりデータは各行政機関で別々に管理されており、システムにアクセスできる者は制限・管理されております。

本市におきましても、個人情報が扱える端末へのアクセスは、IDと静脈認証により個人が特定されており、厳密に管理されております。

平成29年1月から情報提供等記録開示システム、マイナポータルによりまして、自分の個人情報をどのような機関が、いつ、どのような目的で使用したのか、確認することができますので、二重、三重のセキュリティー対策が取られている仕様となっております。

今後、国の責任の下、今回の人為的ミスによるトラブルに対応したシステムが構築されると考えておりますが、本市としましても、市民の皆様の大切な個人情報が守られるよう、適切な運用を行っていききたいと考えております。

**○7番豊留榮子議員** そうですね、マイナンバーカードには、医療情報や年金の情報さらに公金の受取口座、そして別の人の情報が大規模にひもづけされたら、これはマイナ保険証も、医療機

関でのトラブルが後を絶たない、このような状況が今ずっと続いているわけですね。

これを、まだ受け取っていない方たちにしたら、どういうことになっていくんだ。特に高齢者でありますとか、ちょっと障害のある方などは、自分ではなかなかできない、誰かに頼まないとできないというような感じでいらっしゃるかと思うんですね。

これがマイナカードに慣れて親しんでしまえば、とつても便利になってくるんだとは思いますが、これを本当にそんなふうに見えるようになるのには、何年ぐらいかかるんでしょうか。

**○日渡輝明企画調整課長** 現在、マイナンバーカードの申請交付手続におきましても、マイナンバーカードの利便性、安全性、取扱等については十分、市民の皆様へも説明を行ってきているところではございます。

これから、デジタル化社会が形成されていく上で、マイナンバーカードにとっては、その基盤となるべき大切なものだと思っております。

そのようなカードを利用できる便利さを実感できる、そういったケースも今後国の責任の下、体制が整備されていくものと考えております。

**○7番豊留榮子議員** もう私的にはどう考えても、このマイナンバーカードの活用は中止すべきだと言わざるを得ません。

このマイナンバーカードに対する市長の見解をお尋ねしていいですか。

**○前田祝成市長** ただいま企画調整課長からありました説明のとおりですけれども、今後のデジタル社会の中でどうしてもやっぱりその基盤として必要になってくるということは私も認識してございますし、それを扱う行政としても、しっかりとセキュリティー含めた体制というのを整えていかなければいけないと考えております。

市民の皆様大切な個人情報を守られるように適切な運用を行っていきたくとそのように考えております。

**○7番豊留榮子議員** 次の学校給食費の無償化についてなんですけれども、これは私が掲げたものの全て前の議員が質問してくださって、答弁いただいておりますので、これはもう省いていきたいと思えます。

ただ最後の、子育て支援のためにも、ふるさと納税の活用や財政調整基金の活用で、給食費の無料化を支援すべきではないでしょうかということと、市長の公約でもある少子化対策の一環として、学校給食費の無償化を実施すべきではないでしょうか。

これは前にもお答えいただいているんですけど、ここだけ改めて御答弁をお願いいたします。

**○前田祝成市長** これまでの質問者の皆様方の答弁、給食センター所長の答弁にもございましたが、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者には、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費として、令和元年度から全額助成ということを進めております。

また物価高対策に対しましても、それぞれ給食費の値上げ分の補助等を行っているところです。

ふるさと応援基金や財政調整基金の活用ということで御質問でございますが、それぞれの基金については、事業の必要性や優先順位等によって検討されるものですが、児童生徒の給食費につきましては、何度も答弁してございますが、保護者に御負担いただきたいというのが考えでございます。

少子化対策ということで、こういう御意見をいただいているわけですが、現在の少子化の一番の課題は、何度も申し上げますが、少母化、母親が少ない状況にあると認識してございます。

経済を活性化して、若い人たちの所得が上がり、結婚して子供を産み育てたいというような環境をつくるのがまず大事であって、その課題に対して具体的に取組んでいかなければ、なかなか少子化というのは解決しないだろうと思っております。

ただ単に給食費が無償化された、あるいは少子化や子育てに対する支援や手当が拡充されたら

いうことだけで、子供が増えて少子化が解消されていくとは、私自身は考えにくいと思っておりますので、そのあたりについては、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

**○7番豊留榮子議員** 子育てに関しては本当に若い方たちからの意見を聞きますと、もう全てがあれなんですよ。支援してほしいという声がたくさん上がってきます。

そういう点も含めて、御検討のほどよろしく願いいたします。

次に市民の相談窓口についてなんですけれども、これは市民のための相談窓口は各所に設置されていることと思いますが、市民が訪ねやすいよう、各家庭にこの相談窓口の一覧表など、配布できないものかと思うんですがいかがでしょうか。

**○山口太総務課長** ただいまの御質問に対してお答えいたします。

ただいま質問者からの御提案に関する現在の市の取組といたしましては、市のホームページにおきまして、本庁、出先の各課各係の主な取扱い業務や、直通電話番号が記載された一覧表を掲載して周知を図っております。そこでは、例えばその一覧表を見ましても、どこに連絡してよいか分からない場合もあると思っておりますので、本庁の代表電話番号に御連絡をいただければ、担当部署におつなぎしますということも併せてお知らせしております。

そのほかでは、お知らせ版においては、例えば先月の5月号のお知らせ版では、紙面の相談というコーナーで、市民会館における年金相談所あるいは全国一斉特設人権相談所の開設についてお知らせをしておりますほか、広報紙におきましては、紙面の一番下の部分になるんですけれども、市が実施しております家庭児童相談、育児相談などの連絡先のほか、社会福祉協議会で実施されている法律相談の実施日や連絡先、あるいは知覧法務局で実施されている法律・人権相談、行政相談委員による行政相談などの連絡先についても毎月掲載しております。

また来庁者に対しましては、主に庁舎総合案内の職員が用件をお聞きして、御案内を行っているところがございますけれども、昨年度には、御承知のとおり本庁舎1階の案内板の整備も実施いたしました。

現在の市の取組につきましては、以上のようなことでございますけれども、ただいま質問者から御提案がございました相談窓口の一覧表の作成・配布につきましては、そのような一覧表が市民の御手元にあることで、市民が目的あるいは御相談したい事柄に応じて、市役所だけでなく他の行政機関等も含めて、どこに連絡すればいいか、あるいはどこを訪問すればいいかが、より分かりやすくなると考えますし、今後とも、より便利で親切的な市民本位のサービス提供の充実・向上を目指していく上で効果的な取組であると思っておりますので、相談内容について、できるだけ具体的に、また分かりやすい形で分類しまして、他の行政機関等も含めまして、担当部署や連絡先を記載した一覧表を作成して、市民の皆さんに配布するとともに、ホームページにも掲載しお知らせしていくことにつきまして、前向きに取り組んでいきたいと、そのように考えております。

**○7番豊留榮子議員** なかなかこのデジタルになじまない方たちというのは、紙を見ないと駄目だって言われるんですよ。

そういう点では、やっぱり一覧表があったら、とても安心して生活できるかなと思っておりますので、これは一つよろしく願いいたします。

また次の質問ですけれども、この総合的な窓口の設置ですが、これは今あるといえればあるんですけれども、今受付の方に聞いて、どここって言われる方が多いので、こういう設置ができないものかどうか。

**○福永賢一福祉課長** 総合的な相談の窓口に関しましては、庁舎1階の総合案内が全体的な庁舎の案内としては設置しておりますが、そのほか、じっくりお話を聞くという部分での総合的な相談窓口につきましては、家庭児童相談室がございます。

昭和39年厚生省通知に基づき福祉事務所に設置するとされている家庭児童相談室ですけれども、家庭や児童に関する総合的な相談窓口として、現在、市庁舎西別館1階に設置しております。

家庭児童相談員を1名配置しております、時間をかけて傾聴することで、相談者に寄り添いながら、相談内容に応じて関係機関へつなぐなどの支援をしているところです。

○7番豊留榮子議員 そうですね、利用者の方も多いかと思うんですけども、現在の利用者の状況と、相談を受けてくださる方への精神的な負担とかそういうのはどうなんでしょうか。

○福永賢一福祉課長 家庭児童相談室の令和4年度の相談実績につきましては、142件相談を受け付けております。

主な相談内容としては、家族に関すること、老人福祉に関すること、人権法律に関することなどを受け付けているようです。

過去10年の相談件数については、平成25年度から令和元年度までは毎年度400件を超える相談がありましたが、令和2年度以降は相談件数が減少しております。

新型コロナウイルス感染症対策により、電話相談のみ受け付けた期間があったことや、外出や人との接触を控えるなど、市民の行動の変化の影響があったと考えております。

また、相談を受け付けている相談員に関しましては、相談内容によっては様々で複雑な家庭状況など重たい内容のケースもありますので、家庭児童相談員の精神的な負担は相当なものだと思っておりますが、現在の家庭児童相談員1名は、月14日以内勤務で家庭児童相談員が不在の場合は、福祉課で相談を受け付けることとしております。

また基本は相談室勤務であります、福祉課職員が小中学校や保育所、幼稚園などを訪問する際は一緒に同行したり、あるいはまた各会議に出席したりするなど、外に出る機会もありますので、一種の気分転換にはなっているのではないかなと思っておりますが、1人で悩みを抱えることのないよう、また課・係全体でフォローしていきたいと考えているところです。

○7番豊留榮子議員 私の質問はこれで終わりなんですけれども、ぜひ総合的な窓口設置、これをもっと皆さんが公にばっとう見えるところだと行きにくくなるんですけれども、今のところだと皆さん行きやすいかなあと思えますね。

また、担当されている方々への精神的な負担なども、うんと和らげるような、そういう対策もして行ってほしいと思うところです。

ありがとうございました。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時51分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 今回の選挙において、市民の皆様、歩いて、見て、聞いて、市民の声を市政へ届けてまいりますと御約束をし、議席を与えていただきました。

市民の意思を把握し、執行機関の活動をチェックし、政策を提案できるよう努めてまいります。

議長をはじめ、諸先輩議員の皆様、新人議員の皆様、市長並びに執行部、事務局の方々とともに枕崎のために頑張っております。

御指導、御鞭撻、よろしくお願いいたします。

議員となって初めての一般質問です。

お聞き苦しい点があるとは存じますが、何とぞ御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

虐待による重篤な死亡事例が後を絶ちません。

令和2年度には、児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えています。

依然として、子供、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいとされています。

また、子育てを行っている母親のうち約6割が近所に子供を預かってくれる人がいない状況であること。各種の地域子ども・子育て支援事業が要支援児童等に十分に利用されておらず、子育て世帯の負担軽減等に対する効果が限定的であると言われてしています。

このような実態を踏まえ、政府は、市町村における児童福祉及び母子健康に関し、包括的な支援を行うことも家庭センター設置の努力義務、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、子育て家庭への支援の充実等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律を制定、子ども未来戦略会議では、次元の異なる少子化対策の方針が決められ、児童手当も来年の10月から拡充され、異次元の少子化対策を打ち出しているところです。

先般の南日本新聞では、小中学校の給食費や保育料、医療費の無償化など、子育て支援について、県内の市町村の取組に差があることを紹介していました。

その記事によると、鹿児島県下の小中学校の学校給食は、既に13市町村が無償化となっています。垂水市においては、今年の2学期から給食費を無償化するということです。

枕崎市の小中学校の給食費の無償化については、これまでの枕崎市議会でも何回も質問があったようですが、当局の御答弁は、学校給食法第11条第2項に定義されている、保護者の負担とすると画一的な御答弁となっているようです。

近隣の町では、既に取り組んでいる実態があるにもかかわらず、本市の学校給食費の無償化についての御見解は変わってきていません。

国も異次元の少子化対策を打ち出している中で、旧態依然として変わらない本市の学校給食費の保護者負担について、市長の御見解をお尋ねします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 今回の定例会で、多くの議員の皆様から給食費につきましては、給食費の無償化につきまして、いろいろ御意見をいただいたところでございます。

答弁いたします。

近年、県内の自治体の中では、学校給食費の無償化や生活困窮家庭の保護者に対する取組が新聞等で報じられておりますが、本市では、学校給食費の負担軽減策として、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯に対しまして、令和元年度から学校給食費の全額を助成、また令和4年度には、物価高騰に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用した食材費への補助、さらに今年度においても、全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分の補助を行っているところです。

私としましては、今年の施政方針でも申し上げましたが、少子化対策には2つの視点が必要であり、子育て環境の視点、そして経済の視点の双方の視点から取り組むべきと考えています。

子育て環境の視点としましては、支援の充実など環境整備のところに力を入れていくべきであると思います。

そして、現在の少子化の一番の課題は、母親が少ない少母化にあると認識しております。

子供を産み育てるといふ、その前段階のところの問題であって、そこに対して経済的な政策というのは非常に重要になると思います。それは、現在子供を持つ親に対する経済支援というよりも、もっと母親を増やす根本的なところの経済政策というのが必要であると思っております。

経済を活性化して、若い人たちの所得が上がり、結婚して子供を産み育てたいというような環境をつくるのがまず大事であって、その課題に対して、具体的に取り組んでいかなければ、なかなか少子化というものは解決しないだろうと思っております。

ただ単に、学校給食費が無償化された、あるいは少子化や子育てに対する支援・手当が拡充されたということだけで、子供が増えていき少子化が解消されていくということは、私自身はなかなか考えにくいと思っておりますので、そのあたりもぜひ御理解いただきたいと思っております。

給食費無償化についての本市の考え方ですが、教育委員会からも考え方を述べさせていただいております11条第2項について、これが基本であると考えてございます。

ただ今回4名の議員の皆さん方から、給食費無償化の考え方について市長の見解ということも質問に出しておりますので、水野議員が今回の議会では最後の御質問者だと思いますので、私自身の給食費無償化についての考え方をちょっと少し長くなりますが述べさせていただきたいというふうに思っております。

給食費の保護者負担の考え方についてはこれまで答弁してきたとおりです。

現在、市町村の自治体が給食費の全額を負担するなどの施策が報道等でも取り上げられています。

近隣自治体でも、これまで無償化にいち早く取り組んでいた南さつま市に続いて、南九州市でも今年度から給食費の無償化の取組を行っています。そのような給食費無償化に踏み切る自治体が全国でも増えていることは承知しております。

給食費についての私の考え方を申し上げますと、子育てにおける食費については、保護者が賄うものだという、ごく当たり前の考えが私の給食費に対する考え方です。

人間としての営みである子育ては、将来へ、自身の、あるいはこれまで先祖から引き継いできた、その家族の子孫を育てていく最も重要な営みです。子供の衣食住を親が責任を持って賄うことが、人間社会における親の大事な役割です。その大事な役割を単に大衆受けするからといって、行政が奪ってはいけないというのが私の考え方です。

子供の食事を賄うということは、親の役割の中でも最も優先度の高い役割です。子育てにかかる費用の中で、一番先に割り当てなければならない費用を行政が賄うことに、私は違和感を覚えます。

このような考えでありますので、私の判断で給食費の無償化に踏み切るということはございません。

このように答弁しておきます。

**○5番水野正子議員** お隣の南さつま市や南九州市では、無償化になっています。

市民の間では、子育て支援が充実している隣の町に住居を構える若者がいる。枕崎市は子育て支援の取組が遅れており、若者が定着しない要因になっていると多くの声があります。

そのような中で、枕崎市の子ども医療費助成制度が今年6月から高校生まで無償化になり、評価いたしているところです。

子育て支援については、各自治体の独自の取組が行われています。

枕崎市では、むぞかベイビー誕生祝金給付事業が始まりました。鹿屋市では、かわいい孫への贈り物事業などを実施し、それぞれ独自の取組をしているところです。

枕崎市のむぞかベイビー誕生祝金給付事業についてお尋ねします。

新生児1人につき2万円の商品券と記念品の給付となっているようですが、むぞかベイビー誕生祝金給付事業の内容について詳しくお聞かせください。

**○福永賢一福祉課長** むぞかベイビー誕生祝金は、出生した児童を市民全体でお祝いすることを目的として、今年度から、出生児童1人当たり2万円分の商品券と記念品を支給するものです。

令和2年度は新生児への臨時給付金として、出生児童1人当たり5万円分の商品券を支給し、令和3年度からは新生児への給付金として、同じく5万円分の商品券と記念品を支給していましたが、こちらは子供の出生を祝い、健やかな成長を支援するとともに、経済的負担の軽減による、子育てしやすい環境づくりに資することを目的としていたところ、国が出産・子育て応援給付金事業を実施することとなったため、令和4年度で廃止となったものです。

**○5番水野正子議員** 5月下旬に枕崎市の子育て支援のホームページで、むぞかベイビー誕生祝金給付事業を検索しましたが、掲載されておらず、募集が終了した新生児への給付金・出生祝記

念品贈呈事業が紹介されていました。

4月にスタートしたにもかかわらず、6月に入りようやく、むぞかベビー誕生祝金給付事業として掲載されていました。

ホームページへの紹介が遅れている実態について見解をお聞かせください。

**○福永賢一福祉課長** 新規の事業を開始するときや既存の事業に変更が生じた場合など、広報紙やお知らせ版、ホームページで対象者や市民に周知を図ることとしておりますが、今回おっしゃるとおり、むぞかベビー誕生祝金についてのホームページでの周知が遅れた実態がございました。

対象者に関しましては、出生届の際に市民係から福祉課へ同行して案内をいたしておりますので、漏れなく手続きができているところがございますが、周知に関しましては遅れることがないよう職員への指導を徹底していきたいと考えております。

**○5番水野正子議員** 子育て支援については、各自治体の取組に特色があるようです。

本市の学校給食費を除く子育て支援では、保育所入所児童おむつ給付事業や0歳から2歳までの保育料5割負担などは、他市より若干本市のほうが充実しているようです。

そこでお尋ねいたします。

本市が取り組む魅力ある子育て支援は何があるのか、今後どのような施策を考えておられるのか、お聞きします。

**○福永賢一福祉課長** 昨日の一般質問の答弁と若干重複いたしますが、子育て支援に関する事業は、子ども・子育て支援事業計画により実施しております。

現在、第2期計画につきましては、令和6年度までとなっております、令和7年度から令和11年度までの第3期計画を令和6年度に策定することとしております。

このため、今年度中に子育て中の保護者や子供に対しニーズ調査を行い、子育て世代等の要望を確認しながら、必要な施策の実施を検討していきたいと考えています。

また相談対応の部分に関しまして、子育て支援の環境整備に関しましては、改正児童福祉法で各自治体へ設置が求められている、先ほど言及されたこども家庭センターについて、当面の間、その機能を福祉課と健康課で担うこととなりますが、市民の利便性や近年の児童虐待件数の増加等を考慮いたしますと、子育て支援の環境整備については、こども家庭センターの設置場所をはじめ、母子保健部門と児童福祉部門による一体的な相談支援体制の整備へ向けて、改めて検討を進める必要があると考えているところです。

**○5番水野正子議員** ニーズ調査はとてもいいことだと思います。

枕崎市に限らず、少子高齢化、人口減少は全国的な問題だと思います。

今後の枕崎においても、子育て支援によるまちづくりは大事な課題であると考えております。

核家族化や地域のつながりが希薄化しております。妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行い、子育て世代に安心感を持ってもらうことが重要だと考えます。母親が孤立や不安を感じない施策が求められています。

次に、産後ケアについてお尋ねしてまいります。

産後ケア事業実施は、平成27年4月から取り組まれています。

産後ケアは、出産後、母子の安心安全及び健康の保持増進を図る目的の事業であります。

こども家庭庁は、産後1年以内の産婦に心身のケアや育児支援をする産後ケアについて、利用条件を撤廃し、希望者全員が使いやすい環境を整えて、制度の活用につなげていくよう、政府は2024年度末までの全国展開を目標にしています。

産後ケアは、産婦の産後うつ防止や育児への不安抑制などが目的です。

現在は、病児を抱える妊産婦のほか、育児に不安を抱えていながら、身近に相談できる人がいない人などを対象としております。

産後ケアについて、若いお母さんたちから寄せられた声をちょっと紹介します。

産後ケア事業を知らなかったという方もいました。このような制度があるということを知っているのと、知らないでいるのでは、産後の負担が違ってくる。鹿児島市内の方からは、頼れる方がいなくて利用できてすごくよかった。それから、お母さんが元気であるためにこのサポートは必要。

妊婦期間の10か月もいろんな不安や制限があり、ストレスを抱えている妊婦も多く、人生の大きな出産というイベントに疲れ果て、その後の赤ちゃんとの時間は、うれしくて幸せな時間であるとともに、母子の闘いの時間になってきます。

産後ケアを利用し、赤ちゃんに慣れている助産師に赤ちゃんを預け、お母さんが体を休め、その後、意見交換することでお母さんの不安も解消されます。

それから、利用するかは利用料金にもよるといふ答えもありました。

本市の令和4年度の出生数は73人であったようです。

産後ケア事業が実施され8年になりますが、過去5年間の利用者数についてお答えください。

**○西村祐一健康課長** ただいま産後ケア事業の利用状況についてのお尋ねですが、議員からも紹介がありました内容と重複するとは思いますが、産後ケア事業の概要につきまして、まず答弁いたしたいと思います。

産後ケア事業は、実施主体であります市町村が、分娩施設退院後から一定の期間、先ほど質問者からもありましたとおり、出産後1年、病院、診療所、助産所等または対象者の居宅におきまして、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業でありまして、本市では子育て世代包括支援センターの設置と併せまして、平成27年度から市内産科医療機関に委託を行いまして、本事業を実施しているところです。

利用状況につきましては、平成30年度のショートステイの利用はありませんでした。デイケアは8人28日となっております。令和元年度はショートステイ3人17日、デイケア8人18日、2年度はショートステイ2人21日、デイケア2人14日、3年度はショートステイ2人6日、デイケア1人4日、4年度はショートステイ1人5日、デイケア3人5日となっております。

**○5番水野正子議員** 薩南病院が開設され、市内の産婦人科医院の出産受入れが6月末までと聞いております。

その市内の産婦人科医院が産後ケアの委託先と聞いておりますが、令和4年度における市内の産婦人科医院の産後ケア事業の利用者は今お答えいただきましたが、宿泊と日帰りそれと市内・市外に分けての利用者数を教えてください。

**○西村祐一健康課長** ただいまの質問にありました令和4年度の市内産科医療機関の利用状況につきましては、市内の住民の方の利用については先ほども答弁しましたとおり、ショートステイ1人5日、デイケアは3人5日となっております。

また市外の住民の利用につきましては、人数のみを把握しておりまして、4年度につきましては、南九州市2人、県外の方が1人となっているようです。

**○5番水野正子議員** 市内在住でなくても里帰り出産の方が利用可能ですが、その際にはどのような手続が必要でしょうか。

**○西村祐一健康課長** ただいま市外住民が市内の産科医療機関を利用するときの手続についてのお尋ねかと思うんですけれども、これにつきましては、近隣3市の実施要綱を確認いたしましたところ、利用の申請及び決定につきましては、本市と同様の内容の手続となっているところでございます。

**○5番水野正子議員** 産後ケアについては、そんな制度があるとは知らなかった、利用したかつ

たという声が聞かれます。

市役所に、私も産後ケアのパンフレットをいただけるのかなと思い、窓口でパンフレットをくださいと声をかけたんですが、健康センターへ行ってくださいと言われました。産後だとしたら市役所でパンフレットをいただけるほうが負担が少ないのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

産後ケアの周知方法はどのようになっているのでしょうか。申請から認定までの手続方法と認可までの日数を教えてください。また、産後ケアを実際どのような方に勧めてきたのか、申請しても認定されなかった事例があるのかお尋ねいたします。

**○西村祐一健康課長** 産後ケア事業の周知につきましては、現在母子健康手帳の発行時や、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問等の機会に、利用料金と事業内容を掲載いたしましたチラシをお渡しし説明を行っております。

今後ともあらゆる機会を捉えまして、産後ケア事業の周知に努めていきたいと考えております。

それから産後ケア事業の手続についてですが、産後ケア事業の利用の手続は、希望する対象者またはその家族の方等から利用申請書を提出していただきます。

この申請は、利用を希望する期間の初日の前日までに行っていただくこととなります。ただし、やむを得ない理由等により、期限までに申請ができないと認められるときは、期限後に速やかに申請していただくこととなります。

利用希望者から申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業の利用が適当と認められたときは、産後ケア事業利用決定通知書により通知いたしまして、事業の利用が不適当と認められたときは、産後ケア事業利用却下通知書により当該申請をした方に対しまして通知をいたします。

これに併せまして、利用希望者に利用の決定を通知したときは、その旨を当該決定に係る委託医療機関等に通知をいたします。

それから、利用決定までの期間につきましては、こういった内容審査等を行うため、二、三日を要している状況です。

それと、これまでに不認定となったケースについてのお尋ねですが、これまでの利用申請につきましては、本市の委託先であります市内産科医療機関を通じたり、乳児家庭全戸訪問等のときに、ケアが必要な方に勧奨したりして行われておりますので、平成27年度の事業開始から現在まで不認定となったケースはございません。

あとどのような方に産後ケアを勧めてきたのかというお尋ねですが、こちらにつきましては、出産後に自宅に帰っても、育児を手伝ってくれる人がいなくて不安な方、あと授乳がうまくいかない方、乳児の世話の仕方や生活のリズムが分からない方、出産と疲れから体調がよくない方など、育児等の支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施しているところでございます。

**○5番水野正子議員** 今後、市内の産婦人科医院の産後ケアは、宿泊型は廃止して日帰り型の対応になると聞いておりますが、宿泊型の受入れはどこに委託されるのかお伺いします。

**○西村祐一健康課長** 市内産科医療機関につきましては、7月以降分娩を取り扱わなくなることから、産婦が希望いたします医療機関や助産院と本市が個別に契約を行いまして、宿泊型の産後ケアを受けていただくこととなります。

**○5番水野正子議員** 霧島市の産後ケア事業のホームページを見ますと、委託先として9件紹介され、宿泊型、日帰り型、訪問型に分けられ選ぶことができます。このような紹介の仕方だと、本市でもより利用しやすくなるのではないのでしょうか。

子育て支援についてお伺いしてまいりましたが、最後に本市の取組の本気度についてお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 子育て支援に対しての本市の考え方というのは、これまで議員の皆様方から今回の定例会でも、様々な御質問がございました。

とにかく少子化を止めるということは、国家的な課題と認識してございますので、その中で、本市でできる最大の努力をしていきたいと考えております。

様々な支援というところが非常に強く出ているんですが、私自身としては、その支援というところだけではなくて、やはり出産適齢期の年齢の男女の雇用、そして所得というところにもしっかりこだわって、取り組んでいければと思っているところです。

**○5番水野正子議員** 今回の質問に当たり、各市のホームページを参考にさせていただきました。

その中で気になったのが、各市の産後ケア事業実施要綱は、毎年のように更新され、課税、非課税世帯ごとに利用料金が示されていました。それに対して、本市の産後ケア事業実施要綱の掲載は、平成28年を最後に更新されていません。別表による利用料金も示されていない状況です。

産後ケア事業実施要綱の更新について、御見解をお伺いいたします。

**○西村祐一健康課長** 本市の実施要綱につきましては、平成28年に改正されて以降、改正されておられませんので、市ホームページの更新が現在ないところではございます。

利用料金につきましては、母子健康手帳の発行時や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問等の機会に、利用料金等事業内容を掲載したチラシをお渡しし、妊産婦へ説明いたしておりますが、事前に事業内容を確認されたい方もいらっしゃるかと思いますので、同様のチラシを市のホームページに掲載したいと考えております。

**○5番水野正子議員** 私も産後はとても体調が悪くて、こういう制度ができたというのを聞いて、もっといろんな方に知っていただき、ぜひ活用してほしい、とてもいい制度だなと思っています。

これから赤ちゃんを産む方を育てていくのも大切ですが、今、赤ちゃんを産み育てているお母さんに寄り添い、支援をしていくこと、経済的支援、精神的支援が必要だと思います。

市の情報は速やかに市民に提供する、開かれた市政、行政運営によって、子ども・子育て支援の政策が充実したものになっていくことを願っています。

次に、農政問題についてお伺いいたします。

中立農業委員として2期6年勉強してまいりました。

この間、多くの農家の方々とお会いして感じたことは、農地中間管理機構や農業委員のあっせん等による取組が、認定農家への農地の流動化、集約化につながり、事業効果も上がっています。

しかしながら、カンショ基腐病などにより中核農家が減少し、耕作条件の悪い農地の遊休農地化が進行しているのが現状であります。

今、農村部の活性化に求められているのは、兼業農家を含めた地域による農地の保全活動です。

活動について、市の考えをお聞きします。

**○沖園信也農政課長** 農地は、一旦耕作をやめると雑草や樹木が生い茂り、農地として再生利用するためには大きな重機やトラクターなどでの作業を要するなど、多額の経費と労力が必要となります。

そのような状態とならないためにも、農地所有者の自己管理や借手の発掘が必要であります。農業従事者の高齢化、後継者・担い手の減少、鳥獣被害などにより耕作放棄地が増加している状況でございます。

市といたしましては、耕作放棄地を再生利用して減らすことも必要ですが、まずは、現在耕作している農地を耕作放棄地にしない、させない対策として、農地保全は重要であると考えております。

このため、農地の多面的機能を維持・発揮するための地域での活動や営農活動を支援する多面的機能支払交付金事業や、中山間地域の農業生産活動の推進、多面的な機能の維持や農地の荒廃防止を支援する中山間地域等直接支払交付金、低コストな肥培管理が可能な作物等による農用地利用に対して支援する農山漁村振興交付金、最適土地利用対策事業を活用し、地域における農地保全につながる活動に対し支援をしてきているところであります。

現在、多面的機能支払交付金事業では11組織、中山間地域等直接支払交付金では3地区、最適土地利用対策事業は1団体が取り組んでいるところでございます。

○5番水野正子議員　そこで大切なのが、保全活動に必要な農機具などの調達方法です。地域ぐるみで取り組む農地保全への機材調達は必須課題となっています。

地域ぐるみの農地保全活動に対する助成制度の取組について御見解をお聞きします。

○沖園信也農政課長　市では令和3年度から、単独事業といたしまして、認定農業者等担い手育成対策事業を行っており、50万円以上の農業機械購入費に対して2分の1を補助しております。

農家が導入する機械には、乗用草刈機やトラクター、草刈用のハンマーナイフモア、動力噴霧器など地域の活動等にも利用可能なものもございますので、事業実施者全員に対して、導入した機械を地域の環境美化活動や環境保全会の活動等にも利活用していただくようお願いをしているところでございます。

また、先ほど答弁いたしました多面的機能支払交付金事業におきましては、財産と位置づけられる大型農業機械の導入は難しい状況にございますが、農家所有の大型機械を借り上げて活動を行うことは可能でございますので、各環境保全会では、交付金の中から農家に借上料を支払う方法で活動がなされているところでございます。

このような取組や、先ほど答弁いたしました支援事業を有効活用し、農地保全につながる活動等が円滑に実施できるよう、情報提供を行っているところでございますが、農地保全活動のみを対象とした機械等の導入に対する助成は行っていないところでございます。

○5番水野正子議員　市民の皆様に必要な情報が届くことを願っています。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○永野慶一郎議長　以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時31分　休憩

午後2時40分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員　登壇]

○6番立石幸徳議員　通告に従い一般質問をいたします。限られた時間でございますので、的確な答弁を最初をお願いいたします。

私は、さきの市議選におきまして、当面の本市の主要課題として訴えたことは、1つ目に子育て支援の在り方、2つ目にお魚センターの経営改善、3つ目にふるさと納税の復活再生、そして、新クリーンセンターへの対応、この4点を市民の皆様にも訴えてまいりました。そして、多くの宿題をいただいたところでございます。このことを踏まえ、これからの議会におきまして、質問をしてみたいと思います。

本市におきましては、令和5年3月、第2次枕崎市行財政改革推進計画を策定いたしております。これは、平成31年3月に策定されました第1次枕崎市行財政改革推進計画に引き続き歳入確保や歳出抑制策を講じて、持続可能な財政運営を目指すため、必要な継続的推進項目を残し、新たな視点による実施項目を盛り込んだものとなっております。実施する計画期間は、令和4年度から令和7年度の4年間ですが、既に令和4年の1年間が経過しているのはなぜなのか。そして、新たに実施する推進項目としては、どのようなものを予定されているのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長　登壇]

○前田祝成市長　本市では厳しい財政状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政構造を維持す

るため、簡素にして効率的な行政運営の実現を目指し、行財政改革に取り組んでまいりました。

そうした中で、事務事業等の見直し、指定管理者制度の導入、定員管理の適正化等による歳出削減、また高い水準での市税収納率の維持やふるさと応援寄附金による歳入確保策に努めた結果、財政調整基金等基金残高の増加とともに、經常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の財政指標も改善されるなど一定の成果を上げることが出来ました。

しかしながら、少子高齢化の進展、人口減少に伴う社会経済情勢の変化、市民ニーズに対する新たな行政サービスの提供、社会保障関係費や老朽化した公共施設等の維持管理経費、地域活性化の推進、自然災害への対応など、様々な課題に対応していくためには、引き続き歳入確保や歳出抑制策を講じて、持続可能な財政運営を目指さなければなりません。

このような状況を踏まえ、限られた行財政資源を効果的・戦略的に活用する観点から、今後の行財政運営の基本的な考え方や取組内容を示し、第1次枕崎市行財政改革推進計画から踏襲した12の推進項目と、具体的な取組である実施項目については、継続的な取組が必要な項目を残しつつ、新たな視点による実施項目も盛り込んだ令和4年度から令和7年度までを期間とする第2次枕崎市行財政改革推進計画を策定したところです。

詳細につきましては、担当参事から答弁いたします。

**○田代勝義企画調整課参事** 計画期間を令和4年度からとした理由につきましては、次期計画では、行財政改革を進める12の推進項目につきましては、財政健全化の推進、市民協働の推進、事務事業等の見直し、民間委託等の推進、組織機構の見直し、定員管理の適正化、職員給与等の適正化、こういったその他5つほどのこの12の項目について、前計画を踏襲して作成したところです。

そして、この行革の推進に当たりましては、毎年度4月、新年度始まってすぐに庁内全課等に対しまして、前年度の成果及び新年度の実施事業及び目標課題等の市長ヒアリングが行われます。ヒアリングの中で新年度の行財政改革に向けた取組という項目がありまして、各課の行財政改革に対する考え方や取組が示されております。時期、計画策定までの行財政改革の取組は切れ目なく続いていることから、計画期間の初年度内の策定ということになりましたが、令和4年度からと計画期間をしたところでございます。

**○6番立石幸徳議員** 最初に申し上げたように、甚だ短い時間です。第2次の行財政改革推進計画、26ページにわたる冊子も私も選挙の当選告知日に担当課からいただいておりますので、私も数回目を通しています。計画に書かれている要点のみを的確に説明いただければ結構です。

通告した項目に基づいて掘り下げてまいりますけれども、まず財政健全化の推進。今後の市債残高と市債償還計画、この部分では、計画の3ページに行財政改革推進計画の取り組む記述を少し読み上げますと、広域で取り組む新クリーンセンターの整備に関わる負担金の増などに伴い、地方債の借入額が多額になることから、他の公共事業への影響が懸念されている。この市債残高については、少し説明書きがありまして、これ4ページに実は本市のこの市債残高の推移といましようか、ずっと過去に遡って調査しますと、平成15年度末に約142億円の最高の市債残高があったんですね。しかし、その後、ずっと市債、いわゆる借入額を抑えてきて、平成16年から26年までの11年連続でずっと借入額を減らしてきて、103億円までに落としたんです。減らした。

しかしながら、今度の行財政計画では、令和5年度末が130億円、令和6年度が136億円まで、急遽上がってまいりました。これは当然ながら、先ほど言いました新クリーンセンターへの負担に関わる市債発行が影響しているわけですけどね。私が申し上げたいのは、もうクリーンセンターの負担っていうのは、数年前から分かっているわけです。行財政計画に先立つ令和3年3月の本市の財政計画でも同様に、令和5年度の市債残高を130億円、令和6年末は136億円と出しているんですが、こういった対応で果たして行財政改革と言えるのか。つまり、もうはるか数年前に、そういった財政需要は予想されているにもかかわらずですよ、ただ、これまでの市債残高に

クリーンセンター分を上乗せして、これだけの残高になりますと言ったんじゃ、行財政改革には値しませんよ。その辺の検討はどうされたんでしょうかね。

それともう一点はこの市債も先ほど言ったように、償還計画についてはどうなっているのか、簡潔に説明をいただきたいと思います。

**○籠原正二財政課長** 市債残高の推移等につきましては、質問者のおっしゃるとおり、財政計画で申しますと、令和6年度に136億円に達し、令和7年度の最終年度には135億円、136億円程度になるということで計画を策定しております。この行財政改革推進計画につきましては、令和2年度に策定いたしました財政計画を基本としてその分を転用している形になっておりますけれども、この令和7年度に、この136億円となるこの市債残高の額について申し上げます。この中身について申し上げますが、この136億円という額につきましては、平成19年度の市債残高とほぼ同額でございます。この136億円という市債残高に対しまして、平成19年度当時は住宅使用料など償還に充てられる財源や、今年度の交付税で措置される交付税措置額を差し引きました実質的な負担額は約54億円でございます。

それに対しまして、その後、過疎対策事業債や繰上げ償還などを進めてきたことから、令和7年度の実質的な負担額を約28億円と見込んでございます。つまり、平成19年当時の約半分程度となると見込んでございます。この計画の策定に当たりまして、新クリーンセンター整備の財政運営に与える影響が大きいということは見込んでございました。

一方、学校をはじめとする施設の老朽化、そして安全対策、環境改善、さらには、防災対策に係る整備など、市民の安心安全、利便性の向上といった優先度の高い必要な投資を行っていくという中で、交付税措置率の高い有利な地方債の活用により市債残高に対する実質的な負担額の軽減を図るとしております。あわせまして、将来の公債費負担に備え、財政調整的な基金である財政調整基金と減債基金の充実により、持続的な財政構造を維持するものという計画になってございます。

それと併せて御質問のございました、償還の計画について申し上げます。市債の償還につきましては、これまで元金と利子を合わせた公債費が、各年度11億円程度で推移しておりました。この度、新クリーンセンターの整備に係る借入れに伴いまして、市債残高が増加することにより、後年度の公債費負担が増加する見込みとなっております。

具体的に申し上げますと、新クリーンセンターに係る借入れは、令和3年度から6年度までとなっておりますが、特に令和5年度の当初予算に計上いたしました14億4,480万円の借入れにかかります元金償還が始まる令和9年度から公債費負担が大きくなります。令和9年度が1億6,000万円程度、令和10年度から令和20年度までの11年間で2億円を超える元利償還金となりまして、現在の見込額で総額約27億円となっております。25億円の借入れに対しまして、利子償還分を合わせますと27億円程度と試算してございます。この借入れに当たりましては、全額を過疎対策事業債の活用を予定しておりますので、元利償還金の7割が後年度の償還に合わせまして、交付税で措置されることとなります。7割が交付税で措置されることから、実質負担額は3割となりますので、27億円程度の約3割ということで、約8億円程度が実質負担額となるのでございますので、この8億円が今後追加される財政負担となりますけれども、一方で、財政調整基金の残高が令和4年度末で、これ実績ですが23億6,585万円となりまして、本計画の数値推計値であります13億9,700万円を9億7,000万円上回っております。

このことから、公債費の財源に活用される減債基金の充実を今後図っていくと。財政調整基金のほうはもう計画を上回っておりますので、今後、計画的に償還に備えているということをお示しするためにも減債基金の充実を図ることを優先してまいります。そして、現在数値なしとなっております将来負担比率の値に注視しながら、現在の財政構造を維持し、この公債費負担に備えてまいりたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 財政課長の説明は理解できるんですが、とにかく財政の見通し、将来計画というのは、現在の状況がそのまま継続されるであろう形で見通しを立てるわけですよね。

私がこの持続可能な財政運営が本当にできていくのかと懸念しているのは、本市の人口構成、いわゆる生産年齢の部分っていうのは、がた減りしていくわけです。そういう面で非常に懸念されるものがあると。このことは単に抽象的な表現でもよろしくないですので、今度の9月決算時点でも、今財政課長が説明された見通しについては資料要求をさせていただきます。新クリーンセンターの部分についても、通告、質問しておりますので、そこで、クリーンセンターに関わる財政もまた論議をさせていただきます。

ただ、いずれにしても、持続可能な財政運営が本当に果たしてきちっと保障できるか、この点については、また後日、9月決算時点の資料をもとに検証させていただきます。

それから、本市の財政上、これまで、もう決算統計が出るたびに、ひやひやさせられたこの将来負担比率、県下19市で最も高いと言っておりますが、最も高いというのは最も悪い将来負担比率ですよ。これが、最近のこのふるさと納税の歳入、先ほども、財政課長が言われた基金の部分、これが非常にいい形で基金が確保できた。

それともう一点、将来負担比率の部分で確認したいのは、比率を出す分母になる標準財政規模、これが本市の財政書類の3か年分をまとめてみますと、令和元年が本市の標準財政規模、約で申しますが60億1,600万円。令和2年が61億9,000万円。令和3年までの財政書類が出ていますので65億7,000万円。ずっとこの標準財政規模が上がってきているんですね。標準財政規模が上がるということは、比率を出す分母が増えてきますので当然、比率は下がっていく。

それで、お尋ねしたいのは標準財政規模がなぜ上がってきているのか。

それと将来負担比率はまた今のところゼロ以下になってはいますが、これが、きちんとした数字が出てくる可能性はないのか、この2点簡潔にお答えいただきます。

○箆原正二財政課長 お尋ねの標準財政規模のこれまで上昇してきた要因と申しますのが、標準財政規模のもとになりますのが、標準税収入額、そして、普通交付税、臨時財政対策債、これを合わせたものが標準財政規模として算定されるものでございます。推移については今、議員がおっしゃったとおりでございますが、ここが上昇してきた要因と申しますのが、国の地方財政措置の中で、地方公共団体が使うべきお金、一般財源がデジタルの事業であるとか、様々な事業で、地方公共団体が必要であろうという基準財政需要額、これが大きくなってきているということで、標準財政規模も合わせて大きくなってきている。

つまり、国の地方財政措置がそれだけ多く見られるようになったということが要因でございます。これは全国的な傾向にあらうかと思えます。それと本市の場合、1つ特質的なものとしたしましては、過疎対策事業債を平成26年度から借り入れてございますが、この借入れに対する後年度の元利償還金に対しまして、先ほど申し上げましたとおり7割が交付税措置されますから、その分が基準財政需要額の増加要因としまして、1つ伸びてきている要因となっております。このようなことで、標準財政規模が増加しているということになっております。

それと、もう一つ、御質問のありました将来負担比率についてでございますが、1つ少しだけ説明を申し上げますけれども、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っている可能性のある負担等の現時点での残高を指標化いたしまして、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。本市の将来負担比率につきましては先ほど質問者からございましたとおり、平成19年度の215.5%ということで質問者の言葉をお借りすれば県内最悪の数字であったということになりますけれども、その後、平成26年度からの過疎対策事業債の活用でありますとか、財政調整基金、ふるさと応援基金の充実などによりまして、早いペースで低減してまいりました。そして、令和3年度に初めて数値なしとなったというところでございます。この将来負担比率が数値なしとなるのは、比率でございますので、構成する分子が、まず将来負担額、今後支払って

いく地方債残高も含めてです、今後支払っていかねばならない額から差し引かれる充当可能財源等、これは基金でありますとか、この地方債の残高に対する、将来、国からいただける地方交付税措置額、これらが差し引いたもの、将来負担額から充当可能財源等を差し引く計算になっております。それが分子でございますが、この分子が将来負担額を充当可能財源が上回る場合にこの数、マイナスとなりまして、それが数値なしとなります。

今回この計画の推計におきましては、具体的に新クリーンセンターの整備に係る約25億円の借入れが大きな要因となりまして、その分将来負担額が増加いたしますが、その借入額の7割、17億5,000万円程度が交付税措置として差し引かれる充当可能財源等に加わります。

また、財政調整基金をはじめとする基金も増加すると見込んでおりますことから、分母のマイナスは維持され、計画期間中は数値なしとなると現在のところ見込んでおりますのでございます。

**○6番立石幸徳議員** あと具体的に、まず事務事業の見直し、それから組織機構の見直し、この部分について1点ずつですね。

事務事業の中では、新たに企業版のふるさと納税に取り組むと出されているんですね。これは従前の議会でも本市もやったらどうかということ盛んに議会でも申し上げてきました。その際、企業版ふるさと納税に取り組むには、地域再生計画なるものを策定しないといけないんだという答弁でずっときたんですが、今後、企業版ふるさと納税に取り組むに当たって、本市はこの地域再生計画はできているのかどうか。

それともう一点、組織機構の見直しですね。先ほど質問でもありますが、本年4月から国でスタートいたしましたこのこども家庭庁関係で、本市の組織機構はこのままでいいのか、つまり私も選挙が終わって以降も、いろんな自治体にお邪魔する機会がありまして、他市の広報紙を見てもう本年4月1日から、健康課あるいは健康増進課から母子保健部分はもう切り離して、例えばこども課、いわゆる児童福祉と一体化できるような組織を本年4月1日からスタートさせております。

当然、国のこども家庭庁の意向を受けると、私は母子保健と児童福祉の連携ではなくて、一体となった業務が必要であると考えます。この組織機構の見直し、この部分は全然書かれていないんですよ。これどうされるのか、取りあえず2点、具体的にお答えいただけます。

**○田代勝義企画調整課参事** 企業版ふるさと納税におけます地域再生計画の提出ですが、企業版ふるさと納税を実施するに当たりましては、この地域再生計画を作成し、国に提出する必要があるとございます。これまで地域再生計画の作成につきましては非常に作りづらいとか、作成が難しいということでもございましたけれども、法改正により地域再生計画も簡易でつくれるようになったことから、昨年9月に地域再生計画を提出し、11月に国から承認を受けたところでございます。

続きまして組織機構の見直しということで、こども家庭センターについてでございますが、こども家庭センターの業務につきましてはもう、御存じかと思っておりますので省略いたしますが、本市におきましては、福祉課と健康課が重複している業務を拠点施設で一体的に集約することで、人や業務において、行革的な効果も現れるのではないかと考えていたところでございます。取組につきましても、今後、こども家庭センターのガイドラインの発出等、国の動向も注視しながら、子育て支援の環境整備について、こども家庭センターの設置場所をはじめ、一体的な相談支援体制の整備に向けての検討を進める中で、組織機構の構築についても併せて検討していきたいと考えております。

**○6番立石幸徳議員** 先日、用事がありまして、こども家庭庁に直接電話をする機会がありました。そのとき、担当が幾つか変わったんですが、まず、こども家庭庁の中には母子保健係っていうのがあります。それから虐待係っていうのもあります。改めてこの2つはもうこども家庭庁でしっかり業務に取り組んでいるんだなど。さっきの質問でもありましたけど、この虐待は。先

ほどの質問者は全国レベルの件数を言われましたが、つい最近、鹿児島県内の昨年度の虐待の実態が報道されていますよ。相談件数4,037件、そのうち、県あるいは児童相談所で虐待だと認定した件数が2,823件。この2,823件という件数は11年連続で上がってきている、ずっと。この虐待防止のためにも、私はいち早く、本市のいわゆる母子保健業務、それから児童福祉の業務連携では駄目だと思います。一体的に業務をすることを要望しておきます。

次に、定員管理の件でお尋ねしますが、これも資料の中に出ているんですが、まず本市の市職員の実態。これは毎年度、4月1日現在の枕崎市職員の給与・定員管理の概要というのが発表されます。これが、定員管理の概要の中で、本市の実態がどうなっているかということもですが、いわゆる本市と同様の類似団体、例えば、自治体名を挙げて申し上げますと、県内では阿久根市、垂水市、西之表市といった県内の枕崎市との類似団体の比較が出ているんですね。比較で本市職員数がどうなるかというと、人口1万人当たりで本市の職員、一般行政部門を入れると、本市が89.41人。類似団体が82.56人で、類似団体より7人オーバーしているんですよ。本市は職員が多い。それから、教育、消防を入れた分野いわゆる普通会計部門でいきますと、本市は122.38人。類似団体で106.19人。16人、本市の職員数は類似の団体とすると多いんですよ。そういう実態にある中で今度の行革の定員管理の目標とかを見ますと、行政改革ですから定員が減るのかというと、逆に増えているんですよ。この定員の令和7年までの目標がなぜ増えるのか。そして増える中身を、この15ページでよく見ると病院関係が増えるんですね、現在、病院は38人いるんですが、42名に4名増えるんです。増える要因はなぜなのか。

それから、これまでの議会で申し上げて指摘してまいりました、本市の職員定数条例は一応職員は416名と定数条例では定めているんですが、ここで実数は317人、実に99名、100名近くの定数と実数の乖離があるんですよ。これは早く条例改正をしてくださいと意見も言っているんですが、いまだに実現していない。

この2点についてお答えいただきたいと思います。

**○平塚孝三市立病院事務長** 第2次枕崎市行財政改革推進計画に掲げる市立病院事業の職員の定数管理の適正化に係る目標値について御説明いたします。

市立病院事業の条例定数は43名であります。令和4年4月1日現在の正規職員数38名と掲げておりますけれども、令和3年度末に看護師が1名退職いたしまして、現在は引き続き募集しております。薬剤師1名が採用に至らず、その内容といたしまして、医師1名、事務6名、技師4名、看護師27名となっております。令和4年度におきまして、9月に看護師を2名採用、また10月には看護師が1名退職いたしまして、令和5年4月1日現在は39名となっております。

現在ですけれども、令和5年5月に看護師が1名退職し、現在は38名の職員数になっているところです。

令和5年の計画といたしまして、薬剤師1名、看護師1名が不足している状況であるところです。看護師、薬剤師については随時募集とし、現在も求人を行っておりますが、応募がなく採用に至っていない状況であります。看護師につきましては、施設の基準上では充足しているところですけれども、夜勤の交代要員と育児休業などの子育て世代の負担軽減等で働き方改革を推進する上で、令和7年度までに段階的に看護師を増やしていきたいと考えているところです。

現在、全国的にも医療従事者の確保については、苦慮している状況でありまして、医療従事者の確保は重要な課題となっているところでございます。

**○山口太総務課長** 定員管理の適正化について御質問いただきました。枕崎市職員の給与・定員管理の概要について、内容を御紹介いただきまして、ただいま質問者が言われたとおりの内容となっております。おっしゃるとおり、県内19市のうち、令和4年4月1日現在において本市と人口や産業構造が類似するグループに属する類似団体、これが阿久根市、西之表市、垂水市、御紹介いただきましたけれども、ほかに7市ございまして、10市ございます。それで、本市にお

ける県内の類似団体との職員数の比較においては、公営企業等の実施状況、あるいは消防などの一部事務組合への加入状況等の違いが影響しないように、ただいま質問者からもございましたように、教育部門、消防部門、公営企業等会計部門を除いた一般行政部門において比較を行って、職員総数の相対的妥当性を確認、検証しているところでございます。

令和4年4月1日現在における本市の一般行政部門の職員数は、179人で人口1万人当たり置き換えると89.41人、類似団体の人口1万人当たりの職員数の平均は82.56人、おっしゃるとおり7人程度多い状況にございます。あと、全国にこの129の類似団体というのがあるわけですが、その中で人口1万人当たり職員数の比較においては、本市は少ないほうから72番目というデータになっております。令和2年4月1日現在において、本市の一般行政部門における職員数は170人でありました。人口1万人当たりの職員数は80.93人となり、県内10市の類似団体の中で少ないほうから4番目となっております。

しかしながら、令和3年度から、いわゆるスポーツ・文化振興課が新設されまして、学校体育を除くスポーツに関すること、あるいは文化財保護を除く文化に関すること、これをスポーツ・文化振興課の新設によりまして、同課で事務を行うことになりました。それによりまして、これまで教育部門に計上されていた職員が一般行政部門に計上されるようになったことが、一般行政部門の職員数の増加、押し上げにつながっているような状況にございます。このスポーツ・文化振興課の新設の影響を除く令和4年4月1日現在における、本市の一般行政部門における職員数は173人となりまして、人口1万人当たりの職員数は86.41人となり、県内10市の類似団体の中で少ないほうから5番目、全国129の類似団体の中では、66番目と中位に位置しているところでございまして、極端に職員数が多い状況にあるということは考えてないところですが、今後とも行財政改革推進計画にもあるとおり、定員管理についての適正化に努めていかなければならないと考えております。

**○6番立石幸徳議員** ポイントだけ答えてください。もう時間がないです。

**○山口太総務課長** 次に、職員定数条例についてのお尋ねでございます。これにつきましても、質問者からただいま令和4年4月1日現在の職員数と条例定数について御紹介がございました。

このように本市の条例定数と職員数との開きが生じている原因というのは、過去の議会でも申し上げましたとおり、保育所や老人ホームの民営化、図書館業務や学校給食センターの調理・配送業務の民間委託などによる定員削減を反映した定数となっていないことなどが挙げられますが、市としてはこれまでも、定員管理の適正化を図る上で職員数の削減にも取り組んでまいりました。参考までに県内の条例定数と職員数の状況について申し上げますと、現在の職員定数条例における定数と令和4年4月1日現在の職員数に基づくデータになりますけれども、条例定数の90%を超える職員数となっている団体もある一方で、条例定数の約63%の職員数となっている団体もございます。ただし、だからといって条例定数と職員数との開きがあるということは、私どもも決して好ましい状態とは考えておりませんので、本来はできるだけ双方を近い数値にしていくべきものであると考えております。

行財政改革推進計画にも記載しておりますとおり、定年年齢が引き上げられることに伴い、定年退職者が生じない年度も出てまいりますけれども、職員の年齢構成も考慮しながら新規採用職員の枠の確保を図るとともに、やはり定員管理という趣旨が業務量に応じて人員を適正に配置するというにありましますので、この定員管理の趣旨に沿った対応が今後必要となることから、引き続き適正な定員管理に向けた取組に努めていきながら、来年度か早ければ来年の3月定例会におきまして、現在の職員数を基に、行財政改革推進計画に定める今後の職員数の計画・目標値なども踏まえた形で条例定数の見直しを行っていく方向で検討していきたいと考えております。

**○6番立石幸徳議員** また掘り下げる機会はいっぱいあるかと思っておりますので、私の時間配分が

まずくてかなり時間を消化していますのでね。

最後に行財政計画の1番のまとめといいたいでしょうか、この経費削減等も財政効果ですよ。これが今回の第2次では、削減効果額は出していませんよ。第1次するとき、2018年から2021年度までの財政効果額は、合計で明細も書いているんですけどね、約3億0,600万円、財政効果がありますと最後に結んでいるんです。

今度は第2次について、KPI、いわゆる目標の重要業績評価指標費用というんですが、効率的に活用するというだけで、財政効果額が出ていません。こんなおかしな計画はないですよ、私に言わせれば、行財政計画に取り組みますって言うんですよ。その効果がどうなるのっていうのは何も書いてない。

まず、第1次の3億0,600万円、これは目標達成されたんですか。それから、今回なぜこの目標額を書いてないのか。2点について簡潔に答弁をお願いします。

**○田代勝義企画調整課参事** まず、第1次の効果について申し上げます。平成30年度から令和3年度までを期間とした、この第1次枕崎市行財政改革推進計画につきましては、12の推進項目を掲げ、その12項目を柱とする46の個別実施項目に取り組みました。

この4年間の財政効果額としましては、5億5,835万9,000円となっております。効果額の主なものとしましては、歳入面では、臨空工業団地の土地売却収入、歳出面では、維持修繕費、使用料及び賃借料、消耗品費の削減などとなっております。

そして、次の財政効果額を記載していないということにつきまして答弁いたします。これまでの本市の行財政の取組につきましては、組織のスリム化や定員適正化が図られ事務事業等の見直しによるコスト削減型による取組を長年にわたって進めてきました。その結果、その効果額も小さくなってきております。業務が多様化・複雑化する中で、職員一人一人の負担が増大する一方、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や世界情勢を背景とした急激な物価上昇が広範囲に及び、人員や財政面を見直すだけの量的削減では限界を迎えていると考えられ、社会情勢の変化や技術の進展を踏まえ、行財政資源の最適化による事務事業の効率化と市民サービスの改善・拡充を意識した質的改革にシフトしていく必要があると考えます。

このような質的改革の効果につきましては、実施項目の効果検証をKPIを活用して目標達成に向けた進捗を確認していきます。また、経費削減等によるこれまでやってきた量的改革も引き続き取り組んでいかなければならないと考えておりますので、事務事業の見直し等による財政効果額につきましては、今後も把握していきたいと考えております。

**○6番立石幸徳議員** 残り時間大変少なくなってきましたので、議長、大変申し訳ないんですが、ごみ処理コストについても相当な担当課との打合せもさせていただきました。

1点だけ申し上げまして、あと2項目、3項目については割愛をさせていただきます。また、9月議会でも掘り下げますが、このごみ処理コストのここ数年の予測される経費をどう考えるか。これは意見としてだけ出させていただきますが、今建設中のクリーンセンターの建設負担金、本市分は約26億1,000万円です。それから建設が出来上がって、ごみ処理を運営していく20年間の経費は104億円ですが、本市負担分、平年ベースで1億1,000万円。それから、本市は独自に、今の内鍋に中継施設、整備費が交付金を除いて1億2,500万円。この中継施設ができて、それをまたずっと運営をするこの運営費はまだ算出できないってことで出していません。

それから、もっともっと大きいのが、今、内鍋にあるこの内鍋清掃センター、この解体がまた負担金が伴ってきます。今後、枕崎市分の負担金が交付金で2億1,400万円。これだけ、合計しても30億6,400万円。ごみ処理にこれだけは枕崎市が真水といいたいでしょうか、交付金抜きで、つくらんといかん金額ですね。このために、私はごみ袋も安価なものっていうことで、組合議会でも質問もしました。これもまた一応保留させていただきまして、昨日から、今本市が一番重要なテーマにもなっておりますふるさと納税の件です。大事な今のタイミングでないと、お尋ね

できないことを質問させていただきます。

まず、2項目出しておりますが、この経過説明は、6月12日の初日本会議で市長から詳しく全員協議会で経過説明がありました。そして昨日もいろいろとその経過についての不足分もあったんですが、まだはっきり判然としないことがある。それは、5月25日に寄附金の受付を停止したと。ということは、市長説明でも、担当課長説明でも明確ですね。まずこの5月25日に停止をしたのは、これはどこの意向ですか、市の意向ですか、業者の意向なんですか、まず確認いたします。簡潔に教えてください。

**○日渡輝明企画調整課長** 今質問者からございました、5月25日から、ふるさと納税ポータルサイトの受付を終了することに関しましては、5月31日をもって委託業務が終了するということもありまして、委託期間終了による業務整理のため停止したものであり、そこにつきましては、市と委託事業者の協議のもとに一旦停止をしたものであります。

**○6番立石幸徳議員** いや、実におかしなことをされているんじゃないですか。つまり、この委託事業者と市は5月31日まで契約されていたわけですよね。契約期間中に寄附の受付をストップする。

それから、もう一点、本日の新聞報道でも、これ間違っているんじゃないのっていう記載があるんですが、それは、終わりのところにですよ、5月中旬にプロポーザルを実施した、これはいいんですね。委託候補を決めた業者がその後、辞退した。次点との交渉も不調に終わってその後寄附の受付を一時停止した。寄附の受付の停止は5月25日ですね。最初に選定された業者が辞退した日にちはいつですか。

**○日渡輝明企画調整課長** 最優秀者の辞退意向が示されたのが5月29日の17時頃、連絡がありまして、翌日の5月30日に辞退届が提出されたところですよ。

**○6番立石幸徳議員** ですから、この新聞記事の期日は間違っていますよ。新聞社のほうにしっかりと正確な報道をしてほしいと申し入れるべきだと思いますよ。これは指摘しておきます。

ただ、ここで実におかしいのは、まだ選定された業者が、辞退も正式にといいましょうかね、出してもいないのに、サイトは閉鎖したと、そういうことがなぜ起きるのか、私は時間があればもうこの辺いろいろ申したいことはたくさんあるんですけどね。ただもう、あまり済んだことを変にあら探しをする気はございません。

要するに今後どうするか、これが枕崎にとって非常に大事なふるさと納税の復活・再生につながると思うんでね。今度の件で、実は私も、市役所でふるさと納税の業務をやっている宮崎県の自治体に視察に行かしてもらいましたよ。あそこはもう本当に夢を持って、楽しくふるさと納税に取り組んでいる。20億円前後の実績がありますけどね。そこが何をやっているかということ、まず、返礼事業者を極めて大切に大事にしている。返礼事業者のいろんな協議会を立ち上げたということは私は非常にいいことだと思います。ただ返礼事業者が例えば本市の広報紙に幾度となく掲載されることもない。ここに私は手に持ってきていますが、その市は返礼事業者を広報紙に2業者ずつ掲載していますよ。そこで市役所で実際、このふるさと業務をやるっていても、全然難しいことは何もない。そして一番、返礼事業者の皆さんが注目しているその画像、ネットにアップをする画像作成については、外注といいましょうか、プロの方に頼むようなことを市役所でやっていただければという意見も承っております。それから、ワンストップの場合もそこは関西に外注しているとかですね、いろいろやり方はあると思います。職員も会計年度任用職員を2人ふるさと納税業務に入れているばかりですよ。今後市役所内でしばらくの間やるということについて、どういう課題を担当課では設けているのか最後に聞いておきます。

**○日渡輝明企画調整課長** まず、今回のふるさと納税返礼事業業務委託につきましては、今回実施しました公募型プロポーザルの実施要領、各仕様書に定めた項目や内容の精査を企画調整課で行っている段階となっております。また並行して、庁内関係各課において、議論を深めながら、

今後の方針を決定していきたいと考えております。

まずは、早急に本市のふるさと納税返礼事業の体制を整える必要があります。今後、委託事業者の決定方法に関して結論を急ぐ必要がありますが、委託の方法、実施要領等を慎重に検討し、委託事業者を選定していきたいと考えております。また、先ほどありました返礼事業者に対する支援につきましても、ふるさと納税につきましても、返礼事業者があつてのふるさと納税でございます。午前中の一般質問の中でも、返礼事業者に対する支援、そういったものも要望等もありましたので、そういった部分も含めて、他市自治体の事例なども参考にしながら研究をしていきたいと考えております。

現在、企画調整課で事務を行っておりますが、これから順次ポータルサイトを開設していきたいと考えております。今後の課題としましては、受注がありました製品の発注管理、そういったものに対して、人的リソースがどの程度確保できるか、作業内容がどの程度なっていくかというところも不明確な部分もありますので、そういった対応につきましても、支障が生じないように、対応をしていきたいと考えているところでございます。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時42分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(令和5年6月30日)

令和5年枕崎市議会第3回定例会

議事日程（第4号）

令和5年6月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	35	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	36	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	38	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	40	財産の取得について	〃
5	陳1	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
6	37	枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
7	39	枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	34	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予特
9	52	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和6年度政府予算に係る意見書	
10		継続調査申出について	
11		議員派遣について	
12		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
大工園 昭 則 建設課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	山 神 修 一 企画調整課主幹兼企画調整係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第5号までの5件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと変更されたことに伴い、同日、人事院規則の改正が行われ新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、これに準じ枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例に規定している防疫作業手当の特例を廃止しようとするものです。

委員から、当該手当の支給実績について質疑があり、手当は主に消防職員が新型コロナウイルス感染症の患者等の移送に従事した際に支給したものであり、令和3年度は8件で3万2,000円、令和4年度は180件で72万円の支給があったほか、令和4年度に福祉課職員が新型コロナウイルス感染症の患者の送迎に従事した際に1件で3,000円の支給があり、支給実績の合計が181件で72万3,000円であったとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、燃費・排ガス等の不正行為に係る軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例の見直しが行われたこと等に伴い、所要の改正をするほか、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行による森林環境税の導入に伴い、賦課徴収の方法等について規定を整備しようとするものです。

委員から、令和元年度から令和4年度までの森林環境譲与税の交付状況について質疑があり、令和元年度が255万8,000円、令和2年度が543万6,000円、令和3年度が535万1,000円、令和4年度が850万円であり、令和5年度の予定は850万7,000円とのことです。

また、委員から、森林環境譲与税の交付按分に人口割が入っているため、山林の多い田舎よりも山林の少ない都市部への交付金が多いという不公平感の声があることに対しての本市の取組について質疑があり、関係団体からも森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて要望があるため、南薩地区総合開発期成会等を通して国等へ要望していきたいとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の全出力の上限が撤廃されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号財産の取得について申し上げます。

本件は、立神分団及び桜山分団の消防ポンプ自動車平成11年の導入から23年経過し老朽化していることから、車両整備計画に基づき更新するものであり、消防ポンプ自動車2台を取得しようとするものです。

なお、取得する消防ポンプ車については、車両総重量3.5トン未満のオートマチック車を導入することとしているとのことです。

委員から、3.5トン未満のオートマチックの消防ポンプ自動車は、鹿児島森田ポンプ株式会社しか取り扱っていないのかとの質疑があり、今回の契約に当たり、消防ポンプ自動車の艤装ができるメーカーは全国に18社あるが、このうち現時点で3.5トン未満の消防ポンプ自動車の艤装が可能なのは株式会社モリタ1社のため、それを取り扱っている鹿児島森田ポンプ株式会社と随意契約を行うとのことでした。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市明和町在住の方から提出されたものです。

委員から、本市小学校の35人学級の導入状況について質疑があり、現在、本市の小学校の状況としては、小学4年生までは導入がされており、小学5年生が来年度、小学6年生は再来年度に導入する計画になっているとのことでした。

また、中学校においては小学校における効果を検証した上で導入を検討するとの説明がありました。

また、委員から県内の公立小中学校の児童生徒数は5年間で約2,500人減っている一方で、学級数は約350クラス増えていることに関連し、本市の特別支援学級の状況について質疑があり、令和4年度の数値を見ると全国平均では通常学級に在籍している特別な支援を要する子供たちの割合が8.8%となっているのに対し、本市の割合は14.6%になっている状況があるとのことでした。

また、特別支援学級の1クラス当たりの在籍人数は上限8名となっていることで学級数が増え、教員不足の一因となっているとの説明がありました。

本件については、陳情の願意は理解できるものであり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第36号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

令和6年度から実施される森林環境税ですが、国民の約6,200万人から年間1,000円を徴収するという税金です。

森林に囲まれた本市としては、地球温暖化防止のためにも森林の維持管理は大事なことだと思いますし、そのためには地方自治体に安定的な税財政を割り振ることは必要なことだと思います。

しかし、国の配分方法が森林の少ない、人口密度が高い都市部に森林は少なくとも多額に配分されるという矛盾が出ていると言われます。

市としても森林をしっかりと守っていくためには、国や県に対して森林の維持管理に森林環境譲与税をしっかりと充ててほしいと要望していくということですが、私からもこのことを申し添えまして討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第5号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号、第36号及び第38号は原案のとおり可決、議案第40号は可決、陳情第1号は採択と決定いたしました。

次に、日程第6号及び第7号を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美産業厚生委員長 登壇]

**○眞茅弘美産業厚生委員長** ただいま議題となりました日程第6号及び第7号の2件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第6号枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、町の区域の変更に伴い、片平山児童センターの位置について、条文の整理をしようとするもので、内容としては、令和5年3月定例会に提案した本市山手町及び日之出町の区域を変更し、大字枕崎地番の一部を同町に包含する議案が同定例会において議決されたこと、及び地方自治法第260条第2項の規定に基づき令和5年4月24日から当該町の区域の変更の効力が生じる旨の告示が行われたことにより、同日をもって当該町の区域の変更の効力が生じたことに伴い、本条例で枕崎281番地の1として規定されている片平山児童センターの位置について、山手町177番地に改めるものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、総合体育館等の入館の制限に係る規定を改めようとするもので、条例第11条第1号の「伝染性の疾患にかかり、又は精神に異常があると認められる者」を削除するものです。

経緯については、県の精神障害を理由とする制限条項についての調査により全ての条例、規則を確認したところ、本案件の該当が判明したため、早急に対処する必要があったとのことです。

委員から、精神に異常があると認められるという部分は、差別的な用語という点で削除も理解できるが、伝染性の疾患という文言については、例えば流行性のインフルエンザなどのように他の利用者に迷惑をかける状況を考慮すると、削除する必要があるのかとの質疑があり、これについては第2号の「他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者」という規定で対応ができるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○永野慶一郎議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号及び第7号は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○永野慶一郎議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号及び第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[禰占通男予算特別委員長 登壇]

**○禰占通男予算特別委員長** ただいま議題となりました日程第8号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る6月23日に開催し、委員長に禰占通男、副委員長に下竹芳郎委員を選出いたしました。

付託された補正予算1件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第8号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。  
ただいま上程中の案件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 ただいま議題となりました日程第9号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和6年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第1号の趣旨のとおり、国会及び政府に対しまして地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施することとし、さらなる少人数学級について検討すること。

また、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進することを強く要請することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数  
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いにつきましては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から御手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の継続調査の申出がありましたが、それぞれ申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用し、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣については、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前10時3分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました、枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理しあらかじめ配付してあります。

これから質疑を行います。回数は3回とし、質疑については簡潔に、また重複した質疑とならないよう願います。

また、人事、庶務会計、財産管理、事業経営権等に関係する詳細なものについては、議会の権限を超えてしまいますので、そこらを踏まえて質疑をお願いいたします。

提出された書類に関し、質疑はありませんか。

○8番眞茅弘美議員 私はお魚センターと南薩エアポートについて質疑させていただきます。

まず、お魚センターの5年度予算額の中の販売促進費が増えておりますが、その理由をお願いします。

それから、エアポートの収支予算書の常勤役員手当と給料手当の金額が変わっておりますが、そちらの説明をお願いします。

○桑原英樹水産商工課参事 まず、お魚センターの予算における販売促進費が増えているという

ところでございますが、こちらに関しましては、多くは市の委託事業である国内外観光客誘客事業の費用ということになるかと思うんですが、そちらの中で今年度は様々な事業を計画しておりまして、恐らくこの委託事業に関しても増額されているかと思っておりますので、その辺りが増額になっているということになるかと思っております。

**○日渡輝明企画調整課長** 南薩エアポートの第34期収支予算書の中で常勤役員報酬の減、給料手当の増についてお答えをいたします。

本年6月30日で常勤の専務取締役が退任となることから、現在4月21日より1名が採用されて統括部長として勤務をしているところでございます。

7月からの職員体制については、これまでのとおり4名となりますが、今回、専務取締役が退任となることから常勤役員報酬を減にしておりますので、1名を統括部長として採用しておりますので、その分を含めた給料手当ということで増額となっているところでございます。

**○8番眞茅弘美議員** はい、販売促進費の件については分かりました。

それから、お魚センターは大規模改修が計画されておりますが、私以前から結果を出しているコーディネーター等をお願いして、どのような取組をしていくかというところをお願いしていたのですが、その辺について何か分かっておりましたらお願いします。

それから、エアポートの件ですけれども、専務取締役の方が退任ということで新しい方が採用されて、その職員は変わらず4名ということで、統括部長でしたかね、この方が責任者として務めていかれるのでしょうか。

**○日渡輝明企画調整課長** 今回専務取締役が退任ということで、新たな役員としましては7名ということで、これまでからすると1名減になっているところでございます。

今後の運営につきましては、統括部長を中心とした形で業務が進められていくこととなります。

**○桑原英樹水産商工課参事** お魚センターへの専門家等による支援状況ということですが、まず、大規模改修の進捗状況ということで、国のデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプ事業に採択され、令和5年3月定例会で補正予算として提出しました、太陽と鯉のまち『枕崎』ウォーターフロント拠点整備事業につきましては、令和5年3月30日付でお魚センターに補助金交付決定の通知を行い、事業が開始されているところでございます。

4月にはお魚センターと県内のシンクタンクの間で、当該事業の伴走型支援業務に係る委託契約が締結されておりまして、その中で4月17、18日には特産品販売関連の専門家とお魚センターの職員とともに高知県及び徳島県の物産施設等の視察を行っているようです。

また、4月19、20日には長崎市の景観専門家として活躍されている、景観デザインの専門家及びまちづくりアドバイザーとして、多くの実績を有している専門家を招聘して施設改修計画のブラッシュアップも行ったということで聞いております。

さらに、昨日は販売関係の専門家の方を招聘して、直営売店そしてテナントの皆さんに対して販売促進のセミナーも行ったということで聞いております。

**○8番眞茅弘美議員** それから、お魚センターで令和2年度に4,000万円の借入れをしております。

2年据置きということでこれ返済改善を検討中ということで以前聞いておりますが、令和5年度の予算額が長期借入金返済額、こちらが1,297万7,840円となっておりますが、4,000万円の返済計画と内訳をお願いします。

**○桑原英樹水産商工課参事** 予算の中には4,000万円の返済、そして平成22年に金融機関から1億9,000万円を借りたときの返済というのも入っておりますので、令和5年度につきましては、現在どちらの借入金も元金据置きをしておりますので、令和5年7月から元金の返済が始まるということになっております。

そのような中で、まず平成22年に借入れた1億9,000万円の分、こちらに関しましては、元利

均等返済になっておりまして、令和5年度は元利金合わせて毎月116万5,431円の返済となっており、おおよそ令和5年度で1,100万円程度、元利金合わせて返済があるということになっているようです。

また、4,000万円に関しましては、令和2年に県の信用保証協会の危機関連保証による借入れになっておりますが、こちらはもう同じように7月から元金の返済が始まりまして、こちらは元金均等返済になっております。

令和5年度につきましては、元利金合わせて毎月約45万円の返済となる見込みとなっているようで、年間で約420万円が元利金合わせた額ですが、返済見込みということで聞いております。

**○永野慶一郎議長** ほかにございませんか。

**○2番下竹芳郎議員** 地場センターの予算額で、事業収入、売店通信販売、これ令和4年が9,500万円、令和5年が1億0,500万円、1,000万円の増になっています。

これで経常費用、仕入れは変わらないんですが、この1,000万円増えるという理由を教えてください。

**○鮫島寿文水産商工課長** 提出しました資料の最後にあります、令和5年度収支予算書、この部分の事業収入のところでしょうか。令和4年度1億2,600万円、そして令和5年度1億3,800万円のことでしょうか。（「そうです」という者あり）売店通信販売と物産館・物産展販売、貸館事業合わせて、令和5年度1億3,800万円ということで上げております。

この事業収入の予算の立て方につきましては、下のこの表の予算書の注意書きでもありまして、公益法人の会計基準で作成をしております。

今年度の決算もありまして、前のページを見ていただければありがたいんですが、資料の3ページが令和4年度正味財産増減計算書、これが一般企業、会社法に基づく、企業の一般企業の損益計算書になっております。

この中で先ほど議員からありました事業収益の部分の販路対策事業、施設利用促進事業、こういったものが売上げの合計が一般企業の売上高というのが、経常収益計、中盤にありますところが1億6,200万円ということで決算が出ております。

これに基づきまして、前年としますと1億3,900万円が2,000万円程度多いようでございますが、上を見ていただきまして、事業収益の中の販路対策事業、これが前年度8,400万円に對しまして、当年度1億0,800万円、2,400万円程度伸びておりますので、こういったものを含めて今質問のあった令和5年度収支予算書、売店通信販売この部分の売上げを、前年よりも1,000万円程度収入増を見込んでの予算計上としております。

細かく申し上げますと、売店業務、物産館業務、物産展の県内外への販売について、全てが前年よりも上回ったところなんです。

E C事業も令和3年度から実施をしておりますが、この部分についても売上げが少しずつ伸びてきておりますので、そういったことで令和5年度の予算につきまして1,000万円程度増額で予算を計上したと伺っております。

**○2番下竹芳郎議員** そのE C事業ですが、これ今年度予算では大分減っているんですね、その要因は何ですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 令和3年度から、先ほど申し上げましたE C販売促進事業を展開しておりますが、令和3年度につきましては、補正予算で約半年分を見たところなんです。

令和4年度が1年間分見まして、10分の10の補助で予算を上げて、そして地場産業振興センターの伴走支援をしたところなんです、令和5年度につきましては、E C事業の見直しをしまして、令和4年度に実施をいたしました特産品開発のプロモート事業、これは皆減してゼロにしております。

そういったことを含めて、E C事業についても自走、振興センター自体の事業運営で走れますように、今年度は補助率を5分の4にして実施をしたいと考えております。

計画的に自走できるように、自分の力で事業運営できるように、経営のそういった見直しを進めていくということで当該法人とは行政と協議をしながら進めていこうと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○6番立石幸徳議員 私は枕崎市お魚センター、それから南薩エアポート、この2つの経営について質疑をさせていただきます。

お魚センターの関係では、昨年12月議会で令和4年度が資金ショートを起こすと。そういうもう極めて逼迫した状況がお魚センターにはございまして、市からお魚センターに5,000万円の貸付けを決定したんですね。

その際、議会としては附帯決議として4項目。1点目が経営体制の在り方を見直し新しい体制にせと。2点目は経営実績を定例会ごとに文書で報告しろと。3点目が固定収入確保のために委託事業を導入しなさい。4点目が総務省の指針による早期の抜本計画に努力しろという4項目を附帯決議したわけです。

本年3月議会において、2点目の経営実績については報告書が提出されました。

本日、定例会ごとの報告書ということでは、新たな報告書は提出されていませんが、この点についてはどのようになっているのか。

それから、ほかの3点についても、お魚センターではどのような検討がなされているのか、この点をお魚センターについては最初にお尋ねします。

それから、エアポートについては先ほども出しましたが、いずれにしても、これまでエアポートが設立されてから、ずっと現場といいたまうか、常勤の取締役、専務取締役が存在をしてくれていたにもかかわらず、令和5年度からは現場には常勤の取締役は存在しないということになるわけですね。

この点について、人材不足でこういうことになっているのか、将来的にはまた取締役をエアポートの常勤として採用する考えなのか、取りあえずこの2点についてお尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 私からは昨年12月の予算特別委員会で附帯決議がありまして2点目の定例会での経営実績の報告について申し上げますが、12月の附帯決議を受けまして令和5年3月議会では、前期令和4年度のお魚センターの12月までの経営実績を文書にて報告したところです。

それ以降、1月、2月、3月と最後の決算期までであったわけですが、これにつきましては、今議会に提出しております決算書、これについて1、2、3も包含して全て1年間の経営実績ということで提出しておりますので、この提出で御理解をいただきたいと思っております。

また今年、令和5年の第1四半期、4、5、6の経営実績については、また同様に9月議会で文書にて経営実績を報告したいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

先ほども質疑がありましており、前期の決算につきましては決算報告書、貸借対照表、損益計算書等出しておりますが、質問等があればまた答えられる部分はしっかりと数値も含めて答えたいと考えております。

○桑原英樹水産商工課参事 附帯決議の4つの内容につきましては、お魚センター取締役会の中で、代表取締役から各取締役に説明しているということで聞いております。

あと、本年度の株主総会、取締役会において、代表取締役、専務取締役、取締役の選任というのも議案として上がっていたようですが、こちらに関してはこれまでと同じ方が選任されたと聞いております。

また、4つ目の総務省自治財務局の指針による整理、再生を含む早期の抜本的改革に努めることということですが、これにつきましても、現在お魚のセンターでは大規模改修に取り組んでいるところですのでそのような認識でいるところでございます。

○前田祝成市長 南薩エアポートの件につきまして、人事の御質問でしたので答えかねるところ

があるんですけども、一つだけ常勤専務ですね、取締役についてはずっといらっしゃったわけではなく、今回退任された常任取締役も入社されたときは統括部長として仕事をされておまして、ちょうど私が社長に就任したときに取締役会の中で取締役になられたということです。

ですので、1年ないし1年半ほどは恐らく統括部長として仕事をされていたとごさいますので、そこは事実をお話ししておきたいと思ひます。

**○6番立石幸徳議員** エアポートから先に整理をいたしますけど、ずっとというより一時的には当然、取締役のほうに栄転といひましようか、採用する予定で部長という形を取ったんでしようけれども、いずれにしても現場に常勤の取締役があるなしでは私は経営上相当いろんな影響が違ってくると思うんですよね。

これはもう要望という形で捉えてくださって結構ですけども、このエアポートの在り方というものについても、そういった役員体制からいろんな声も市民から、私どものところに入ってきますけれども検討していただきたいと思ひます。

それから、お魚センターの関係で市議会は昨年、全会一致で附帯決議を可決したところですね。

お魚センターの現況について意見になるかと思ひますが、少し申し上げますと、これは倒産というよりも破産をしている状況、公的資金でもって何とか運営がなされているわけですよ。そういう状況をもう少しそれこそ緊張感を持って受け止めていただきたい。

今回の5年度予算を見ても、予算自体が経常利益で利益じゃなくてこれは赤字ですよ。686万円、700万円ぐらひの赤字の予算を立てている。このとおりにいくと、5年度ももう赤字になる見通しということになります。そうしますと7年連続の赤字の株式会社、こういったものが通常許されるのか。

それから、先ほども出ました長期借入金、これも4年度は約260万円しか返済していない。これ一時的に元金据置きを金融機関に条件変更でお願いして、昨年度は借入金は返済していないわけです、元金の返済はしていない。

そういった状況、取りあえず、まずは単年度黒字を目指すべきだと思うんですよ、もう全体的に債務超過になっているわけですからね。まずは単年度黒字を目指す。この単年度黒字を目指すために、いわゆる損益分岐点、昨年12月に5か年計画も出されましたけどもね。売上げが幾らになったら利益が出るというその損益分岐点の見極めっていうのはお魚センターではしっかりなされているんですかね。そういったものも含めて単年度黒字を実現するためにはどうしたらいいのか。この点についてお尋ねをしておきます。

**○桑原英樹水産商工課参事** まず、損益分岐点でありますけど、令和4年度決算は出ているところですが、幾ら売上げがあればよかったかという損益分岐点は、おおよそ1億7,000万円程度の売上げがあったらというところではあったと思ひます。

そして、令和5年度の予算がマイナス予算になっているということですが、こちらに関しましては、お魚センターで令和4年度に策定した5か年の経営改善計画に基づいて今回予算は立てているということになっております。

なお、令和5年度予算においては、コロナ禍前の売上げ状況と令和3年度、そして令和4年度の決算を参考に積算されているということですが、減価償却前で100万円、200万円くらいプラスになる形にはなっているかと思ひます。なお、計画の中では令和6年度から損益計画としてはプラスに転じていくということになっております。

**○6番立石幸徳議員** 最後の質疑ですけど、私にはわかには信じがたい話としか聞き取れないんですよ。というのがお魚センターの決算報告書の一番最後の6ページ、令和4年度の予算額がまず出ています。売上げの総額1億5,600万円、決算額は1億4,800万円、この差額800万円ぐらひ足りないわけです。今度もまた令和5年度の予算を1億5,800万円計上しておるんですね。何を申し上げたいかという、これまで私もずっとお魚センターの予算決算の比較対比の中で、この

売上高毎年度のごとく、もう実現もしない売上高を出して結果は1,000万円ぐらい違ってきている、そういった形でずっと出されているんです。今、参事から1億7,000万円あれば単年度黒字は実現するでしょう、みたいな話ですけどね。令和5年度予算でも1億6,000万円ぐらいの売上高を計上していても、700万円ぐらいの赤字になるわけですよ。この予算決算の関連っていいでしょうか、この前もずっとこれまでの推移を私は今日全部そのファイルを持ってきていませんけど、全て売上げの予算を実現した決算は私は記憶にございません。

ですから、その辺も含めて先ほども出されたその販売促進費、これだって工事期間中は2階レストランも開店すると言いますけれども、工事期間中に客が増えるような私はあまりその辺も期待できないんじゃないかと思えますよ。工事期間も相当な期間だろうと思うんです。そういったものも含めてもう少し私はお魚センターを今さら言うことでもないんですが、本当に取締役会・役員会を含めて真剣な対応をお願いしていただきたい。

そしてもう一つ、あまり文句ばかり言うことじゃまずいかと思えますのでね。一つはお魚センターの名称といいましょうか、単にお魚センターというんじゃなくて、市民があるいは市外の方も非常に馴染みがあるような親近感を持つようなセンターの名称も検討していただきたいと思えます。リニューアルされるわけですので、新しいお魚センターは、こういった名称で市内にも対外的にもアピールするとそういったことの検討についてどのような考えをお持ちか、最後に聞いておきます。

**○桑原英樹水産商工課参事** 名称の変更という御意見もあったところですが、そのような御意見があったということで当該法人には伝えていきたいと思えます。

**○10番平田るり子議員** お魚センターについて質問をさせていただきます。先ほどもう工事は進んでいるという話ですが、進んでいるということはもうお魚センターの経営の方向性というものは決まっていると見てとれるんですが、この4つのこの附帯決議の中の新たな経営の見直しの部分で経営の方向性が決まっていたら教えてください。

**○桑原英樹水産商工課参事** 附帯決議の中で、現在の経営体制の在り方を見直し新しい体制を構築することでの方向性かと思えますが、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、この附帯決議の内容については、取締役会において代表取締役から各取締役に説明していることで聞いているところでありまして、本年度の株主総会、取締役会において代表取締役、専務取締役、取締役の選任についての議案も出されていたということで聞いておりますが、その中で選任についてはこれまでと同じ方に選任されたと聞いております。

**○10番平田るり子議員** ということは工事が進んでいる中、この方向性はまだ決まっていないと見えてとれます。このお魚センターの経営をどうするかというのは、もう最初にこの方向性はきちんと決めておかなければ借金というのはどんどん埋まらない、また増えていくと思えます。

まず、この枕崎のまち、この観光客に特化したお魚センターにするのか、市民も受け入れるお魚センターにするのか、大枠ここはもう必ず初めに決めておかなければいけないことで、よく出てくるお魚センターの話で、市民の皆様も買いに来るとか道の駅のようにという話も出ます。とてもいいこととは思いつつ、枕崎のこの状況は途中で寄るようなまちでもないですし、大型店舗がたくさんあります。立神地区、桜山地区、いろんなどころにたくさんあります。こういうのを考えれば、最初にこの道の駅はとても考えにくいのかなと思うので、やはりこの最初に観光客に特化するものなのか、市民が利用できるものなのか、ここぐらいは決めていく必要はあるかと思えます。

**○永野慶一郎議長** すみません、平田議員。質疑でございますので、なるべく意見等を控えていただいて、質問になっちゃっているので、簡潔に質疑をしていただくようお願いいたします。

**○10番平田るり子議員** 要するに、この最初の方向性、大きな方向性というものを決める、これは考えていらっしゃるのでしょうか。

**○桑原英樹水産商工課参事** まず、附帯決議の中での現在の経営体制の在り方を見直し、新しい体制を構築することってというのは経営陣の役員の話であるかと思っておりますので、そういったことでは先ほど答弁しましたとおり、今の同じ方々が再選任されている状況になっているところです。

そして、お魚センターの今度の大規模改修をした後の方針であります。こちらは昨年度、お魚センターで5か年の経営改善計画を策定しております。その中に詳しく掲載されているところではあります。経営改善のための具体的な取組として、観光拠点、海業推進、市民活躍の3つのコンセプトに基づいて、お魚センターの再生に取り組んでいくことにしております。

あと現在も市民の方々の利用につきましては、コロナ禍のときもマイクロツーリズムということで、近場の方々の集客も増やしていく取組も結構お魚センターではしてきたと思っておりますので、そういった意味では近隣の方々の利用は増えていると聞いております。

**○11番橋口洋一議員** 私もお魚センターについて質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、お魚センターの売上高、売上原価、それと給与ですね。こちらの内訳になるものをお伺いしたいところですが、売上高はこちらに売上高、テナント料収入、共益費収入としてお魚センター収支報告書6ページのところに予算額決算額等が記載されているところです。この売上高につきましては5年度予算額でいくと1億4,900万円となっております。レストランが主だと聞いております。レストランのほかにも小売りをする店舗もあると、そういった内訳を見たところの売上げってというのは幾らになっているんだろうなというのが一つ。

売上原価はそれぞれの直営のレストラン、小売店舗、それぞれで仕入れているところが幾らほどあるかというのが、お伺いしたいところが2点目。

あと、給与は給与支給人員、何名になっているのか。販売員と事務員と2つに分かれていたかと思っておりますので、そこらあたりを分かるところ御答弁ください。

**○鮫島寿文水産商工課長** 前期の決算について申し上げます。

まず、お魚センターの決算報告書の2ページをお開きいただきたいと思います。1ページが貸借対照表バランスシートとなっております。2ページが損益計算書でお示ししてあります。ここで橋口議員がおっしゃいましたとおり、売上高、上からここに売上高とあとテナント料収入、それと自販機、その他の売上げということであります。合計額が記載されておりますが、Ⅲが販売費及び一般管理費というところが支出になっております。ここで一般管理費の中で9,300万円ありますが、この中で人件費等が入っておりますので決算の状況、内訳については、参事が申し上げたいと思っております。

**○桑原英樹水産商工課参事** お魚センターの各部門での売上高について御説明いたします。令和2年度決算における売上高としまして、レストラン部門で5,647万8,919円。直営売店部門で2,985万3,139円。鮮魚部門で2,059万9,395円。みなと食堂で1,117万8,255円。自動販売機部門で55万4,933円。水族館部門で56万5,267円。ふるさと納税部門で913万6,112円。なお、ふるさと納税部門に関しましては令和4年7月から新たな部門として立ち上がっておりますので、実際はふるさと納税の売上高としては1,100万円ほどあったと聞いております。管理部門で1,994万0,720円となっております。

また、原価につきましては、レストラン部門につきましては2,440万円程度ですね。そして直営売店部門につきましては2,010万円程度。鮮魚部門は1,300万円程度。みなと食堂につきましては360万円程度。自動販売機部門につきましてはゼロ。水族館部門につきましてもゼロ。ふるさと納税部門につきましては550万円程度。管理部門につきましては売上原価という考え方がないかと思っておりますので、売上原価という考え方ではゼロになるかと思っております。

給与に関しましては事務員給与が販売管理費の中で3ページ、事務員給与があると思うんですが、ここが事務所の職員の給与になりまして、管理部門の方々が正社員2名とパート2名という構成になっているようです。そして残りの販売員給与に関しましては、レストラン、鮮魚、直営

売店、みなと食堂の方々の給与になっておりまして、レストランでこれは令和5年3月31日末時点ということですが、社員が3名、パートの方が9名、鮮魚部分でパートの方が6名、売店で社員が1名、パートの方が2名、そして、みなと食堂で社員の方が2名、パートの方が1名という構成になっているようです。

**○11番橋口洋一議員** その数字をお伺いしたところが、毎年売上げ原価のほうが結構な比率になっているなどというところがありまして、45%、50%っていう年もあるようです。非常に高かったものですから、それぞれ、レストランであれば飲食業、物販であれば小売業、そういったところの一般的な売上総利益に対する売上原価が大体あると示されているようなところなんです。

それでいきますと今、レストラン部門が売上げ原価の割合として55%ぐらいあったのかなと思います。同じ飲食だとすると、みなと食堂の場合は30%ぐらいかなと思いました。同じ飲食というくくりでいくと、レストラン部門はかなり原価が高いというのが正直なところなんです。そのほかの直売所とか仕入販売になりますので、ある程度の価格は致し方ないところとは思いますが、レストランとみなと食堂で大きく売上原価が違うのはどのようなことが考えられるかをお示しいただきたいと思います。

**○桑原英樹水産商工課参事** まず、レストランの令和4年度の原価率に関しては恐らく43.3%になるかと思っています。そして、みなと食堂は32.5%で確かにみなと食堂のほうで原価率は低いということはあるんですが、みなと食堂に関しては今度の大規模改修の関係で3月末で一旦店を閉めたところではあるんですが、どちらかというランチに来られる観光客ではない方向けの昼食が主になっておりまして、レストランと比べると、仕入れの価格が抑えられているところもあるかとは思っています。

そして、レストランに関しましては43.3%ですが、こちらの原価率は令和3年度も同じく43.3%、そして令和2年度で43%、令和元年度で42.1%、若干上がりつつはあるのかなとは思いますが、令和4年度でいえば、非常に物が上がっていく、原材料が上がっていく中で、レストランも2回ほど料金の値上げもしたということ聞いておりまして、非常に苦慮されているところもあったのかなとは思いますが、レストランもいろんな工夫をしながら何とか去年と同じ原価に抑えられたということ聞いています。

今年度につきましては、メインのリニューアルをまた夏以降にして、原価計算もしっかりしていくと聞いておりますので、改善されていくんじゃないかと思っています。

**○11番橋口洋一議員** 分かりました。このような率をお伺いしているというところは、今も大赤字のお魚センターでございますので、その在庫管理的なところ、先ほどお伺いした賃金につきましては、賃金の適正、人数の適正配分、そういったところも考えていかないといけないよというところを思ったものですから、お伺いしたところでした。

先ほどの売上原価の関係でいきますと、物が上がっていることで適正管理に努めるという話でしたが、その中でも鮮魚を扱うところになりますと、廃棄ロスはどうなっているのかとかそういったところも徹底して確認してチェックして次の売上げにつなげていくと、そういったことが非常に重要だと思いますので、その部分についてお伺いしたところでした。

今後もお魚センターの質疑はするかと思いますけれども、徹底してっていうところをお願いして私の質疑を終わりたいと思います。

**○鮫島寿文水産商工課長** 今、レストラン関係の特に私ども行政としましても、議員から指摘がありました売上に対する原価の比率は非常に重要視して見ております。市内の飲食店また小売店、飲食店のそういった売上げの原価率と比べますと、やはりレストランのほうで少し高いのかなと認識をしております。そこにつきましてもやはり魚を多く使うレストラン部門ですので、やはり歩留りといいますか生鮮品ですので、有効な利活用の仕方も含めてロスの少ないような商品の仕入れ、そして販売について検討したいということで考えておりますので、当該法人には経費そ

して売上げについての数値的なものも含めて、徹底した見直しとか、そういったものも含めて、今回大きくリニューアルということでレストランも様変わりしますので、それらも含めて行政としても指導、連携を図っていただければなと思っております。

引き続きそういった取組をすることによりまして、少しでも減価償却前の利益の確保、黒字の確保と当該年度の当期の経常損益の黒字化を図っていただけるよう、監督を強化してまいりたいと思っております。

○永野慶一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

○10番平田るり子議員 すいません最後に2つだけ、このふるさと納税部門というのが、オンラインショップ売上げになりますか。それとあと市民の税金が使われております、市民の意見というものはこれから取り入れるアンケートというのは考えておりますか。

○永野慶一郎議長 平田議員、どこの部門でしょうか。（「お魚センターです」と言う者あり）ふるさと納税のオンラインというところがあるんですけど、どこにそれが載ってらっしゃいますか、平田議員。

○10番平田るり子議員 先ほどの橋口議員の売上げの部分の説明の中で、ふるさと納税部門を紹介されました。

私としてこのオンラインショップの売上げというのが知りたかったんですが、このふるさと納税部門の金額がこのオンラインショップ売上げと考えてよろしいでしょうか。

○桑原英樹水産商工課参事 ふるさと納税部門につきましては、ふるさと納税のみの売上げになりまして、オンラインでの販売した売上げというのは、例えば枕崎牛とかであれば、直営売店の売上げに入っていて、カツオの刺身であれば、鮮魚部門の売上げに入っていくというようなイメージになります。

あともう一つ、市民からのアンケートであったり、意見とかを聞いていく予定はないのかということであるんですが、お魚センターの大規模改修においては、現在2階のレストランがあるスペースについては、大規模改修後は多目的ホールということで、イベントホールにしたりとか、そういったものを考えておまして、先日このお魚センターの計画のブラッシュアップに来られた専門家の方々からも御意見をいろいろいただいたんですが、2階の利活用方法については、今後市民の方々の御意見も取り入れながら、みんなで考えていったほうがいいんじゃないかという御意見もいただいていると聞いております。

○永野慶一郎議長 ほかに質疑はございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和5年第3回定例会を閉会いたします。

午後11時6分 閉会

# 一般質問の要旨

令和5年 第3回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①上迫 正幸	部活動の地域移行について	<p>1 少子化で年々、児童生徒が減少してきているが、市長の見解は</p> <p>2 4校区の小学4、5、6年生の児童数と中学1、2年生の生徒数は</p> <p>3 今後の運動部活動は、どうなっていくのか</p> <p>4 地域移行に伴い、保護者の経費負担はどのようになるのか。市としての支援は</p> <p>5 今まで中体連の大会は先生が中心となって運営してきたと思うが、今後はどうなるのか</p> <p>6 指導者に必要な資格はあるのか</p> <p>7 地域移行に伴い外部指導者の派遣について、どのように考えるのか</p> <p>8 けがなどをしたときの保険対応はどうなるのか</p> <p>9 文化部活動の地域移行はないのか</p> <p>10 コロナ禍で保護者同士が話し合う機会を持てなかったと思うが、保護者は理解しているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
②橋口 洋一	浸水被害対策について	<p>1 市内河川の改修状況について</p> <p>2 水防箇所10地点の中で、鹿籠麓町（山下地区）と</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>妙見町（瀬戸口地区）における危険対象雨量及び波高が時間降水量ではなく、日間降水量で300ミリとなっているのはなぜか</p> <p>3 本市における雨水管理総合計画の策定状況について</p> <p>4 降雨シミュレーションにおいて想定される浸水被害地域について</p> <p>5 浸水被害が想定される地域において見込まれる災害対応について</p> <p>6 同計画の対象とならない地域の雨水管理対策の方針について</p> <p>7 山下地区の一時避難所について</p>	
	<p>ふるさと納税について</p>	<p>1 本市への納税額・件数の過去5年間の推移について</p> <p>2 市外地方自治体へのふるさと納税額・件数の過去5年間の推移について</p> <p>3 返礼事業協力事業者の募集状況・選定方法について</p> <p>4 返礼事業協力事業者との協力体制について</p> <p>5 6月以降のふるさと納税に関する対応状況について</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③眞茅 弘美	学校の個室トイレへの生理用品設置について	<p>1 昨年度、県の事業を活用し生理用品を配布したと聞いているが、どのような方法で配布されたのか</p> <p>2 子供たちが安心して学校生活を送れるように各学校の個室トイレに設置できないか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 公募型プロポーザルの応募・落札の結果は</p> <p>2 最優秀者が辞退したと聞いているが、その理由は何か</p> <p>3 サイト上に5月25日より寄附受付を一時停止するとあるが、協力事業者への説明または対応はどのようにしたのか</p> <p>4 ふるさと納税の運営を今後どのようにしていく考えか</p> <p>5 第三セクターであるお魚センターで運営していく考えはないか</p>	市 長 副市長 課 長
	火之神地区養豚場跡地について	<p>1 基本構想策定に向けた検討の場としてワークショップが開催されたと聞いているが、回数・内容・結果は</p> <p>2 市長は施政方針の中で、幅広い意見を収集して本市のさらなる魅力発信につながる基本構想について検討を続けると述べているが、現時点での市長の見解は</p> <p>3 火之神地区建物解体事業の計画はどのようになっ</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④辻本 貴志	本市の人口流出の現状について	<p>ているのか</p> <p>1 昼間の仕事は枕崎で行い、住まいは近隣市という現状も多く聞かれている。本市の人口流出の現状についてどのように把握しているのか（中でも子育て世代はどうか）</p> <p>2 昼間人口、夜間人口についての現状はどうか</p> <p>3 人口増に対して、市の考えは</p>	市 長 副市長 課 長
	本市における学校の不登校の現状と課題について	<p>1 スクールカウンセラーの配置状況はどのようなものか</p> <p>2 本市で深刻なケースはあるのか。また、そのケースへの対応はどのようにされているのか</p> <p>3 大阪府吹田市立吹田第六小学校では、いじめ予防事業に取り組んでいるというテレビでの紹介があったが、本市のいじめ予防への取組状況はどうか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	小学校における教科担任制について	<p>1 令和4年度から小学校で本格的に始まった教科担任制。本市の取組状況はどうか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
⑤下竹 芳郎	かごしま国体について	<p>1 3年間、延期を余儀なくされた「かごしま国体」が令和5年10月7日から開幕し、14日からは本市が会場となっている「なぎなた」競技が開催される。市長の意気込みは</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥禰占 通男	子育て支援について	<p>2 本市では14日からの3日間、選手団・関係者・応援団等、全国から多数の人が訪れるが、迎える準備、おもてなし等はどのようになっているのか</p> <p>3 国体終了後も「なぎなた」競技を盛り上げていてもらいたい、どのように考えているのか</p> <p>1 市長は公約でも施政方針でも子育て支援を前面に押し出している。本市も今月から高校生の医療費が無償化になる。先日地元新聞発表の県内自治体の子育て支援比較でもあったが、支援策が近隣市と比べて遅れ気味ではないのか</p> <p>2 国も「異次元の少子化対策」などとして、大変力を入れているが、本市も子育て支援をどのように取り組むのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	定住者支援について	<p>1 定住者・移住者支援の中で住宅取得、リフォーム関係の過去5年間の実績は</p> <p>2 定住者支援（住宅関係補助）も近隣市と比べ手薄ではないのか</p> <p>3 これから本市独自の支援策を拡充していく考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	<p>1 令和4年度の納税額の減収要因は何か</p> <p>2 本市と委託事業者との令和5年度における契約内容はどのようになされているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	少子化対策について	<p>3 令和5年度の目標設定はどのようになっているのか</p> <p>1 本市の少子化対策としての子育て支援の施策はどのように進めるのか (1) 経済支援について ① 学費、給食費、住居費、医療費、出産祝い金について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
⑦平田るり子	本市の少子化・人口減少対策について	<p>1 本市の人口の現状はどうなっているのか</p> <p>2 少子化・人口減少による本市への影響について</p> <p>3 国の「異次元の少子化対策」により、本市の少子化を解決することができると思うか</p> <p>4 必ず少子化を解決するための施策について</p>	市 長 副市長 課 長
	水路・側溝の状況について	<p>1 花き栽培施設周辺の側溝状況について</p> <p>2 水路・側溝が整備されていないことによる弊害について</p> <p>3 本市における側溝の整備計画について</p>	市 長 副市長 課 長
⑧豊留 榮子	マイナンバーカードについて	<p>1 マイナンバーカードに関するトラブルが多発しているが、本市における被害状況など調査・把握されているのか、見解を</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨水野 正子		2 マイナ保険証に別人情報が誤って登録されることは、命に関わることにもなりかねない。大きな過ちが起こる前にマイナンバーカードの活用は中止すべきだと考えるが、見解を	市 長 副市長 教育長 課 長
	学校給食費の無償化について	1 子育て支援のためにも、ふるさと納税の活用や財政調整基金の活用で支援すべきではないか	
	市民の相談窓口について	1 市民のための相談窓口は各所に設置されていることと思うが、市民が訪ねやすいよう各家庭に相談窓口の一覧表を配布できないのか  2 総合的な窓口は設置できないのか	
	子ども・子育て支援について	1 学校給食費の無償化について  2 むぞかベイビー誕生祝金給付事業について  3 魅力ある子育て支援策について	
	産後ケア事業について	1 産後ケア事業の利用状況について  2 今後の産後ケア事業の在り方と周知方法について	
	農村振興について	1 地域ぐるみの農地保全活動に対する助成制度について	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑩立石 幸徳	本市の行財政改革推進計画について	1 令和5年3月策定の第2次行財政改革推進計画の趣旨・目的及び計画期間について 2 財政健全化の推進について（市債残高、市債償還計画など） 3 将来負担比率について 4 事務・事業（企業版ふるさと納税など）及び組織機構の見直しについて 5 定員管理の適正化について 6 経費削減等の財政効果について	市 長 副市長 課 長
	ごみ処理コストの軽減策について	1 ごみ処理コストの軽減策について	市 長 副市長 課 長
	ふるさと納税について	1 ふるさと納税返礼事業委託事業者の選定方法及び契約手続について 2 今後の返礼事業の在り方について	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 辻 本 貴 志

枕崎市議会議員 平 田 るり子